

令和6年6月13日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 口	徹 也
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
政	策	川	原	逸	生
総	務	岩	下	善	孝
市	民	山	崎	公	和
部	長	山	浦	康	則
兼	福	藤	家		隆
社	務	白	仁	和	哉
所	課	寺	岡	弘	樹
長		山	崎	智	香
産	業	中	村	祐	介
部	長	山	口		洋
長		村	田	秀	哲
建	設	財	政	環	大
環	境	政	策	か	お
部	長	調	整	美	る
長		監	兼	康	徳
会	計	D	X	智	輔
兼	管	推	進	正	子
事	理	室	長	美	和
務	者	長		晃	希
局	兼	市	民	将	行
長	人	幸	尾	裕	臣
人	権	田	中	昌	徳
・	同	染	川	正	和
和	対	高	本	秀	樹
策	課	三	ヶ	宜	明
長		中	尾	浩	一
政	調	星	野	憲	和
策	整	高	本	克	彰
課	課	江	島		
長		橋	本		
広	報	堀			
企	画	山	口		
課	長	橋	川		
長		中	村		
財	政	江	頭		
課	長	嶋	江		
長					
政	策				
調	整				
監	兼				
D	X				
推	進				
室	長				
長					
市	民				
課	長				
長					
税	務				
課	長				
長					
保	險				
健	康				
課	長				
長					
福	祉				
課	長				
長					
産	業				
支	援				
課	長				
長					
商	工				
観	光				
課	長				
長					
農	林				
水	産				
課	長				
長					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
建	設				
住	宅				
課	長				
長					
建	設				
住	宅				
課	参				
事					
都	市				
計	画				
課	長				
長					
環	境				
下	水				
道	課				
長					
環	境				
下	水				
道	課				
参	事				
長					
水	道				
課	長				
長					
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

令和6年6月13日（木）議事日程

開議（午前10時）

- | | | |
|--------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第1号 | 令和5年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告） |
| 日程第2 | 報告第2号 | 令和5年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について（報告） |
| 日程第3 | 報告第3号 | 令和5年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書について（報告） |
| 日程第4 | 報告第4号 | 令和5年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書について（報告） |
| 日程第5 | 報告第5号 | 令和6年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告） |
| 日程第6 | 議案第25号 | 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決） |
| 日程第7 | 議案第26号 | 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決） |
| 日程第8 | 議案第27号 | 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第9 | 議案第28号 | 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第29号 | 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第30号 | 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決） |
| 追加日程第1 | 議案第30号 | 「令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）」の修正動議（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 議案第31号 | 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 報告第1号

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1．報告第1号 令和5年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、報告第1号 令和5年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

繰越明許費とは、一般的に繰越事業と言われるもので、令和5年度の予算のうち、諸般の事情により予算の一部を本年度に繰り越して執行するものでございます。

2ページをお願いします。

繰り越した事業及び金額の一覧です。

表の中で、事業名の次の金額の欄は、昨年度の議会において設定いたしました繰越限度額でございます。その次の翌年度繰越額が令和5年度から本年度に繰り越した額でございます。次の欄の既収入特定財源につきましては、令和5年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額でございます。次の国庫支出金からその他までの4項目につきましては、本年度に収入見込みの特定財源を種類別に区分したものでございます。一番右の一般財源につきましては、事業費のうち、市が一般財源として負担する金額でございます。

それでは、各事業について御説明いたします。

ナンバー1の低所得者支援給付金給付事業は、限度額97,890千円のうち、37,720千円を繰り越しております。

ナンバー2の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、限度額19,166千円のうち、2,192千円を繰り越しております。

ナンバー3の農道・用排水路施設整備事業は、限度額10,000千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー4の農業基盤整備促進事業（佐賀園芸888推進型）は、限度額12,057千円のうち、8,257千円を繰り越しております。

ナンバー5の地域農業水利施設ストックマネジメント事業（鹿島地区）は、限度額20,770千円のうち、20,069千円を繰り越しております。

ナンバー6の地域農業水利施設ストックマネジメント事業（鹿島市土地改良区）は、限度

額439千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー7のため池調査計画事業は、限度額6,374千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー8の農業水路等長寿命化防災減災事業は、限度額25,270千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー9の水産基盤ストックマネジメント事業（七浦漁港塩屋地区）は、限度額30,830千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー10の水産基盤ストックマネジメント事業は、限度額50,100千円に対し、その全額を繰り越しております。

3ページをお願いします。

ナンバー11の物価高騰に伴う商品券追加配布事業は、限度額96,700千円のうち、46,192千円を繰り越しております。

ナンバー12の辺地道路整備事業は、限度額154,701千円のうち、147,713千円を繰り越しております。

ナンバー13の社会資本整備総合交付金事業（市道新町・組知線）は、限度額15,060千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー14の道路整備個別補助事業（向井水道水管橋ほか）は、限度額4,590千円のうち、3,715千円を繰り越しております。

ナンバー15の道路整備個別補助事業（犬王袋橋ほか）は、限度額33,050千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー16の通学路緊急対策事業は、限度額を設定しておりましたが、令和5年度内で執行することができたため、繰越しはございません。

ナンバー17の通学路緊急対策事業（市道中川・犬王袋線）は、国の補正予算に伴う事業の前倒しによるもので、限度額70,000千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー18の母ヶ浦川水系流域治水対策事業は、限度額8,260千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー19の市営住宅改修事業は、限度額115,000千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー20の鹿島市耐震化促進事業は、限度額94,563千円に対し、その全額を繰り越しております。

4ページをお願いします。

ナンバー21、消防施設整備事業は、限度額を設定しておりましたが、令和5年度内で執行することができたため、繰越しはございません。

ナンバー22の小学校長寿命化改良事業は、限度額160,000千円のうち、159,560千円を繰り

越しております。

ナンバー23の公民館一般管理事業は、限度額2,000千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー24の現年発生農地農業用施設災害復旧事業は、限度額47,900千円のうち、45,700千円を繰り越しております。

これらの財源内訳は表に記載のとおりでございます。

この結果、24事業、繰越限度額の合計1,092,864千円のうち、22事業932,064千円が本年度に繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

おはようございます。12番議員の伊東です。

それでは、何点か質問させていただきます。

毎年、前年度からの繰越明許費、こういうふうに出てくるわけですけど、私を感じるころ、非常にこの繰越明許費の合計の額が大きくなってきている。今回も、もう9億円を超えている。もちろん、これには原因はいろいろあると思います。諸般の事情であったり、もしくは国庫支出金、こちらのほうが遅れたりとかあると思いますが、ちょっとやっぱり気になるのが、この24の項目の中で農業に関するストックマネジメント事業なんか4つぐらいあるんですね。それとか、道路の改良。特に能古見の中川内～広平線なんかは、ほぼ予算額と変わらないぐらい、147,700千円くらい繰越しとなっていく。全てを詳しく説明していただくのは大変でしょうけど、主立ったところで、何でこういうふうに繰越明許費が増えていくのか。やっぱり思うのは、今度はこれをやらないと、令和6年にやらないといけない。じゃ、令和6年の事業も、また令和7年に繰り越されていくのかという問題がやはり起きてくると思います。財政課のほう、どうでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答え申し上げます。

各個別の事業は、先ほど議員もおっしゃったとおり、それぞれの理由があって、特に議員も御存じのとおり、年末に成立した国の補正予算については繰越明許費の前提での承認事業になりますので、その部分は次年度に、今年度に行う予定の分を前倒ししているという性格がありますので、そういうものについては6年度の事業を圧迫しないということで、6年度の執行すべきものを前に持ってきてするということがあります。

そのほか、御指摘の辺地とかありますけれども、それぞれ現地に入ったときの用地の問題とか、特に現地との調整の時間とか、天候に影響して着手が遅れたとか、農漁業とか商業の繁忙期には工事に入れないとか、様々な理由があって、対外的な、相手方さんの調整に時間がかかっているということで、毎年同じような件数ぐらい繰り越していることになりましてけれども、そこは予算の性格上は単年度が原則なんですけど、そこは通年間、長い目で見れば7年度も繰越事業がまた発生するかも分かりませんが、そこは計画的に事業を担当課のほうで進捗を図っていくものと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

答弁ありがとうございます。おっしゃるとおりですよ。国の補正予算がぎりぎりに、年度末近くにとかなったら、もうそれは次の年に回すしかないですもんね。ただ、今答弁の中でもおっしゃったように、様々な、地元との調整に時間がかかったとか、それとか天候不順はあるかも分からないけど、諸般の事情というのがやっぱりあるんですね。これによって遅れるということは、この工事と事業を待ち望んでいた人たちにとっては、予算は出ているのに事業は行われていないという、やっぱりそのこの辺りがあると思いますので、毎年のことにはなるんですけど、各担当課が力を注いでいただいて、しっかりと単年度事業で終わらせることができるように努力をしていただければなと思っております。

ただ、冒頭に言いましたとおりに、150億円ぐらいの年当初予算に対して9億円近いといたら結構な金額になりますもんね。だから、ここの辺りは考えながら事業等も進めていっていただきたいなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかにございますか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま伊東議員のほうからも質問がありましたが、何でこんなに繰越しが多いかという、ちょっと今までにないような状況が続いているわけですが、1つだけお尋ねをしたいと思います。

土木関係ですね、道路とかその他。この問題については、今全国的にも材料が少ないとか、それから働く人が少ないとか、そういうのが大きな問題になっていますね。特に地震の被災地では人数が足りないということで、いまだに復旧ができないというようなこともあります。鹿島のこういう土木事業に対して、業者の問題とか材料の問題ですね、そういう問題がこういう形になって表れているというような現状がありますか、鹿島ではどうなんでしょう

か。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

鹿島市内の建設業の状況といいますのは、全国的に言われるように、やはり働く方がいらっしやらないとか、材料がなかなか手に入らないというのは全国的なものでございます。

今回の繰越しにつきましては、相手方の都合ですね。例えば、買収したところの用地の方が、ちょっと期限が長くなられたので工事が入れなかったとか、そういう相手方都合と、それとあと、国の国庫補正がついたこと。それとあと、この頃は関係機関との調整が特に煩雑になりまして、機関との調整に時間を要したというものが多くございます。

やはり今後は、今も言われている働き方改革ですね、それで週休2日制というのを必ずしなさいということになりますので、工期を長く取る工事が多くなってきますので、なかなか思った以上の進捗が図られないというのが今後は出てくるのかなと考えるところでございます。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほどもありましたが、特に道路関係とかは地域の人たちは待ち望んでいるわけですよ。だから、予定どおりに進めることが大事だと思いますが、いろんな問題があって、今、働く労働条件の変更だとか、そういうのもありますが、そういうのに対して、やっぱり働く人たちの待遇の問題なんか、余計雇うと大変だというのがあって、その辺についてはこれからの問題になってくるとは思います。行政としてもどう指導をしていくかということは大変ではないかと思えますね。

それと、今振り返ってみますと、これまではよく年度末は道路工事があっちこっち、3月頃からばあっとありよったですね。とにかく年度内にやらんといかん。しかし、今はあまり見られなくなりましたね、無理してでもというのはないですね。だから、やっぱり予定どおり進めるということは大事だと思いますが、そういう社会的な情勢がいろいろあると思いますので、その辺については業者との間での行政の指導といいますかね、そういうのもやりながら、ぜひスムーズにいくような形を取っていただくということをお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第2 報告第2号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2. 報告第2号 令和5年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、報告第2号 令和5年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

議案書は5ページから6ページでございます。

議案書5ページを御覧ください。

本案件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告するものでございます。

議案書6ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、1款. 資本的支出、1項. 建設改良費、事業名、七浦水源地及び配水池計装盤更新工事でございます。予算計上額35,200千円から、支払義務発生額14,000千円を差し引いた翌年度繰越額は21,200千円でございます。この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、当年度損益勘定留保資金21,200千円でございます。

今回の予算繰越しは、令和5年度、第16号、七浦水源地及び配水池計装盤更新工事に伴う電気計装盤等の一部資材が入手困難となっており、製品の製作に不測の日数を要したため、年度内での工事完了が困難となったため、繰越しを行ったものでございます。このため、令和5年度内に支払い義務が発生しなかった予算額21,200千円につきまして、令和6年度に繰り越しして使用することといたしましたので、地方公営企業法第26条3項の規定により報告いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3．報告第3号 令和5年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

それでは、報告第3号 令和5年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書について御説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和5年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

この報告は、令和5年度から令和7年度までの継続費として議決をいただきました鹿島市浄化センター改築事業につきまして、令和5年度中に執行できなかった事業費を法令の規定により本年度へ繰越しを行うものでございます。

議案書8ページを御覧ください。

1款1項の鹿島市浄化センター改築事業は、継続費の総額991,000千円、そのうち令和5年度継続費予算額が248,000千円、支払義務発生（見込）額は83,120千円、残額164,880千円のうち、翌年度通次繰越額は125,000千円でございます。

提出通次繰越しの理由は、電子基盤であるインバーター等の部品の入手が半導体の不足により年度内での完了が困難となったためです。

以上で説明を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、以上で報告第3号は終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．報告第4号 令和5年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

それでは、報告第4号 令和5年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

議案書9ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

議案書10ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越計算書でございます。

1行目、未普及解消事業となりますが、汚水準幹線・枝線管渠築造工事及び舗装復旧工事は、下水道区域認可拡大に伴う詳細設計において、今回、施工推進工事の管底高及び推進工法の見直しが必要となったことで不測の日数を要したなどの理由により、年度内の完了が困難となったため、予算計上額353,956,090円のうち、177,161,990円を繰り越しております。

2行目、南舟津雨水ポンプ場補償設計業務は、既存ポンプ場撤去工事で、近隣住民の負担軽減のため、工法変更により、低騒音、低振動の工法で工事を行った結果、不測の日数を要し、工事後の家屋補償設計業務の年度内完了が困難になったため、予算計上額4,800千円に対し、全額4,800千円を繰り越しております。

3行目、西牟田雨水ポンプ場詳細設計業務は、国の補正予算に伴う計上のため、予算計上額14,000千円に対し、全額14,000千円を繰り越しております。

以上、建設改良費の繰越合計額は予算計上額372,756,090円、支払義務発生額176,794,100円となり、翌年度への繰越額は195,961,990円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

日程第5 報告第5号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5．報告第5号 令和6年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

それでは、報告第5号 令和6年度鹿島市土地開発公社事業計画について御説明いたします。

議案書の11ページをお願いします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものです。

別冊の令和6年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたしますので、御準備をお願いします。

鹿島市土地開発公社は昭和48年に設立し、市の事業と連携しながら事業を推進して、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。現在、全ての保有地を売却しており、本年度は公社を維持していく必要最小限の予算を計上しております。

事業計画書の1ページをお願いします。

本年度の収入支出予算は、収入4千円、支出22千円としております。

2ページをお願いします。

収入支出の内訳です。

収入につきましては、事業外収入で利息収入4千円を計上しております。

支出につきましては、管理費22千円を計上しております。

なお、支出に対して不足する収入につきましては、前年度繰越準備金で補填することとしております。

3ページをお願いします。

資金計画です。

左の受入資金につきましては、事業外収入4千円と前年度繰越金37,024千円を加えた37,028千円です。支払資金は、予算の支出と同額の22千円です。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書です。

収入は利息収入4千円です。

5ページをお願いします。

支出の内訳であります。

旅費、需用費、負担金などの経費22千円を計上しております。

なお、この事業計画につきましては、去る3月22日に鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいたものです。

6ページと7ページは参考資料として、予定損益計算書と予定貸借対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、以上で報告第5号は終わります。

ここでお諮りいたします。議案第25号から議案第31号までの7議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第25号から議案第31号までの7議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 議案第25号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6．議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）であります。

当局の説明を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

おはようございます。議案第25号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書の12ページを御覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について、13ページの専決処分書のとおり、令和6年4月1日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めますのでございます。

改正条文につきましては、議案書の14ページから掲載しております。

本日は別冊の議案説明資料に沿って御説明いたしますので、議案説明資料を御準備ください。

議案説明資料の1ページから21ページまでは新旧対照表でございます。

今回の法律の改正に伴う条項の改正や削除、条項ずれによる修正及び文言整理を行っております。ここでは改正事項の主な内容を記載しております22ページ以降の資料に沿って御説明いたします。

22ページを御覧ください。

1、改正理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、その一部が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容の1点目は、(1)の個人市民税の定額減税です。

①令和6年度の個人市民税の所得割について、定額の特別税額控除を実施するものです。

この定額減税の対象者は、令和6年度の個人市民税に係る合計所得金額が18,050千円以下の納税義務者の方となります。

定額減税の額は、本人10千円、控除対象配偶者または扶養親族1人につき10千円の合計額とし、市県民税所得割額を限度とします。

②は①の定額減税対象者のうち、令和6年度に配偶者に係る定額減税を受けられない方について、令和7年度に実施することを定めたものです。

具体的には、対象者本人の合計所得金額が10,000千円を超え、かつ配偶者の合計所得金額

が480千円以下の場合、配偶者に係る定額減税分10千円を令和7年度の所得割額から減税するというものです。

次に、(2)定額減税の実施方法として、改正後の地方税法に合わせて税条例附則第7条の6及び第7条の7に新たに規定しております。

また、本市は令和6年度まで、普通徴収の方法で納付される個人市県民税は、固定資産税及び国民健康保険税と合わせて10回で納付する集合徴収方式といたしますので、この集合徴収方式を規定している鹿島市税条例の臨時特例に関する条例附則第2条を改正後の税条例附則第7条の6に即して改正するものです。

次に、23ページを御覧ください。

徴収方法ごとに3つの減税実施方法を示しております。

上段の①は、納付書や口座振替などで納付する普通徴収の方の減税方法となります。

普通徴収の場合は、①の表の下に向かった矢印で減税を表しております。年税額を6月から翌年3月までの10回で分割した後、6月分の税額から定額減税分を控除していきます。6月分で引き切れない場合は、減税額に達するまで、7月以降の税額から順次控除していくことになります。

具体例で申し上げますと、定額減税額が10千円、年税額120千円、各月の税額が12千円の普通徴収の方の場合、6月分の納税額12千円から減税分10千円を控除し、6月は控除後の残り2千円、その後、7月以降は12千円を徴収することになります。

次に、中段の②給与から差し引かれる特別徴収の方の場合ですが、通常は6月から翌年5月までの12回で徴収しておりますが、令和6年は6月分を徴収せず、7月から翌年5月までの11回で徴収することになります。特別徴収の場合は、普通徴収のように、各月の税額から減税分を順次控除していく方法ではなく、まず、1年分の税額から定額減税分を控除した後、残りの税額を11回で分割したものを7月から徴収することになります。

定額減税額10千円、年税額120千円の給与特別徴収の方を例にいたしますと、120千円から減税分10千円を控除した残りの110千円を11回で分割し、7月以降、各月10千円ずつを徴収することになります。

下段の③、公的年金から市県民税を差し引かれる方の場合、10月分の年金特別徴収税額から定額減税分を控除し、10月で引き切れない場合は、減税合計額に達するまで、12月以降の税額から同じように順次控除されるものです。

今回実施される定額減税は、減税の時期や控除方法が普通徴収、給与特別徴収、年金特別徴収の納付方法によってそれぞれ異なりますので、市民の皆様からの制度に関するお問合せ等に丁寧に対応してまいりたいと思います。

次に、(3)固定資産税に係る土地の負担調整措置の延長です。

令和6年度は3年置きに実施される評価替えの年であり、この評価替えに伴い、価格の変

動による税負担の急激な上昇を緩和するため、現行の負担調整措置の仕組みのまま令和8年度まで3年間延長するものです。

負担調整措置の仕組みは、バブル期の地価上昇によって発生した税負担の不均衡を是正するため、平成6年度に導入された制度であり、地価公示価格等の7割をめどに評価額を算出するものです。

平成6年度にこの仕組みが導入された後、複数回の税制改正の中で段階的な変更を経て、平成27年度以降は現在の仕組みが継続されています。

24ページを御覧ください。

負担調整措置は、それぞれの土地の負担水準を基に税負担の調整を行うものであり、この負担水準は、課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものとなります。負担水準がある程度まで達している場合、税額を据え置き、もしくは引き下げられ、達していない場合は段階的に引き上げられます。

24ページ下段の図で一番左の商業地等の宅地を例に取りますと、縦軸の負担水準が70%を超える土地は、税額計算の基となる課税標準額を評価額の70%まで引き下げて税額を計算します。また、負担水準が60%以上70%以下の土地は、前年度の課税標準額と同額に据え置きます。また、負担水準60%未満の土地は、前年度課税標準額に今年度評価額の5%を加えたものを今年度の課税標準額として税額を算定することになります。

最後に、3、施行期日は令和6年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

12番の伊東です。この定額減税はテレビなんかでも言っています。これのやり方が私から言わせると非常にこそくな手段、もう少し分かりやすくやってくれよと。所得税30千円、住民税10千円、これを分割して引いていくと。これはニュース等でも言っていましたけど、これをやるのに物すごく事業主さん大変なんですよ。各従業員の方の配偶者であったり、扶養、そういうふうなのを全て聞いて、1人ずつこれはパターンが変わってくるんですよ。これを給与明細にわざわざ定額減税分という項目まで作って書いてですよ。これをどうしてこんなことをやるのか、国から来たんでしょけど、担当課としてはどのようなお考えですか。

○議長（徳村博紀君）

田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

お答えします。

今回の定額減税は議員おっしゃったように、国からこういった制度ということで実施する

ことになったわけですけれども、先ほどありましたように、確かに個人の事業主さんですとか、法人でも同じかと思えますけれども、複雑な計算方法ですとか、給与の引き去り、それから給与明細への控除額等の義務づけなど、いろんな面で負担が強いられているのはお声とさせていただいております。

先日、商工会議所のほうでも、武雄税務署主催でこういった事業主さん向けの説明会がございました。なかなかやっぱり難しいという事務の難しさ、煩雑さというのがあったので、いろいろと御質問も受けられておりましたけれども、私たちもこういった事業主さんからの問合せ、既に電話等で、窓口等でいただいておりますので、これについては税務署と連携しながら今対応しているところです。ですので、今後またこういった形での御質問があった場合には私たちも積極的に受けたいと思えますし、事業主の皆さんに苦労があるとは思いますが、一緒に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

答弁ありがとうございます。

担当課としてはそういうふうな答弁しかやっぱりできないだろうと思うんですよ。ただ、おっしゃったとおりに、これはどういうふうにやればいいのかとか、やっぱり聞かれる方は多いと思うんですね。商工観光課のほうとも連携せんとはいけません、商工会議所の会員の方とかはそっこのほうに聞いていいかも分からない。でも、商工会議所の会員に入っていない方は、何かやっぱり大変だろうなと思うんですよ。

私のところにも会計士さんから連絡があって、来月からこういうふうなのを始めてくださいということで言われましたけど、いや、本当、もう最初から40千円引いてくれよと、何らかの形で。そのほうが一番楽ですよ。

一番最初に言ったように、恩着せがましくそういうのを給与明細に書かせる国のやり方にも私はおかしいなという気はしております。ただ、これはもう決まったことで、実際に実施されるんですから、先ほどから言っているように丁寧な説明というか、それを心がけていただくようお願いしておきます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり承認されました。

日程第7 議案第26号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7、議案第26号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第26号 専決処分事項の承認について説明いたします。

議案書は30ページから、議案説明資料は25ページからでございます。

議案書の30ページを御覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

条例改正の改め文でございます。

改正内容等については、議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の27ページを御覧ください。

初めに、改正理由でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、その一部が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、令和6年度の国民健康保険税の賦課期日である令和6年4月1日付で国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び低所得者世帯の軽減の拡充について、所要の改正を行ったところでございます。

次に、改正内容でございます。

1点目は、国民健康保険税の賦課限度額の引上げでございます。

医療給付費等が増加する中、高所得層に多く御負担いただくことにはなりますが、表中に

掲げておりますとおり、今回の賦課限度額引上げは、医療分及び介護納付金分の賦課限度額を据え置き、後期高齢者支援金分の賦課限度額について、改正前の220千円を改正後は240千円に改めるものでございます。

したがいまして、賦課限度額の合計は、改正前の104万円から改正後は106万円となるものでございます。

また、今回の賦課限度額の引上げによる影響については、令和5年度の賦課状況から、影響世帯数44世帯、影響額823千円の増額と試算をしております。

2点目は、国民健康保険税の低所得世帯に対する軽減制度の拡充でございます。

低所得等の保険税負担の軽減を図る観点から、低所得世帯に対する5割及び2割軽減の判定所得を引き上げ、軽減対象世帯の拡充を図るものです。

表中に掲げておりますとおり、5割軽減については、改正前の被保険者1人当たり加算額290千円を、改正後は295千円に改め、2割軽減については、改正前の被保険者1人当たり加算額535千円を、改正後は545千円に改め、軽減判定所得の引上げを行うものです。

なお、7割軽減については現行のまま据置きとしております。

また、今回の低所得世帯に対する軽減制度の拡充による影響については、令和5年度の賦課状況から、5割軽減では影響世帯数延べ14世帯、影響額327千円の減額。2割軽減では影響世帯数延べ18世帯、影響額158千円の減額。合計で影響世帯数延べ32世帯、影響額485千円の減額と試算をしております。

次のページをお願いいたします。

改正による影響試算でございます。

今回の賦課限度額の引上げによる影響額823千円の増額と、低所得世帯に対する軽減制度の拡充による影響額485千円の減額から、国民健康保険税は338千円増加すると試算をしております。

最後に、賦課期日は令和6年4月1日でございます。

なお、議案説明資料25ページと26ページに今回の改正の新旧対照表を掲載しておりますが、説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。私はいつも国保税の年度末の変更ですね、もう何回も言ってきましたが、これは国が地方税法を変えたことによって行うわけですが、とにかく3月30日に公布されて4月1日から施行と、いや応なしに地方ではこれをやらなくちゃいけないような手法ですよ

ね。本来ならば、私はこういうのが出たら、やっぱりその地域で、この問題についてしっかりと、上げるにしろ上げないにしろ議論をすることが大事だと思うんですよ。今までも私は何度も同じことを言ってきたと思います。国がこういうやり方をすることは駄目だと。

そういうのに対して、もう本当ずっとこれが恒例になっていますが、こういう在り方についてどうお考えですか。もっと真剣に内容について考える必要があると思うんですがね、こういう形ならいや応なしに、もういつも御無理ごもっともという形で通されておりますが、私はどうしても納得いきませんが、この在り方について市長はどうお考えですか。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この専決処分の件については、昨年度というか、継続して松尾議員、他議員から幾つか御質問が例年あってはいますが、これまでお答えした部分の繰り返しになりますけれども、結論から一応申しますと、これは国の制度論として、法律によってこのような専決処分という仕組みになっております。システムとか、あるいは言葉は悪いんですけど、縛りが出ております。ここは鹿島市だけの専決処分じゃなくて、今回の年度末から年度初めにかけて対応というのは、全国の自治体、全国数千ありますけれども、そこでも法に基づいて同様の方法で条例改正が行われております。

今回の国保の税条例の一部改正ですけれども、少し補足をいたしますと、担当からも説明がありましたけれども、今回の専決処分事項である国保税条例の一部改正については、地方税法の施行令の一部を改正する政令が6年3月30日ということで公布をされております。これは内閣の決定によって天皇が公布というふうになりますけれども、その一部が4月1日から施行ということで、2日後になっております。

ということで一部改正の必要が出てきておりますけれども、この施行日が4月1日ということで、条例の改正は通常は全ての議案は余裕を持って議会にお諮りするのが常ですけれども、今回については時間的な余裕がなかったということで、やむを得ず、地方自治法第179条の1項というのが専決処分の項目でございますけれども、この規定に基づいて対応をさせていただいているということです。

この案件については、これまでも地方税法の施行令の一部を改正する法令ではほとんどが3月末に、一日二日越しに4月を迎えるというときにしかあっておりませんので、この法を適用して対応させていただいているということです。

この情報もなるべく議員の皆さん方には、市民の代表ということでおつなぎするのが私たちの役目でございますので、今回の案件につきましても、3月6日の新年度予算審査特別委員会の中でポイントを御説明させていただいて、今回の改正の情報とか専決処分による対応

についてもおつなぎをしております。

あと加えて、4月8日付で今回の専決処分の内容を電子データで議員の皆さん方に事前の情報提供をおつなぎということでさせておりますので、ここは冒頭に申しましたとおり、法律に定める制度論ということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いつもそうですが、私はどんなに詳しく説明をいただいても理解できないんですよ、本当に。市だって、私たち議員だって、市民の暮らしを守っていくという責務があるんですよ。このように、国が決めたことだから仕方がないというような形で押しつけられてきたら、これだけじゃないですよ。今から先の国と地方の関係というのは、本当に見ておりますと、ますますこういうのが押しつけられる可能性がありますよね。何ですか、この頃、国家何とか何とかデジタル構想ですか、そういうのを見ておりますが、ああいうのを見ておりますと、まさに国が言うなりにそれをしなくちゃいけない、もうどうも私たちの手が出ないというような、そういう流れが押し寄せてきている感じがします。

そういう面からいきますと、国保の問題はこれまでも限度額の値上げとか、いつも専決処分でしたね。そのたびに私は言ってきました。しかし、もう私たちが、はい、御無理ごもつとも、お国がおっしゃるから、それでは通せないと思うんですよ。そうしておったって、市民の暮らしは守っていけないと私は思います。本当に大変です。この議案が安くなろうが高くなるだろうが、その内容は特別あれじゃないんですよ。やり方、国のやり方を、私たちがやっぱり、今、一つ一つやっぱりもっと地方に自主性を持たせるような、そういう対応をするように国に働きかけをしていく、このことが私は大事だと思います。まだまだこういう問題はいっぱい出てくると思いますよ。そのたびに私は御無理ごもつともですと言いたくありません。

そういう面では、特に今回のこういう問題では、高齢者の皆さんも誰でもそうですが、物価の値上がりの中で保険税一つ払うのも今大変な状況ですよ。そういう中で、何とかみんなの暮らしを守っていく、本来なら国がそういう先頭に立つべきですが、こういう形でやってきている、こういう問題は私は絶対に許すことができませんので、討論には立ちませんが、私はこの問題には反対の態度を取っていきたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

松尾議員おっしゃるのは本当にごもつともだと思えます。市民の皆さん方の声を議会活動の中で酌んでいただいて私どもに御質問等でおつなぎいただくということで、先ほど議員おっしゃっているとおり、私たちも市民の方々と会う機会が多いです。そういう中でも、議員と同じような要望等を受ける場合は、できる限り、可能性ある限り、庁内職員一丸となって対応してきております。

ただ、冒頭申しましたとおり、この専決処分、国保税とか、そういう年度末に国の閣議決定等で公布される内容については、これはどうしようもないところで、そこら辺は御容赦いただきたいと思います。近年、世の中の経済状況とかも変わってきておりますので、そういう中で、国に対してこれはおかしいと、変えるべきだという点は、首長会議とか知事の要望活動の中で、私たちも毎年内容を精査して国に要望を、県とかを通じて連携してつないで、その実現している分も幾つもありますので、これは今回のような御質問中で対応できる分は全力で取り組みたいと思えます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第26号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第26号は提案のとおり承認されました。

ここで10分程度休憩をしたいと思います。11時15分から再開いたします。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第8 議案第27号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第8．議案第27号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。幸尾市民課長。

○市民課長（幸尾かおる君）

それでは、議案第27号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書は33ページ、議案説明資料は30ページをお開きください。

提案理由は、窓口での印鑑登録証明書の交付申請において、印鑑登録をしている本人であることを確認できる場合に限り、印鑑登録証の添付を省略できるようにするためです。

背景としましては、現在、市民課窓口において印鑑登録証明書の交付申請する場合、必ず印鑑登録証を提示していただくようになっております。これは印鑑登録証の情報と本人情報が一致しているかを確認するためです。

しかし、登録者本人が本人確認書類を提出されても、印鑑登録証を添付されていない場合は申請を受理できない規定となっております。そこで、令和6年8月1日から、市の公式LINEを使って印鑑登録証のオンライン申請を予定しており、これに合わせて、窓口での申請手続についても、より効率的な事務ができるように見直しを図るものです。

改正内容としましては、有効期限内のマイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどを官公署が発行した写真付書類で本人確認できる場合に限り、本人の印鑑登録証明書の交付申請ができるように、条例第12条第1項にただし書を加えるものです。

施行期日は令和6年7月1日です。

参考までに、改正後の印鑑登録証明書の交付申請方法をまとめておりますので御覧ください。

また、資料29ページは条例の新旧対照表となっております。

以上が説明です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、これ

を提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第28号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第9、議案第28号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

それでは、議案第28号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は35ページから、議案説明資料は31ページからとなりますので、お願いいたします。

議案書の35ページをお願いします。

提案理由は、多機能端末機及びスマートフォン等による申請に基づく証明書の交付に係る手数料を見直すため、この案を提出するものでございます。

改正内容等につきましては議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料33ページをお願いいたします。

改めまして、1の改正理由です。

多機能端末機——これは全国のコンビニに設置されているコピーなどができる複合機、マルチコピー機のことでございます——やスマートフォンなどによる申請に基づく証明書の交付に係る手数料を見直すことにより、オンライン申請の利用促進及び市民の経済的負担の軽減を図るためでございます。

次に、2、背景です。市のDX推進計画でございます鹿島デジタル変革戦略に基づきまして、行政手続のオンラインを進めるため、令和6年8月1日から市の公式LINEを使って証明書の申請ができるように予定しております。その際に、コンビニ交付や公式LINEからの証明書申請に係る経費を試算したところ、業務負担の軽減により窓口申請よりも経費が少なくなることとなりました。

このことから、オンライン申請による証明書の交付に係る手数料を減額し、オンライン申請のさらなる利用促進を図っていきたいと考えております。

また、経費の試算については下に示しておりますとおり、オンライン申請による証明書の交付に必要な経費、職員の人件費と物件費を合わせた1件当たりの金額を算出しております。

次に、34ページを御覧ください。

3、改正内容です。表に示しているものがコンビニで交付できる証明書と市の公式LINEで

申請できるようになる証明書のうち、減額となる証明書の一覧となっております。ここに示している証明書等について、50円を減額することとしております。

表の下の図は、市の公式LINEによる証明書申請のイメージ図です。

最後に、4、施行期日です。多機能端末機、いわゆるコンビニ交付による申請の手数料を令和6年7月1日から、スマートフォン等、市の公式LINEによる申請の手数料については、システムの構築に期間を要しますので、令和6年8月1日からの施行としております。

説明資料の31ページと32ページは、今回の改正条例の新旧対照表でございます。

左側の改正後の第2条の第2項がコンビニ交付についての条項、第3項が公式LINEによる申請についての条項となっております。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの説明の中で、特に経済的な問題ですが、オンライン申請の利用促進及び市民の経済的負担の軽減を図るといふようなことが言われております。それから、業務負担の軽減によるオンライン申請は窓口申請よりも経費が少なくなるということで、経費が少なくなるということが大きな理由もありますが、お尋ねをしたいと思います、コンビニとか機械を入れる、またこっちに受け取りをする、そういうための機械の設備とか。恐らく別の形で機械の設備をしなくちゃいけないと思いますが、そういう経費についてはどうなるんですか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

この試算につきまして、人件費と物件費、機械類も合わせまして計算をいたしました。やはり窓口の負担の業務が軽減になるということで、こちらの人件費の分がかなり、その分で軽減されているということで、そちらの分の負担軽減によって減額がかなりされているというところでございます。

以上です。（「機械の補正……問題は、機械を使うの」と呼ぶ者あり）機械も、維持費、あと機械のシステムの保守料とか、そういったものも含めたところでの計算をしております、それと今現在と比べて、オンラインとかコンビニのほうが手数料としては減額になっているというところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それから、例えば、コンビニに設置をするわけですが、コンビニに設置をする分も市が見るんですかね、その辺のコンビニに機械を設置するわけでしょう。その分も市が見るんですかね。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

コンビニの交付は今既にやっておりますけれども、コンビニの機械自体はコンビニに導入されている機械を使います。こちらとしましては、そのシステムに係る部分の負担金と、あと保守の部分が必要になってきますので、そちらは市のほうで負担をしているという状況です。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

では、次にお尋ねしますが、そういうことをすることによって業務の負担が少なくなるという説明も以前からあっておりますが、ということになりますと、市民課の担当職員というのがおのずから少なくて済むというような形が生まれてくるのは、そうであれば当然だと思うんですよね。そういう面について、職員配置の問題とか、今後の市民課の体制の問題とかをどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

この窓口業務の負担が軽減になるというところで、すぐその窓口部分の職員を減らしていいとかいうことではなくて、そのためにやるということではなくて、やはり窓口に来られる方はもちろんいらっしゃいます。窓口で交付を、様々な事情があって窓口でしかできないという方もいらっしゃいますので、そちらは業務負担になった分を丁寧な窓口対応につなげていくというところで、導入したことによっての職員の減とかいうことではないというところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、その分を市民サービスに使われると、必ず守ってくださいよね。どういう形になるか今から分かりませんがね。

そういうことで、人が減らされて、市民のサービスどころか、かえって大変な状況になるということだって考えられないことはないですよ。だから、ぜひそこは今おっしゃったわけですから、しっかりとそこのはやっていただきたいと思います。

もう一点、これは私よく分かりませんのでお尋ねしますが、コンビニで申請をしますね。確かに手数料は安くなりますね。そしたら、市役所から今度は頼んだ人に書類が送ってくるわけでしょう。そこに真っすぐ戻るわけじゃないでしょう。だから、それはどういうふうになってくるんですかね。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

コンビニ交付は、その場でマイナンバーカードをかざして暗証番号を入れて、その場で発行するということになります。そこで市のほうが介入といいますか、郵送したりとかいうところはございません。

公式LINEにつきましては申請をしていただきまして、それを確認して後ほど郵送するというようになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

では、確認をしますが、ここにあります証明書の種類、ある部分、全部そこで申請をしたら、その場でまた送り返ってきて、その場で持ち帰りができると理解していいわけですね。いいですね。いや、その辺ちょっとよく分かりませんでしたので、皆さんもお分かりじゃないと思いますから、市民の人も。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

説明資料の34ページに書いてあります改正内容のところの表ですけれども、この1番から6番まで、この分につきまして、コンビニではその時点で交付をできて持って帰れるというところになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

この図解の中で、市役所のところは証明書を郵送と書いてあるんですね。そして、受け取るということ。市役所もその場で、何かよっぽどのは郵送でしょうけど、じゃ、市役所はその場では渡さないんですか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

この説明資料34ページの図につきましては、市の公式LINEで申請していただいた場合のイメージを書いております。ですので、コンビニ交付と市の公式LINEによる申請の2つがあるということで、コンビニにつきましては、その上の表の1番から6番までが対象となっております。オンライン申請によりまして申請をしていただく分は1番から10番全てできますけれども、オンライン申請については郵送をさせていただくということになっております。そのイメージ図ということで34ページの図をつけているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第29号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第10. 議案第29号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

議案第29号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は37ページから、議案説明資料は35ページからでございます。

まず、議案書37ページをお願いします。

今回の提案理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うためこの案を提出するものでございます。

次の38ページは改正の内容となります。

改正の内容につきましては議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料の35ページをお願いいたします。

35ページから37ページまでは新旧対照表でございます。

下線部分が改正箇所となります。説明は省略いたします。

次に、38ページをお願いいたします。

1は改正理由を掲載しております。

次の2、改正が行われた背景について御説明いたします。

国において、少子・高齢化による人手不足などの社会問題を解決するため、あらゆる分野でのデジタル化の推進を図るデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランが令和4年6月3日に策定され、対面や書面などによるアナログ的な手続につきまして見直しが行われております。

まず、書面の掲示等を義務づけている手続につきまして、掲示に加えて、その内容をホームページ等で公表することにより、いつでもどこでも必要な情報を確認することができるようにすること。そして、フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める手続につきまして、オンライン化の支障となっていることから、新たな情報、通信技術の導入活用に伴って円滑に対応できるようにすることです。

このような見直しを踏まえまして、保育所等の利用に係る手続を定めた基準が改正されましたことから、関係条例の改正を行うものでございます。

次に、3、主な改正内容について御説明いたします。

改正内容の1つ目は、現行の条例では、保育所等の運営についての重要事項、例えば、運営規程の概要や職員の勤務の体制、利用者負担など、利用者が保育所等を選択するに当たりまして役立つと認められる事項を書面掲示することにより提供することとしておりますが、これに加え、保育所等のホームページなどで公表することを義務づけるものです。

なお、準備期間を設けるために、経過措置としまして、令和7年3月31日までの間は努力

義務とするものです。

また、2番目ですけど、保育所等から利用者に書面等を電子媒体で交付する場合において、フロッピーディスクやCD-ROM等、特定の形式に限らないようにするため、記録媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」という文言に改めるものです。

大きな2つ目につきまして、特別利用保育及び特別利用教育を提供する場合の読替規定の整理です。

ここで特別利用保育とは、教育認定、つまり保育の必要がないと認定を受けた満3歳以上の就学前の子供に対して、幼稚園の定員が不足している場合に保育所が受け入れるものをいいます。

特別利用教育とは、満3歳以上の子供さんで保育認定、つまり保育の必要性があるとの認定を受けた子供さんにつきまして、保育所の定員が不足している場合に幼稚園が受けるものをいいます。

鹿島市では現在、幼稚園を希望される方は幼稚園で、保育園を希望される方は保育園での受入れができておりますので、特別利用保育及び特別利用教育の事例はございません。

最後に4、施行期日は公布の日としております。

以上をもちまして説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第30号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第11、議案第30号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についてで

あります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

それでは、議案第30号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書の40ページをお願いします。

本案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に411,343千円を追加し、補正後の予算の総額を15,251,343千円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

6ページから7ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

8ページをお願いします。

ここから歳入の主なものを御説明いたします。

14款1項2目．衛生費国庫負担金は25,149千円で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を計上しております。

9ページをお願いします。

14款2項1目．総務費国庫補助金は259,586千円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を計上しております。

同じく2目．民生費国庫補助金は4,935千円で、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を増額しております。

同じく3目．衛生費国庫補助金は4,987千円で、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を計上しております。

同じく4目．商工費国庫補助金は36,710千円で、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）を計上しております。

12ページをお願いします。

17款1項1目．総務管理費寄附金は、個人様からのふるさと人材育成支援寄附金として150千円を、ガバメントクラウドファンディング、市制施行70周年記念事業分として732千円を計上しております。

13ページをお願いします。

18款1項1目．基金繰入金は、財政調整基金繰入金を51,000千円、ふるさと納税基金繰入金を5,421千円計上しております。

14ページをお願いします。

20款5項6目。雑入は20,900千円で、コミュニティ助成事業助成金を計上しております。

15ページ以降の歳出につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の40ページから42ページは、今回補正の増減比較表、43ページは歳入の概要で、先ほど補正予算書で説明しましたので省略いたします。

44ページをお願いします。

主な歳出の概要です。

ナンバー1のふるさと人材支援育成事業は、個人様からの御寄附を後年度に活用するため、ふるさと人材育成支援基金積立金150千円を計上しております。

ナンバー2の市制施行70周年記念事業は、市制施行70周年記念事業に係るクリスマスイベントや、70周年周知広報「かしまBOOK」の作成、花火打ち上げ経費など6,500千円を計上しております。

ナンバー3の脱炭素のための公共交通利用促進事業は、市制施行70周年記念事業として実施する公共交通体験フェスタで、ふれあい動物園、キッチンカー、グリーンスローモビリティ、貸切り列車などで2,000千円を計上しております。

ナンバー4の低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業は、物価高騰により厳しい状況にある世帯に対して支援を行います。

今回対象となる方は、令和6年度に新たに住民税非課税、または均等割のみ課税となる世帯へ1世帯当たり100千円給付するとともに、これらの世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり50千円を給付します。

また、定額減税の対象で課税額が少ないなどの理由で減税を満額受けられない方に対して、調整給付金として、本人及び扶養親族の人数に対し、1人当たり最大40千円を給付する経費として252,464千円を計上しております。

ナンバー5の新型コロナウイルスワクチン定期接種事業は、令和5年度で国の新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種が終了し、今後は本年秋以降から定期接種が開始される予定となっているため、定期接種に要する経費として40,475千円を計上しております。

ナンバー6の広域連携SDGsモデル事業は、2年度目となる鹿島太良広域連携SDGs協議会事業として、サイクリングバスツアー、特別列車運行などを実施するための交付金として5,500千円を計上しております。

ナンバー7の地域再生可能エネルギー導入事業は、地域で生み出された電力を市内需要へ持続的かつ確実に供給していく仕組みを構築するため、官民連携の事業体設立に必要なシステム構築や事業運営体制構築に必要な予備的実地調査などを行う経費として7,482千円を計上しております。

ナンバー8の水産振興事業は、令和5年度に広域連携SDGs事業として実施した誘導実

験に引き続き、デジタル技術を活用し、有効的、効果的にカモの追い払いが可能であるかどうかの実証実験を行う経費として2,200千円を計上しております。

45ページをお願いします。

ナンバー9の海苔養殖漁場環境改善対策事業は、ノリ養殖漁場において栄養塩低下に伴う色落ち被害を軽減するため、計画に基づき漁業者が実施した施肥の費用に対して補助する経費として3,381千円を計上しております。

ナンバー10の漁場環境改善対策事業は、近年のノリ不作に加え、生産枚数、金額に東部地区との地域差が問題化していることから、栄養分豊富な河川水を取り込むための漁場環境改善、海底耕うんや航路しゅんせつ、みお筋造成などに対する支援を行う経費として3,000千円を計上しております。

ナンバー11の企業誘致対策事業は、地方への新たな人の流れを創出するため、空き店舗を活用したサテライトオフィス等の整備、利用促進等に取り組む民間事業者を支援するための経費など64,067千円を計上しております。

今回、補正予算の主な内容は以上でございます。

なお、46ページには参考資料として、今回補正後の積立金の状況を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑に入ります。質疑のある方。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま補正予算が提案されておりますが、いろいろ問題はありますが、特に今回私は、この補正案の中で、商工費、商工業振興費の負担金補助及び交付金、サテライトオフィス等開設支援事業補助金ということについてお尋ねをしたいと思います。

この問題については、全協その他でもいろいろ議論はありましたが、私が今日お尋ねをしたいのは、今回この事業の取組、事業自体は私はいいいことだと思えます。確かにね、こういうこともあらずちゃいけないと思えます。しかし、国からこれだけの交付金が来、そして財政的に組み込むにしましては、この問題について議会に全く報告がされていなかった、協議がされていなかったということについて、私はどうしても納得いかないわけですね。

今までの説明の中で見ますと、最初この問題が出てきたのは、鹿島市においては昨年11月からこの問題が出ているようですね。そして、私たちが知ったのは3月になってからですけど、この企業誘致の問題についてはいろいろとこれまでも論議がされてきました。2月の全協のときにもそういう関連する論議がありましたが、具体的に今回上がっているような事業の報告は全くあっておりません。私は、この大事な事業ですから当然進めなくてはならないと思いますが、しかし、全く議会無視、市民無視の在り方でこの事業が取り組まれてきたことに非常に疑問を持ちます。

そこでお尋ねしますが、まず、なぜこの大事な事業が議会に——ということは市民にもですよね、明らかにされずに進められてきたのか、その報告がされなかった理由を詳しくお聞かせください。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

質問のほうにお答えをいたします。

議員が言われますように、今回、このサテライトオフィス誘致事業につきましては、昨年の年末というか、そこから市のほうでは取組について準備を進めてきたところでございます。

もともとの詳しくということですので、経過ということで説明をさせていただきますけれども、当初、始める前の話なんですけれども、市のほうとしては企業誘致について議会のほうでも再三議論として上げていただいておりますけれども、今工場、工業系ですね、製造系の企業の誘致というところで、用地のストックがなくなった中で今後どうするかというところを、ここ数年ずっと今まで議論があつてきた中でございます。途中、コロナの影響もあつた中で、なかなかそこが動いていなかった部分がありましたけれども、いざコロナが終わつた中で、今後どうするかというところの話をまた具体的に進めていく中で、今現状の中で非常に製造系のところについての工場団地の整備をするのに当たっては、用地の取得、整備、それから実際、雇用のマッチングというところでいくと、地元雇用のところ、地元のもともとの企業のほうにおいても採用がなかなか厳しい状況にあるというところでの、そういった大きな課題がある。当然、そこに財政的な負担もあるし、整備をしていく上では制度的なものとか、いろんなものをクリアしていく中に長い時間もかかるというところで、あわせて、事務所系の企業の誘致というところは、できるだけそこも少ない経費の中で誘致が進められていて、雇用についても若者だったり、女性の方も含めて雇用が図られる、そこに対しての求職、募集というか、求める方も一定多数おられるというところで、そういうところの取組をしてきたわけでございます。

ただ、実際、その事務系企業についての雇用について進めていく中でも、やはり商工観光課というか、担当課としても東京のほうとかに出向いて、その誘致のフェアとかに参加して、

実際そういった引き合いとか、そういう話もある中で、実際地元のほうに来て、空き店舗等を紹介しても、なかなか条件に合うようなことがかなわずに、結果的に近隣の市町のほうに行かれたというふうなことも多々あったという状況の中で、やはり市としては、事務系企業の誘致をするに当たっても、その物件の確保というところが非常に課題だったわけです。これを市が直営でというか、直接整備するに当たっても、やはり財政的な問題とか、整備をした後の維持経費についてもそれなりの費用がかかるというところの課題、ハードルもあるという中で、それについてもなかなか手が出せない状況が続いてきたわけでございます。

そういった中で、昨年11月末に市内事業者の方と県のほうがたまたま会われる機会があった中で、今回の予算でお願いしている市内の事務所のほうというか、空き店舗のところをそういったオフィスに改装していくという提案がされたと。それについては、国のデジタル田園都市国家構想交付金というところでの費用を活用できるということも含めて、市のほうにそういった提案をいただいたわけです。

この中で、今までなかなか市としてはそこに取り組みなかった中で、今回それに取り組むことによって一気にハードルが下がる、費用面についても、その物件についても、本来市がしたかった分を民間の力を借りて、なおかつデジタル田園都市国家構想交付金という国のお金を活用しながら、そこができるというハードルが下がる中での今回の好機を迎えたという中で、ただ、これについては時間的な制約がある中で、1月中旬にその申請の期限があるという中で、ここについてどうするかというところを担当課のほうでもかなり検討を重ねたところでございます。

でも、次のデジタル田園都市国家構想交付金のほうの募集もあるかないか分からないという状況の中で、恐らく今回を逃せば、その物件のそういうことに使ってもいいよというふうな、そういった環境も逃してしまう可能性もある中で、市としては、ぜひこの機会を使って整備をしていきたいという思いの中で、庁内でその交付金の申請をするということで決定いたしております。その申請については、1月15日に庁内で決定をしております。

ただ、これについては民間の事業者ということで、なかなか採択されるかどうか分からない状況の中で申請をしているということで、その申請に当たっては標準タイプと、もう一つ、ハードルが高い高水準タイプというのがありますけれども、この高水準タイプのハードルが高いほうに申請をしているという関係で、本当に採択になるかどうかというのは、かなり不明確な中での申請となっております。

こういった中で、2月22日の全員協議会の中で、市としてはオフィスの誘致に向けて動きをしていくというふうな方針をお示しして、その中で、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、それについて申請をしているというふうなお話まではしているところです。

ただ、先ほど言いましたように、採択がどうなるか不明確な中で、なおかつ民間の事業者の方、当然営業されている中での影響も考えて、具体的などころまでは確かにそこでは説明

ができなかったというところでございます。

結果的に、4月1日にその採択の通知を受けたところで、今回の補正予算という形でのお願いをすることになっているわけでございますけれども、経過としては、やはり時間がない中でその申請をして取組をしていくという判断をした中で、市のほうとしてはできるだけ説明をしたい中でも、なかなか出せる情報として出せなかった分も含めて、その分については課題と考えております。確かに言われるように、なかなか細かい情報を議会のほうにお示しもできなかった経過もあります。

経過としては以上のような経過の中でございますけれども、本来市がやるべきところを、民間の活力を使って、国の交付金を活用して、なおかつ県とかの側面的な支援を受けながらこの事業をやってきたいという思いの中で、今回こういうことを進めてきているという状況でございます。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今いろいろ説明はいただきましたけど、私の質問の直接の答弁になっていないと思います。

今問題点をいろいろおっしゃいましたよ。そういう問題があるなら余計、議会などにも協議をして諮って、こういうのはどうしたらいいだろうかと一緒に考えていくのが本当じゃないですかね。

もし補助金が出んやったらどがんすっかと。そんなことよりも、議会としても、これまでも企業誘致についてはいろんな形での企業誘致の話も皆さん出していますよ。みんな、そういうのに関心がなかったわけじゃない。そういうのをやっているにもかかわらず、そういう問題を抱えていながら、議会が当てにならんと思うとんしゃっかも分かりません。しかし、私たちはやることはやるんですよ、みんなそれぞれ。私だって1人ですが、バックはありますよ。補助金が困難になったときは、それなりに私は上京してでもやってきました、今までもね。そういうことだって、みんなできるんですよ。それを全く議会に諮らない。私、今回、いかに議会が甘く見られているかと、本当にこんなこと初めてなんですよ。議会無視も甚だしいと私は言いたいです。

これは当然、特に今のこういう事業は、新たに国が進めてきている事業の一環でしょう。だから、いろいろあると思うんですよ。何か国家何とか、デジタル何とかとか、今日の議案は全部そういうのが出ていますね。だから余計、やっぱり私たちも一緒になって、そして考えていかんといかん大事な事業ですよ。

これだけの予算をもらってできるなら、これにこしたことはないんですよ。だから、これを一緒になって、私たちが最初から、いや、こいじゃいかん、がんともあっぱい、こがんともあっぱいというような、これだけ議員がおりますからいろんな知恵はあるんですよ。

れが全くなくて、予算を出す段階になってから、こういうことです。もう後に引けない状況をつくってから押さえつけてきたとあなた言いたかですよ。

だから、問題を持っている議員だって、反対やっけん、いんにやて言われんばいと言う者もおりますよ、確かに。しかし、基本的には、私は最初からこのやり方は大間違いをしたと思います、議会に対して。市民に対してと行っていいですよ。全く私は今回の問題は議会軽視、市民無視としか言いようがありません。市長、どうお考えになりますか、この問題。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回の件について議会軽視という話ですけど、私も議会におった立場で、事業を進めるには費用対効果であったり、それが市の活性化につながるのか、あるいはそれが継続的にできるのか、やっぱりいろんな視点で物事を見ていくというふうに思います。

今回の件について、先ほどスケジュールについて話がありましたけど、決して私は議会のほうに軽視で何も言わないで進めていたとは思っておりません。実際、初め上がったのが、ぎりぎりのところだったんですけど、やっぱりそこには皆さんに公開する、皆様に説明する時期をこちらとしてもいつがいいかということをも十分図った上で、タイミングを皆さん方にお諮りしていたということです。

2月の時点でお話ししたのは、こういう事業が採択を受けるように今やっていますという、そこで1つの皆さん方に説明をしまして、その後、やっぱり事業がちゃんと採択を受けないとなかなか前に進まない、具体的なお話ができないということがあったということで、執行部サイドとしては議会軽視という形じゃなくて、丁寧に説明をするというのは従前と変わっておりません。

今回の件については、我々は自分たちの中でスケジュール、いろんなことを考えて、このタイミングで議会にお話をしようということで、我々のほうとしてもそれなりの努力をしながら今回の事業を進めてきたというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

どれだけ弁解をされようと、私は今回の問題は議会無視としか言いようがありません。2月にこういう事業云々をやったということで、それはもう具体的な問題が出てきているにもかかわらず、そのことは一つも言われていない。ましてや、昨年からずっと進んできている。そういう中で全く協議がされない。本当に私は何でそがんせんばいかんやったかと。いろいろ先ほどから補助金の取れんごとなるぎとかもありましたけどね、やっぱり一緒に考えながら、議会も執行部も市民も一緒に考えながら、そしてやっていくべきだと思いますよね。特

に、これは国からは補助金じゃなくて、この事業に対しては市に対して交付金として来るわけでしょう。それを今度は民間がするときに補助金として変えて出すわけですから、そういう在り方もいろいろあるわけですからね、私は余計この問題、今までにないような大きな問題だったと思いますので、議会に最初から諮ってもらって、こういうことがあってはいますよという、そういうことを、言いようはあると思うんですよ。それをやってこなかった。私はどんなに言われても、今回の問題は議会無視だと私は思います。市民を無視したも同じです。

そういうことですので、どうしても私は納得いきませんが、答弁は同じ形だと思いますので、これで終わりますが、これからこういうことがないように、特に今デジタル関係の事業なんていうのは、思わぬような形で国が考えているのがありますがね、これからはいろんなが出てくるとは思います、一つ一つを慎重に議会にも諮りながら、私たちはただ賛成、反対をするだけの飾りじゃありません。皆さんと一緒に審議をしていくための私たちは議員ですので、ぜひその辺をお願いして終わりにします。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ただいま松尾議員が質問されたことと同じことですが、質問いたします。

まず、この事業の目的ですね、どういう目的でこういう事業に取り組まれるのか。いわゆるこれは設備、内装とかなんとかの設備資金ですから、その設備資金を使ってどういう形にしたいのかということを確認してもらったほうがいいと思うんです。これは1階と2階、3階、多分目的が違うと思いますので、そこら辺のことをしっかり説明していただきましょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

では、事業の目的、施設の内容について御説明いたします。

サテライトオフィスの整備については、交流人口の拡大、あと若年人口の転出の抑制、そして地域経済の活性化のために、私たちもぜひ取り組みたい事業として掲げております。

今回の施設については、1階はコワーキングスペースとカフェを併設する予定でございます。2階にはオフィスを1つと会議室を1室、3階にはオフィスを3つ整備する予定でございます。特に、1階のコワーキングスペースにつきましては、子供たちの通学路に当たりますので、そちらは開放的な空間として、市民の方が誰でも立ち寄れるような状況にさせていただくようお願いしているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

私、1階にすごく興味がありましてね。実は、あそこは商店街で、いわゆるさくら通りという商店街のちょうど入り口のところというか、出口かも分かりませんが、そういうところにありまして、結構人が通る場所なんですね。実は、今の鹿島の商店街の一番問題点というのが、通行はできるけれども、気楽にふらっと入るような店がないということ。以前は喫茶店があったりなんかしましたので、そこに通行しながら喫茶店に入って、コーヒーを飲んだり、食事をしたりということができました。ところが、今はそういうのはなくなったんですね。なくなったから、そこに通行している方たちが気楽に入ってもらって、お茶を飲むのか、お話をされるのか分かりませんが、そういうスペースができるということは、鹿島の商店街にとって非常にありがたいことだと私も思うんです。

あそこは面積が28坪ぐらいだったと思いますので、その1階の使い方といいますかね、いわゆる厨房なんかも造られるのか、テーブルなんかも置かれるのか、そこら辺の情報があったら教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

1階の状況についてお答えいたします。

予定としましては、中央に大きなテーブルを置く、そこにコワーキングスペースとして、その事業所に入っていらっしゃる方、あるいは外から来られた方などもお仕事をできるスペース、それとあと、カフェを併設しまして、そちらについては市民どなたでも立ち寄れるようなスペースを確保するようにお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

鹿島の商店街にとっては非常にありがたい場所だと私は思います。

というのは、さっきも申しましたが、鹿島って商店街を歩いていっても本当に入るところがないんですね。以前は喫茶店もあって、気楽にお茶飲みに入ることができたけど、今はそういうところはないと。ということは、商店街でそういう憩えるスペースがあるというのは非常にありがたいことだと私は思っておりますので、ぜひこの構想どおりにできますことを私も願っております。

それから、今度は2階、3階のことなんですけれども、2階、3階というのは、いわゆる事務所になっています。多分、県外の事業所の事務的な仕事をここに募集されているのかな

と思いますが、そこら辺いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

では、オフィススペースについて御説明いたします。

こちらについては、主に県外のIT関連企業の方に進出していただくように努力をしているところがございます。サテライトオフィスですので、転職することなく、そちらに移住していただけるように県外のオフィス整備を進めているところがございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

県外の会社に来ていただくために、ちょっと広報活動というのが必要だと思うんですね。だから、どうやって宣伝をしていくか、その説明をしていくかということがないと、なかなか入ってこられない。あの場所の説明とか、内容とかについても、やっぱりちゃんと説明していかないといけないと思うんです。そこら辺についてはどう取り組まれますか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

オフィスについて、企業誘致活動について御説明いたします。

もちろん整備するに当たって、整備の準備と同時に県の御協力の下、企業誘致活動を行っております。

それとあと、今回、デジ田交付金で採択されておりますのにプロモーション事業というものも採択を受けております。そちらについては、地元企業と進出企業のマッチングイベントですとか、オフィスの見学ツアーですとか、そういったものも予定しておりますので、そちらで進出していただく企業に来ていただいて、ぜひ誘致活動を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

オフィスができました、今度は駐車場という問題が出てきますよね。だから、市営駐車場の中に設けられるのかどうか分かりませんが、じゃ、あそこはいわゆる駐車場がない商店ですから、そこら辺をどう取り組むかということ、非常に大きな問題が出てくるんです

が、そこら辺についてどうですか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

駐車場についてお答えいたします。

確かに、駐車場がないということは大きな課題だと感じております。

ただ、市営駐車場が今はかなり空きがございます。月ぎめの制度も持っておりますので、そちらを活用して、ぜひ市営駐車場の活用につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

じゃ、次はこの建物について質問をいたしますね。

あその建物はもう40年以上たっていますから、1つは耐震補強が必要になってくるんじゃないかなと思うんです。そこら辺の工事についてはどうされますか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えをいたします。

その物件につきましては、昭和44年の建築の鉄筋造りということで、かなり年数もたっているという状況の中で、そこについては耐震の建物の法律がありますけれども、そこと照らし合わせた中では、特に耐震基準が昭和56年ですかね、そこでまた変わっているんですけども、それ以前の建物というところがございますけれども、耐震調査とか、そういったことをする義務はないというところがございます。ただ、そう言いながらも、やはりそういった誘致をしていく中では安全性の確保というのは、やはり一定程度は求められるものと考えております。現実的に、そこについて企業誘致をする上で、そういったところは条件としてどうなのかというところ、実際としてそういった話は気になるところでございましたので、県の誘致担当のほうにお話をした中で、そういった耐震については、特に進出とか、そういうときの条件になる主な要件とはならないということではございました。

物件使用について、法的にはそういった耐震の措置を行う必要はないということではございますけれども、市としましては、やはり一定の安全性の確保というのはお願いをする必要があると思っておりますので、そこは事業者のほうに必要な措置については、できるだけの対応をお願いいたしますということは、お願いというところでは行っているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

実は、あのビルはお隣とくっついている場所があるんですね。ちょうど東と南のほうが隣と30センチぐらいしかスペースがありません。だから、耐震工事をもしするとしたら、内部を補強しなければいけなくなってくるんですね。そのときは、いわゆる中が、その分だけ少し面積が狭くなるという可能性もあります。そこら辺の工事についてもどうされるかということは今から検討なんでしょうけれども、ぜひそこを十分考慮した上で工事に取りかかっていたきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

工事について、すみません、質問の内容がちょっとよく分からなかったですけど。

○議長（徳村博紀君）

質問の内容ですか。

○産業部長（山崎公和君） 続

はい。

○議長（徳村博紀君）

じゃ、もう一度、13番福井正議員、質問の内容を正確に。

○13番（福井 正君）

あそのビル自体が、もう44年ぐらいたっているということで、いわゆる耐震化が必要じゃないですかということです。

だけど、耐震の工事をするにしても外側からやりにくいということなんですね。実は東側と南側は隣と30センチぐらいしかスペースがないという状況なので、工事がすごくやりにくいだろうなということで、じゃ、だったらどうするんですかということを知っているんです。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

実際の耐震診断とかを、まずされるかどうかというところからになると思いますけれども、そういった中で、耐震診断されるかどうかというのも、そこも義務ではないというところがございますので、あくまでも市としては安全性の確保のところはお願いというところでやっています。

事業者については、もし耐震とか、そういったところに取り組みられるとなれば、最低限の安全性の確保は、当然そこは今回の施工の中でやっていただくものと思いますけれども、そ

の専門的な設計、施工の中で対処をしていただくことになると考えております。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

いずれにしても、あそこに企業が何社か入られて、にぎやかな場所の一つになるというのを私も期待しております。

あその2階、3階におられる方たちが近所のお店を利用されると。飲食店はかなりありますから、あと買物もしていただくということで、鹿島の人口増につながるという形で鹿島にとっていい影響が起ることを期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質問はございますか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

4番議員の中村日出代です。よろしくお願いたします。

このサテライトオフィス等開設支援事業、64,000千円の事業について質問いたします。

この事業について、事業内容、事業の申請は法律に基づいて適正に申請されているのか、適正な予算額となっているのかについて質問いたします。

その前に、今、部長から説明がありましたけど、今までの経過について私が知っている範囲で説明をしたいと思います。

まず、これは市のほうからもらった資料で説明をします。

昨年11月29日に、空きビルの所有者の方と県の企業立地課の副課長と係長、それから鳥飼副市長、4名の方が商工観光課に来られました。先ほど、たまたまと言われましたけど、たまたまではないですね。話はしながらですが、同じ話題をしていますから、たまたま一緒になったわけでも何でもなかですね。そこで、交付金を活用したサテライトオフィスの整備についてのお話があったと思います。

それでまず、この所有者の方とこの事業のことについてお話に来ると。これは政治家が一緒に来たら口利きですよ。これは法律に違反します。公務員の方がこういう企業、1名を連れて、市役所に県の役職の方がお見えになること自体がまず不思議ですよ。

それで、国家公務員倫理規程があります。第1条が倫理行動規準ですね。第1条の1項に、「職員は、」——公務員ですよ。「職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない」と決まっています。

それで、県の職員さんが来て、鳥飼副市長も一緒に来て、このサテライトオフィスのこと

についてお話をされています。結局、お話をされていたこの空きビルの所有者の方が今回の交付金を受給することになりました。

それで、ここからはちょっと、そして今いろいろ準備していましたがとかなんとか言われましたけれども、11月29日にお話を聞いて、すぐ12月には、もう計画書提出について国へ事前相談。1月15日は、これから質問しますけれども、臨時議会を開いて取組を決定するという物すごいスピードでこの事業が進んでおります。普通、役所に頼んだら、大体長かですね。交付金をいただくまでも、もう1か月ちょっとで決まってしまうとですね。この物すごいスピード、ここがまず異常ですよ。

質問を続けます。このビルは昭和44年5月30日に新築されており、54年が経過しております。このビルは競売入札により、ビルの所有者が落札されたと思いますけれども、幾らで落札されたんですか。山崎産業部長お願いします。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

まず、競売のことですけれども、先ほど最初に触れられた経過のところちょっと1点だけ補足の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

私が、ちょっと先ほどの答弁のときに、県の担当者の方と事業者がたまたま会われたというのは、11月29日の話ではなくて、その前にたまたま会われた機会があって、そこでその話をされた中で、その後市の方に見えられた、11月29日に来られたという、たまたまというのは29日の話ではないということです。（「たまたまて、話はしているけど……まあ、よかよか」と呼ぶ者あり）

競売につきましては、ある程度金額というのは、話としてはちょっと聞いているような気がしますけれども、具体的な金額を私、今確認をしておりません。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

先ほど中村議員の方から最初に11月29日に企業立地課とその事業者と私が商工観光課に来たという話があったんですけど、そこに私は行ってなくて、多分、事業者の方と企業立地課の方が商工観光課の方にお見えになって、そこでいろいろこういった打合せをしたのではなかったかと思います。その後、こういう話があったという形で報告は受けております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

私は何も根拠のないこと言っているわけじゃなくて、商工観光課の職員の方から聞いたお話をしています。

それでは、5月29日の全員協議会において、国の資料、サテライト等開設支援事業、事業イメージに記載されている支援対象は決まっている場合に加え公募も可能ということがありました。それで、この支援対象が決まっているという、その決定の過程を教えてくださいと山崎部長に質問しました。何か回答がありましたけれども、不明確で、それで書類を出してくださいと、会議録を出してくださいということをお願いをいたしました。そのときに、他の議員から支援対象決定の書類はあるかとの質問に執行部が、山崎部長ですね、書類はありませんとの回答でした。この回答に、会議に出席した議員も職員も一瞬あつというように感じであまり理解ができないような状況でした。64,000千円の大きな公共事業の決定の書類がない。信じられないような状態でした。

それで、6月4日の全員協議会で提出されたのが、今から質問します庁議付議事項の結果。これについて質問します。私は支援決定の過程の会議録をお願いしますと言いました。この案件名を見てもと、デジ田交付金を活用した事務系企業誘致のための施設整備についてとなっております。結局、その支援を決定された議事録がなかったということでもいいですか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

1月15日の庁議付議事項の結果ということで資料のほうを提出いたしております。

この中で、庁議の中で支援をする、支援対象も含めて今回の申請を行っていくところについて庁議で決定をしたという経過でございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

支援対象というのはそのビルですね、ビルの所有者、それを決定しているわけでしょう、この方たちにとということですね。その支援決定の会議録を出してくださいと会議では言ったはずですよ。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えをいたします。

庁議の今提出をしている分については、庁議付議事項の結果というところの書類でございまして、庁議に付するときの概要書、そのときの会議の資料、その中にサテライトオフィス等の整備を実施する事業者を支援するというふうなところを含めて庁議に付しているところで、その結果として、その庁議の合議の中で、その庁議の付議したことは決定をされたと認識しております。

それから、あくまでもこの庁議につきましても、このデジタル田園都市国家構想交付金の申請を行うというところで、当然、採択を受けなければその支援まではできないというところでの、あくまでも申請を行って、先々には当然、その採択を受けた中での支援を行っていききたいと、そういう意味合いの庁議でございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

苦しい答弁をされていますけど、これはデジ田交付金を活用した事務系企業誘致のための施設の整備についての庁議ですよ。私が言っているのは、そのビルとビルの所有者が今度のデジ田の申請者になった、支援対象決定をした会議録、そして決定書を教えてくださいと言っているわけですよ。それがなければ、全然決まっとらんとを申請したということになるわけでしょう。決定せんばいかんじゃないですか。幾ら何のかの言っても。鹿島市で支援対象を決定せにゃいかんですよ。

山崎産業部長は本当に正直に言われたと思います。書類がないというのはですね。書類がなければ、これはどうしようもないじゃないですか。もし作っていたとしたら公文書の偽造したわけでしょう。まず、庁議というか、市で決定せんばいかんじゃないですか、何事も。違うですか、市長。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

この申請のやり方については、さっきお話があったように、特定の事業者から上がってきたものをやる、あと公募という2つの方法があることは……（「何ですか」と呼ぶ者あり）特定の事業者が申請をする場合と、今言われたように公募をかけて申請の対象者を特定する場合がありますよね。

一番初め、話があったときには、今言ったように、この事業者がこういう事業をやりたいので、このデジ田交付金を活用してやることについてどうですかと、そういう話があって、もう事業者をある程度特定した上で会議を進めるということで、その申請をするときの内容について我々は話し合いをしているということで、その内容について先ほど庁議にかかったということでございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

特定の事業者がするわけなかなかなかですか。まず、鹿島が国に申請して交付金をいただくわけでしょう。特定の事業者は、真っすぐ国に申請するわけじゃなかですか、特定やったら。国からの交付金というとは、あくまでも交付金やっけん、ある程度公にせんばいかんですね。それこそ決め打ち、決め打ちという話がありますけど、それは決め打ちできんですよ、交付金やっけん。税金やっけん。ある程度公、ほかの市町村を見てみますと、みんなホームページに載しとるですね、こういう事業がありますと。鹿島だけホームページに何もなか。もうほんなごて闇の中で決まったようなもんですよ。今聞いても支援対象の決定の書類のなか。どがんで決定したとですかということでしょう。特定で、それは私がしますと言うぎ、私が特定されるわけですか。そがんでなかでしょう。やっぱり庁議で協議をして、この業者でいいですかと皆さんで協議をするわけでしょう。そのためじゃないですか。その庁議も何もしらんで交渉に来ましたて、そりゃなかとやなか。副市長どうですか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今この決定した議事録がないかということだったと思います。

最初に、部長のほうからも、もともと答弁があったと思いますけど、このデジ田国家交付金を使ったサテライトオフィス等整備事業というのは、もともと中村議員からお話があったと思いますけど、自治体が、例えば、鹿島市がどっかの空きビルを整備して運営していくというパターンと、民間運営施設型というのがございます。民間運営施設型というと、今回のように民間の施設を、これを活用しますという形ですね。これが交付対象が決まっている場合に加え、公募も可能という形になっております。今回の分については、この民間運営施設開設等事業という形で、ある程度決まった部分を申請するというやり方をしております。じゃ、それは何でもいいのかというわけでもなくて、その話が今回、この1月15日の庁議の中で話しております。

その内容としましては、先ほど山崎産業部長のほうからも説明があったと思いますけど、こういったモードさんのほうから話があって、市として、実際このビルを対象として、民間施設型のデジ田交付金の申請に上げるかどうかということを決定しております。

その中で、このビルを使って市が国に補助金を申請しますので、あくまでもこれは民間が勝手に国にできるという制度じゃなくて、市がするという形になっております。市がするに当たっては、そのビルが本当に市の中心市街地の活性化であるとか、市の施策ですね、人口の増加につながるかとか、あと、若者の雇用の確保につながるかといった観点からも、これ

は市の施策に合致するので、今回この施設を整備して補助金をもらうという制度に手を挙げましょうという、申請をしましょうという、この段階ではですね、という協議を、ということを庁議の中で決定したという形になります。

ですから、支援対象ということは、よく中村議員のほうから支援対象として決まっているかどうかということなんですけど、当然この予算については、今この段階で審議をいただいているところになりますので、最終的に予算が通った後に支援するかという、補助金の交付決定については、当然、予算通過後になります。その庁議の段階では、あのビルを利用してサテライトオフィスを整備していくことに手を挙げるということについて庁議で決定したという形になります。ですから、当然、支援対象も場所も決めたという形になります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

すみません、先ほどの庁議付議事項の結果の分のところで、補足の説明をさせていただきます。（「何の」と呼ぶ者あり）庁議付議事項の結果という示しをしている資料ですね。ここの部分の結果欄の一番上のところですね、審議結果のところ、原案のとおりとするということで書いてあります。その原案というのが、また別途、その当日の付議をした書類がございます。それが原案でございますけれども、その中にサテライトオフィス等の整備を実施する事業者を支援するというところで、デジタル田園都市国家構想交付金を活用する、そういったところをお示しして、それを合議の中で決定しているというふうな経過でございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

支援するという、その企業ですよ。それを支援すると決めた書類はどこにありますかと聞きよるわけで、それは支援するという決定書も要るわけでしょう。もう当然、支援すると、支援しますと、そりゃよかです、支援してよか。しかし、支援すると決めた、その記録を示してくださいと言っているわけですよ。支援しますと決めんばいかんじゃなかですか。この企業を支援しますと、皆さんで庁議をして、手続上そがんでしょう。私が、こいばお願いしますと、うん、そりゃあんでよかよて、いかんじゃなかですか、それは。

ここのこの結果も、中心市街地の施設について、中心市街地に事務系オフィスとして改修可能、もしくは改修を希望している建物ほどのくらいあるのかと質問をされとるじゃなかですか。そいぎ、ほかにそういうふうにしていいですよという企業はないんですかとここで聞いとるじゃないですか。それに対して答えは、商工会議所等と連携し、データをしてまとめると、これから先そういうふうなことをしますよとなつとるじゃなかですか。

まず、その広報ば、公表をせんばいかんでしょ。こういう事業をやりますと。私がこいばすっけんが、こいでよかですか、はい、よかですよにならんじゃなかですか、そりや役所は。まず、これを決定するには決定する段階のあるわけでしょう。これを私したいですけど。分かりました、書類を提出してくださいと。その提出された書類を皆さんたちで協議をして、これはいいですよ、悪いですよという協議をせんばいかんでしょ。支援決定するとかなんとか、それは後の話じゃないですか。

だから、支援対象に決定した手続、書類、会議録を見せてくださいと言いよるわけですよ。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

また繰り返しの説明になりますけれども、この1月15日の庁議にかけたときに、担当課のほうからその当該の物件について、そういった整備をしていくというふうな旨の、及び……（「何て。もう一回言ってください」と呼ぶ者あり）その当該の物件ですね、今回の支援をするビル、それをデジタル田園都市国家構想交付金を申請して、活用して、そういったオフィスビルのほうを整備していくということを庁議の中で付議しております。その中に、その場所とか、そういったところを資料として明記しながら、庁議の中で協議をしていただいた中でお示した原案のとおり決定するというふうな結果を得ているということでございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

いや、そういうことを聞いているんじゃないくて、ここの場所とか所有者に決定したその会議録、決定書を説明してくださいと言いよるわけですよ。何もなくて、ここだよかていうわけいかんでしょ。ここの空きビルでよかか、この所有者、運営業者でよかか、それは会議ばせんばいかんじゃなかですか。

これで決定書もなくて、この補正予算の提出はできんじゃなかですか、これは。それで、この決定も何もなかとに国に申請しとるわけでしょう。鹿島市で何も決定した書類がなくて、国のほうにこのデジ田交付金の申請ばできるはずはなかやなかですか、決まっとらんとやっけん、鹿島市で。全然架空の書類で国のほうに申請したということになるわけでしょう。

だから、その支援のこの場所と支援者を決定した過程を教えてくださいと。だから、他の議員からも言われたように、その決定した書類がありますかと。それを部長はありませんと。なかったらびっくりだにして、役所に書類がないことはないじゃないですかという話ですよ。副市長どうですか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

答弁については繰り返しになりますけれども、この協議の段階では、あくまでもこのビルを支援先として国に対して補助金を交付することについて市で決定したという形になります。

ですので、この支援先に最終的に補助金をやるかという決定については、当然、その段階ではまだできない。当然、予算も取れるかどうかは分かりませんし、今回6月補正で、今まさしく審議していただいていることになります。当然、予算が通った後に補助金の交付要綱ですね、そういったのを作成して、事業所のほうからも補助金申請が上がってきて、最終的に補助金の交付決定になります。

中村議員がおっしゃっているのは、最終的に1月の段階で補助金を申請するに当たって、事業者のほうに対して正式に文書であるとか、そういうのを出していないのにそういうのが成り立つかという御指摘かと思えますけど、当然私たち、国に対して申請書を出すに当たっては、どういう整備をするか、事業費が幾らあるとか、幾らぐらいかかるか、どういった効果があるかという、当然、事業者の方と調整しながらやってきております。そこで、文章で、じゃ、その段階で事業者に対して、あなたを支援しますかという、当然口頭では伝えておりますけど、そのこのところの何か正式な文書があるかということについては、そこには文書が、そういうところはやっておりません。そこは事業者と市の信頼関係の中で、この事業をやっていっているという形になります。当然、申請書には住所も番地も書いておりますし、事業所、事業費も書いております。そこは事業者、事業者と市との信頼関係の中で、こういった事業というのを申請しているという形になります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

民間なら民で信頼しているということはありますけど、民間と官で信頼してからそこに書類も何もないというのは信じられんですよ。

それから、4月1日にデジ田交付金の交付決定の来とるじゃなかですか。ここに交付しますよと。交付しますよと来とって、もらうとがもう決まったわけでしょう。今日の補正予算の審議、この人のためにしているわけですよ、この業者のために。もうもらう人は決まっているわけでしょう。

予算も何も、まず予算を確保せんやったら決められんですよ、もらう人を。もうここでは最初から決まっておる。普通は予算を確保して、そして要綱なりつくって、申請を受けて、その要綱に適した人をするわけでしょう、交付するのを。もう現在決まっとるわけです。

我々は賛成すれば、その人に64,000千円やるために賛成せんばいかんわけでしょう。もう決まってるわけやけ、そのもらう人は。そして、その決定したのも分からない。決定した過程もない。書類もなか。口約束だと今言いますけど、約束だって公務というか、この交付金の申請ができるはずなかやなかですか。そいぎ、国には口約束だけでしたといっって申請ばしたとですか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

まず、その申請するに当たっては、当然その申請書を作成しなければならないということで、この前の委員協議会の資料でお示しをされていると思いますけれども、その中で12月から1月にかけて、県を通じて国の担当者、それから当然、事業者のほうともいろいろと情報共有をしながら、その申請書についての作成の作業を進めていく、作業と同時に庁議の決定を行っているところでございます。こういったところを含めて実際の申請に至っております。実際、国の制度としては、交付金の申請に当たっては、自治体の予算の準備まではしなくてもよい段階で申請はしてよいということになっております。

結果としては、4月1日にその交付決定を受けて、国から市のほうに交付金の交付を受けたところまでなんですけれども、今回の補正予算でお願いするのは、そこからその申請書中の計画にありますように、その整備に当たっての事業だったり、プロモーションをしていく事業とか、そういったところを議会のほうで補正予算の審議をお願いして、ぜひ予算化をお願いしたいというところを今手続としてはやっているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

一番大事なところですよ、この申請者というとは。申請者ば決定しとらんということは、申請者がおらんということじゃなかですか。もうここにお金をもらう人がおりますけど、これは鹿島市では決定をしとらんわけでしょう、業者がおりますけれどもね、ここに。しかし、この人をするためには、まず市で、庁内で協議をして、そして、この人にしますよとせんばいかんやなかですか。それを何も決めないで、決めていない人にあなたに64,000千円あげますよてんなんて、あり得んとやなかですか、これは。

それで、国に申請するときも、鹿島市の決定していない人を申請して、申請した場合も恐らく64,000千円というのは、そのビルの積算もしとるですね。ここをきれいにします、あそこをしました。そこまでしてもらう相手を、鹿島市でも何も決定もしないで、今の段階では鹿島市にはこの申請をした人が決定しておらんということでしょう。ただ単に交付してもら

うお金をいただく者だけがここにいるわけで、何の根拠もなかやなかですか。

だから、何回も言っています。支援決定したその議事録、決定通知書、これを出してください。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

また同じような説明になるかもしれませんが、まず申請に当たっては、市の予算化は必要ないという段階の申請、これは市が申請者となって国のほうに申請をしたということになります。

事業者からの申請については、当然、予算が通った後に市の補助金交付要綱を整備した中で、それにのっかって事業者から市に補助金の申請をしていただくという流れの中で、このデジタル田園都市国家構想交付金の申請に当たっては鹿島市が申請者ということで、それに当たっては1月15日の庁議で、そういったことの申請を行うということを決定しております。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

交付要綱において決定するというか、もう1人しか決まっとらんじゃなかですか。交付要綱もできていない。そんでもう交付をもらう人が決まっとるじゃなかですか、これは。今から審査すつとですか。審査したら公募せんばいかんでしょう、それは。公のお金は。もう言いよることがさっぱり分かん。やっぱり法律にのっかってしていかんぎ、よかごとするわけいかんですよ、こいは。

こっちのほうをしようと思いましたがけれども、できんけん。この補助金に対して適用されるのが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律ですよ。なぜかといったら、補助金の中に30,000千円の交付金がありますので、幾ら市の中に入れてきても、この30,000千円は国からもらった交付金ということで、これが適用されます。「この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。」となっとるですね。この条文にある「補助金等の交付の不正な申請」、不正ということは正しくない申請ということですよ。申請している人を鹿島市が全然認めていない。実際、今誰も、いや、口約束でと。口約束てんなんてん公務文書あるはずじゃなかじゃないですか、これは不正な、いや、正しくない申請ですよ。申請者は決定しとらんとやっけん。

今、補助金要綱でしますと言いましたけど、もう交付決定しとるけんが、この人に交付を決定していますとなっとるけん、もうもらうだけじゃなかですか。今私たち審議——審議と

うか、賛成か反対かというだけですよね。これは不正な申請の手続じゃなかですか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

このデジタル田園都市国家構想交付金の交付金については、申請は鹿島市が国に対して行っております。これについては全然言われるようなところはございません。

事業者からの申請は、この予算を認めていただいた後に事業者から市のほうに申請をしていただくことに、当然、そこで要綱というのを整備して、その要綱に基づいて申請をしていただくこととなりますので、今時点でそういった事業者から申請をいただいているということもございませんし、あくまでも予算をつけていただいた後の話にその行為が出てくると考えております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

鹿島市がするといっても、積算ばしとるじゃなかですか、ビルの。64,000千円、その積算の内容は、鹿島市がするんですか、これは。鹿島市はしきらんでしょう。あくまでもその申請した方が積算して書類をやっているわけでしょう。やっとかんやったら出んじゃなかですか、交付金のこの64,000千円は。そうしたら、どがんしてもその申請者の人が絡んでくるじゃなかですか、それは。鹿島市がしているわけじゃなかでしょう。もうこの補正予算の正当性というか、全くこれは本当にいかんと思うですよ。我々審議を本当に真剣にやっていますけど、もうもらう人も決まっているわけですよ。反対も賛成もなかわけですよ、これは。

まず、さっき松尾征子議員が言っておられたですけど、我々が賛成すって分かっとならもうしよるわけですたいね。この決まっている相手に、我々が否決したら、この方にはどう弁償するんですか。もう最初から可決するて頭の中に入れてしまっとなら、そういうふうなことをするわけですよ。私たちも悪かったでしょう。何でもかんでも今まで賛成してきたけん。たまたま今度こういうふうになりましたけれども。

まずは予算を確保せんと交付する相手が決められんじゃなかですか。空手形はやられんでしょう。空手形ばやっですか。予算、何も決まっとならんに。あんたに50,000千円やりますよってでくっですか。できんじゃなかですか。まず予算を確保して、そして要綱をつくって、そして公募なり何でもいいですよ、公募、プロポーザル、公表をして、応募してくださいと、それからの始まりじゃなかですか。もう決まっている。それはなしかという、もう申請するとき、積算なり何なり、そのビルに要る費用を積算して国に申請しているわけですよ。そがんと金は出てこんじゃなかですか、これは。

全くこの補正の予算は、これは審議する価値が、もう正当性のなかですよ、まず。決定もしとらん。それで私たちに対して賛成しなさい、反対しなさいて、おかしかじやなかですか。もうもらうことも決まっとる。

部長の話では、今から要綱をつくって、その前の段階でも要綱なかったですよ、今つくっとるか分からん。そいぎ、今から要綱をつくって、その申請する相手ば決めんばらんというぎ、今決まっとる相手は決まっとらんということでしょう。決まっとらんぎ、この人が今まで苦勞をしてずっと積算してやってきたのはどがんなつとですか。あり得んじやなかですか、そがんことは。この補正予算は、これは本当に法律に強く抵触しとるですよ。これは我々が賛成して可決して、私たちもそれをよくない手続を私たちが認めたということになるですね。私は認めませんけど。これでよかとですかね。後で、これは本当に問題になると思いますよ。川原部長、いきなりでごめんね。

○議長（徳村博紀君）

市長から答弁があるそうです。（「はい」と呼ぶ者あり）松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今お話の中で、このサテライトオフィスの整備手法についてのやり方ですね、それが我々行政のやり方が法にのっとってやっていないとか、そういう話なんですけど、ここに最初に言いましたけど、まだ確定していないんですね。国は一応交付するという、その交付のまず、どういうふうな積算でお金を概算——まだ概算なんですよ、六千何百万円というのは。まだ多くかかるか分からんし、少なくかかるか分からん。その概算を出した上で国のほうに申請をして、それが今認められたという段階です。それについて、市のほうもまた、その何分の1かは市のほうで支援をしていくという形で今議会のほうに諮っているわけです。全部、もうこれが事ありきで進んだんじゃなくて、ここで議会で判断をしてもらうというのが今のこの補正予算の審議になっていますので、一応国からの交付決定は来ました。それについて我々市のほうもどういうふうな支援ができるのか、そこも含めて今議会のほうに諮っていますので、これが六千何百万円が確定したわけじゃなくて、もっと上振りするかもしれません。少なくなるかもしれません。そういう中で、一応の概算を出して国のほうに申請しないと、もう国のほうの申請額も決定しません。

そういうふうな手続の中で我々は申請をしたということで、何でここに決め打ちじゃないかと言われるんですけど、支援対象が決まっている場合もこういう申請ができるということです、そういう手続の上で我々は申請をしたということになります。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

いや、決め打ちをすることはいかんばってんが、まず、だから市へ申請をして、それを市

が認めんばいかんじゃなかですか、この人でいいですよと。それが今じゃなくて、それをまず認めて申請ばせんばならんやつが、国のほうにも。今、市が全然認めていない。書類も何もなかわけですよ。今の状態は、市は何も認めておらんわけですよ。認めとらんとに交付決定があつて、概算と言いますが、概算をするためには、それをする業者、施設の持ち主がおらんばいかんじゃなかですか。

せつかく川原部長にさっき言うた点、すみません、川原部長、鹿島市財務規則34条に県補助事業の計画書を提出するときは協議をなさいととなつとるですね。部長が協議せんばとなつとつでしょう。いや、2人で協議せんばごととなっている。政策総務部長への協議と書いてあつじゃなかですか。「部長等は、予算執行について、各号に掲げる事項については、政策総務部長に協議しなければならない。」、その2項に「国、県補助事業の計画書の提出に関する事。」と規定されとるですよ。協議しとらんとですか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

1月に国のほうに申請をするに当たっては、計画書の申請について文書のほうで起案を行っていると考えております。

ただ、今ちょっと手元でその確認が取れませんので、今確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。（「暫時休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

ここで10分程度休憩を取りたいと思います。2時30分から再開いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

すみません、時間のほうを取らせまして申し訳ございませんでした。

先ほどの財務規則第34条のところを総務政策——その時点では総務部長への協議ということでございます。その点で確認して整理したところ、1月15日の庁議をもって申請に当たつての協議をしたという整理になります。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

手続の何もなし、全部代わりででくっですたいね、先ほどの庁議で全てが。ほかの書類も何も要らんじゃなかですかね。協議というぎ協議ですよ。さっきの話では違っったね。起案文書ばしとるごとなっ。この庁議で代わるてなっ。起案ば回ってきたとこで協議となるというような話じゃなかつたのかな。川原部長。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えをいたします。

財務規則第34条に諸規定がなされております。そういう中で庁議と申しますのは、やはり市の最高意思決定機関であり、その方向性なりを確認し、最終組織決定をする機関でございますので、そちらの庁議のほうで確認をしているということです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

庁議は市の最高決定機関なわけでしょう。そしたら、支援対象を決めるとも庁議で決めんばいかんじゃなかですか。最高決定機関なわけでしょう。その書類を出してください。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えをいたします。

1月15日の庁議をもって、当該の物件及びその所有者が整備することに対して、そういった支援を行うというふうなデジタル田園都市国家交付金を申請するということを決定しておりますので、この庁議の結果でお示ししているものが今回の書類ということになります。

すみません、補足となります。今お示ししている書類は決定の書類ということで、その結果の書類をお示ししておりますけれども、庁議に付した資料というのは、また別にそういった実施項目ですね、そういった支援をするとか、そういったことを案というか、提案として出した分がありまして、それに合わせて関係書類、説明資料ということで、具体的にそのビルのこととか、支援者に対してとか、そこについての整備の必要性、こういったものをまとめて説明した中で、最終的には結果の原案のとおりというところでの決定ということになっております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

何回も言っていますように、支援の決定はよかですよ。その支援対象の決定はどういうふうにして決定したんですかと言ひよるわけですよ。支援対象を決定せんと、その支援対象になった方は、国に申請するときには積算も何もできんわけでしょう。今の状態は、支援を決定すつとはよかですよ、これで決定したと。しかし、その前に支援対象を決定せんばいかんね。まず最初に私が何をするというのを決めんばいかんじゃなかですか。その決定書を出してくださいと言ひよるわけですよ。決定書を。それがなかったら、今審議しているこの補正予算は全く正当性がなかじゃなかですか。これは取り下げてもらわんばいかんですよ。審議されん。基本がなつとらん。対象者を決定してもおらん。決定してもおらん対象者が国に——市が申請をしたとしても、その申請書類の中にはその人たちがしていた積算とかなんとかの書類もあるわけじゃなかですか。ただ単に鹿島市がしよるわけでも何でもなか。

その基本が崩れてしまつとっじゃなかですか。それを我々に、64,000千円、市の税金で25,000千円、24,000千円か、あれを出しなさいというところで、さっきそのビルの金額は言ひんされんやつたばつてん、安くて、言うぎびつくりするごたる金額で買うとんさつですよ。何というか、基本がまずそこが崩れとっけんが、この補助金の、すみません、補正予算の正当性、適正な申請じゃなかですもんね。今いろいろお話ばされよっけんが、ちょっと答えてください。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今の中村議員の質問にお答えします。

この手続、最初にこの話が11月にあったときから対象事業者のどこかというところで、当然、最終的に予算化するときには市民の方にもいろんな意見が出てくるだろうということで、その手続については私のほうからも担当課のほうには慎重に適正な手続で行うようにと指示しております。

この内容については、また繰り返しになって申し訳ありませんけど、多分先ほどからすると中村議員の質問を聞いていて思ったのは、議員のほうからお話があったのが、その庁議の議事録を出すようにということだったので、私どものほうから結果の紙だけを渡していたので、どういうことを話していたかということが分からなかったから議員の質問にはあったのかと思います。

この1月15日の庁議の中では、こういった交付金を活用しようということであるとか、整備する事業者を支援するという、この段階では支援するという、ある程度場所を決めないと申請というのができませんので、支援をしますというのと、事業者の負担割合ですね、どこまで事業者に対して負担を求めるかということを議論しております。

デジ田交付金は大体その段階で60,000千円ちょっとという事業費だったと思います。高水

準の場合でも3分の2を国と市がして、残り3分の1は事業者が負担しないとイケないというスキームになっておりました。そこが3割ぐらい、大体3割、3分の1程度の負担となりますけど、そこをできるだけ——今回は整備することが目的じゃなくて、そこにサテライトオフィス事業者、県外の事業者が入ってきて、そこで中心市街地が活性化していく、新たな雇用が生まれていく、若者のUターンであるとか、女性が働く場、女性が活躍する場をつくっていくということが目的だったので、簡単に言うと、新しい企業がより入ってきやすく整備をすべきじゃないかという形で、当初の事業費を、負担割合を3分の1からできるだけ低くして5分の1としております。その考えとしては、通常オフィスを整備するときは進出企業に対しては、進出企業に対する支援ということで1社当たり大体2,500千円上限という形がありましたので、そこが今回4つ入ってくるとすると、入ってくる企業には10,000千円程度、市のほうから負担する、将来的に負担するということがありますので、それを後でするのか前にするのかということの整理をして、じゃ、前にして、より入ってきやすいようにという形で5分の1という負担でしております。そういうふうにして、今回の整備、協議の中では議論を、方針、ここのモードのビルを申請しますと。だから、決定というよりも、あくまでも事業者では、この段階ではデジ田交付金を申請しますよと、一緒にやろうという補助、将来決定予定の企業になると思いますけど、それを決めたという形になります。

当然この事業については、先ほど中村議員のほうからも予算が通らなかつた場合はどうなるのかという話があったと思います。当然予算が通るといふ、この6月補正を私たちとしては通していただきたいという思いでしておりますので、通した後に補助金が交付決定されるというのが正式だと思っております。ですので、議員のほうからもいろんな質問が全員協議会とかでありましたけど、私たちのほうは市民の方に理解していただくようにいろんな説明をしていく必要があるかと思っております。

この協議の内容、後から出して——協議の内容ですね、その当時、こういった協議の書類を作っておりますけど、この内容については、実は2月22日の全員協議会であるとか、5月の全員協議会であるとか、そういった内容のベースとなっているものにはなっております。そういったものを協議の中で決定しております。

決め打ちじゃないかという形になりますけど、この事業、最初にもありましたけど、実施したい、私がしたいという手を挙げたところに対して支援するということになっておりますので、ちょっと言い方は悪いですけど、決め打ちといえば決め打ちになりますけど、実施したいという思いがある事業者さんと市と一緒に鹿島市の将来のために進めていく事業だと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今、副市長のほうから場所を決めるというお話がありましたね。場所を決める手続が必要ですよ。場所を決めたら、この場所の持ち主、運営者がおるですよ。決めたその手続の書類を見せてくださいと、さっきから言いよるわけですよ。今、副市長が言われました、場所を決めると。場所をどうやって決めたかという手続はどうなっているんですか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

場所を決めた過程、どういったことで決めたのかという質問でございます。

これにつきましても、先ほど申しております臨時庁議、1月15日の庁議の中で、その場所について4つのポイントというところで簡潔に申しますと、中心商店街の中央に位置していること、十字路交差点の知名度を上げ、企業誘致の契機となる要素がある、ショッピングセンターが隣接する位置にあり、立地条件がいい、空き店舗解消、利活用など市の課題を解決する手段となり得る可能性が高いというふうなポイントの中で、その場所が適地であるということも含めて庁議で決定をしております。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

このデジ田交付金を活用した事業・企業誘致のための施設整備についてで、もう全てが決まってしまうとっです。今私が聞いていることは、案件名を見よったらそがんじゃないかなですもんね。ばってん、中身を見たらもう全てがこれで決定されっわけでしょう。市の書類というとはよかですよ。これいっちょで何でも決定さるっわけでしょう。普通は案件ごとに庁議をするんじゃないかなですか。一人でも反対がおったらまた難しかわけでしょう。これは物すごく都合のよか庁議ですよ。

そいぎ、また戻って、何回も言いますけど、支援対象を決定した書類はなかということですよ。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

議員がおっしゃっている支援対象を決定した書類というのは、事業者に対しての書類ということでしょうか。（「庁議で決定した書類」と呼ぶ者あり）庁議で決定した書類ですよ。庁議で決定しているのは、先ほど申しましたように、その支援対象については個別の建物及びその事業者について申請をして支援していきたいというところでのそういった付議をして、

それを決定しているという手続になります。（「長うなって私のしゃべるとの短くなるけんよか」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

答えにつかですもんね、なかては言われんしね。気持ちは分かります。

鹿島市は適正な手続を経て当然決定すべき申請者を、決定せずに国のサテライトオフィス等開設支援事業交付金申請を行っております。4月1日にデジタル田園都市国家構想交付金決定通知を受けております。国への交付金申請は、鹿島市が申請者として庁内決定を、申請者の決定をしておらず、虚偽の申請との疑念があります。補助金等適正化に関する法律に抵触するおそれがあります。虚偽の申請書を作成した場合は、虚偽公文書の作成の罪に抵触するおそれもあります。なぜここまで危ない補助金の手続をしなければいけなかったのか、今の皆さんたちの身分までかけてやらなければならなかったのか、全く理解できません。

基本的に最初の出足のところの申請者の決定がないということは、今審議している補助金の審議は成り立たんと思うですもんね。これ以上言っても山崎部長を苦しめるだけです。やめますけれども、やっぱりこれは一回皆さんで話し合いをしていただいて、今年もまだデジタルの申請ができますので、じっくりとして、公募をして、プロポーザルをして、そしてすべきと思うんですよね。あまりにも決め打ちでしていますので、決め打ちでもいいような話ですが、交付金やけん決め打ちはいかんですよね。ということで、私の質問は終わります。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

何度も繰り返しになりますけど、この庁議の中——その支援先を決めていないじゃないかという話があります。当然この補助金、今（「支援先じゃなか、支援対象」と呼ぶ者あり）支援対象と支援先は基本的に同じことかと思えますけど、どこが違う、多分基本的には同じことかなと思えます。（「支援先です」と呼ぶ者あり）

中村議員の心配、今、適正じゃないとかいろいろありましたけど、当然私たち、事務を執行していく上では法律とか規則、条例にのっとって業務をやっていくというのが大原則となっております。当然申請するに当たって、虚偽であるとか、そういったことというのは絶対ないようにしておりますし、そういうことはありません。

決め打ちじゃないかという話、言い方として決め打ちがどうかということはありませんけど、もともとこのデジ田交付金のサテライトオフィス整備については、2回目の全員協議会の中でも説明をさせていただきました。いろんな議員のほうからお話があって、2回目の中でも説明させていただいて、支援対象が決まっている場合というのが基本的に想定しているとい

う形の立てつけとなっております。ですから、今回のように、旧伊東ビル、旧伊東時計店のビルをやっていくというのが立てつけとしてあります。

ですから、今回、モードさんのほうが鹿島のまちを一緒によくしていきたいという形で手を挙げられていますので、それについて補助対象予定者として申請しよう、デジ田交付金のほうで国に申請しようという形になります。当然この事業費が、鹿島市のほうで補助をするには国の交付金の決定がないとなかなかできない事業となっておりますので、鹿島市としても将来のために挑戦をするような事業かと思っております。

庁議の中で支援、庁議の中ですね。あと、議員の皆様の方にもその庁議のときの資料を出していきますけど、この中には場所についてもモードさんが旧伊東ビルを買収して、ここをサテライトオフィスに整備していきたい、1階はコワーキングスペースとして開放していきたいという形で担当課のほうがつくって、その内容について庁議の中で市長を含め市の幹部で調整をして、市の将来のためにもこの事業をぜひ成功させたいという形でデジ田の申請になって交付決定を受け、国の交付決定を今受けている段階です。まだ市として補助金を実際モードさんのほうに支出するというところまで決まっているわけではありません。と言いつつも、じゃ、決まっているんじゃないかと言われるとそうなんですけど、最終的にはこの予算審議を経て、そういったものが成り立つものと考えております。

以上となります。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今、モードさんというあれが出ましたので言いますが、鹿島市の小さいところで我々議員もいろんな人間関係の中でモードさんと関係あつたですね。本当に私、今言っている、反対している議員、実際の話、賛成したが楽ですよ。モードさんといつ顔を合わすっか分からんし、いろんな人間関係あります。しかし、おかしいことはおかしいと言うのが私たち議員の仕事ですよ。おかしいことをおかしいと言わんで、何でんかんでん賛成するわけにはいかんですよ。この小さかまちで、本当にいろいろ言っていますが、我々も覚悟を決めながら今質問しているわけですよ。賛成と言うたが楽ですよ。しかし、おかしいところはおかしい、それを言うのが我々議員の仕事だと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

よろしくお願いたします。

今までいろんな質問等出ておりますけれども、今回、サテライトオフィス企業誘致という

ことでデジタル田園都市国家構想交付金の採択が決定したわけなんです、このデジ田交付金の採択までのハードルというのは結構高かったと思います。例えば、鹿島市の熱意だとかやる気、そういったところも重要だと思うんですよ。このデジ田交付金が採用になったのはどうしてなのかというところをどのようにお考えか、まずお尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

デジ田交付金が採択になった理由などについてお答えしたいと思います。

デジタル田園都市国家構想交付金については、まず、高水準タイプ、標準タイプとございまして、鹿島市のほうは高水準タイプを申請しております。こちらについては、より一層高い目標を定めることが決まっております。主に県外からの企業は3社以上ですとか、移住者を市の人口の、鹿島市でいうと3人以上県外からの移住者を見込めること、そういったKPIを求められておまして、そちらのKPIについて私どものほうで計画を立てて作成して認められております。また、計画そのものが実現性があるかですとか、無理がないか、あと、施設の整備費などに無理な積算がないか、そういったことも全て総合的に判断していただいて採択を受けているものと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今回のデジ田の交付金、採択になったわけなんです、今回、採択になった自治体、全国でどのくらいあるのか、また、佐賀県でどのくらいあるのか、分かれば教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

今年度採択の結果についてお伝えいたします。

まず、サテライトオフィスの整備事業については、20団体が採択を受けております。そのうち、鹿島市と同じような民間運営施設の開設支援が14施設となっております。全国で20市、20団体です。佐賀県では鹿島市と有田町の2団体となっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。

もしこの採択、今回この補正予算が万一否決された場合、この採択についてどのようになるかというか、今、当然このサテライトオフィス誘致というところに向かってまずはこの補正予算を通すということでございますが、万が一否決となった場合に、今後の手続というのはどのようになっていくのか、あるいは今回のこの採択が駄目になるのかという可能性も含めて、どのようになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

もし採択が、今回、議決が通らなかった場合について、仮定の話にはなりますけれども、そうなった場合に、計画についても一度考え直さないといけなくなってしまいますので、国のほうへ申請の変更をする可能性も出てまいります。今回は建物の整備だけではございませんで、プロモーションですとか、ホームページの作成、あと、入ってきていただく企業様に進出支援事業というのも計画をしております。それも含めてトータルで今年度中に完結させる予算を組んでおりますので、もし今回予算が通らなかった場合、ほかの事業についても大きく影響してくると思っております。ですから、国のほうに変更の申請をしないといけなくなる、変更の申請が認められるかどうかはかなり厳しい状況になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

そしたら、もし否決になった場合、あるいは採択されなかった場合、大幅に計画が変わっていくということでございますよね。そうなるのと、例えば、佐賀県としても、また鹿島市に対して、今空き家とか空き店舗は物すごく増えていますよね。やっぱり空き店舗を活用したこういったサテライトオフィス誘致事業について、鹿島市はあんまりやる気がないんだねとか、ちょっと悪い方向に捉えられる可能性もあるんじゃないかなと思いますけれども、そういったところの影響というのをどのように考えておられますか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

あくまでも仮定の話ですので、確定的な話ではございませんけれども、状況としてというか、まず、市のほうで企業誘致を今取り組むに当たっては、今回ばかりじゃなくて以前から工場団地の誘致も含めてどういった形で企業を誘致したらいいだろうかというところは、か

なり県のほうにも担当者が出向きながらとか、一緒に東京のほうのフェアに行ったりとかしながら活動して、県のほうからも支援をいただいているところです。そういった関係性もあって、今回も県から市のほうにこういった話の調整をしていただいた上でいただいたものと我々は認識しております。ここは本当に我々から言えるところじゃないんですけども、県のほうは、ほかの市町も含めてなんでしょうけど、市町に対して非常に丁寧に熱心にそういった支援をしていただいているというところだと思います。

そういった中で今回お話をいただいた中で、我々はこれを成功事例として、さらにまた続くような事業を、これは好事例という形でしながら、発展的にまた同じような形で企業誘致なり、地域の活性化、にぎわい創出とか、そういったところを含めて一つのきっかけにしたいと考えておりますが、そういったところでのタイムロスの影響は当然地元のほうで出てくると思いますし、当然県との関係とか、例えば、国のほうにも変更となりますと、恐らくそういったところでも何なりとも今後は影響が出るのではないかという懸念はございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

ありがとうございます。鹿島はものづくりのまちとして素晴らしい企業がたくさんございます。一方で、誘致する場所とかについては限りもございます。これからの鹿島市の発展を考えていく上では、こういった企業誘致ということは本当に重要ではないかなと考えております。

今回、このサテライトオフィス誘致ということについて、様々な議論があります。こういった議論をしっかりと闘わせていくということは非常に大事ではないかなと思っておりますし、それが鹿島らしさといいますか、本当に私たち議員も、先ほど中村議員も言われたように、みんな必死でやっております。賛成、反対、様々な意見があるのは承知しておりますが、本当に全力で私たちも後押しをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いして、質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありますか。2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

よろしく願いいたします。

私もサテライトオフィス等開設支援事業補助金54,000千円につきまして質疑いたします。

何人かの議員の方から質疑があっっているので重複するところもあるんですけども、まず前提としまして、全員協議会で事前説明を受けておりまして、それと、本日答弁でもありますので、鹿島市の企業誘致の方針、あるいは中心商店街の活性化、空き家対策等を目的としてサテライトオフィスの整備をしていく方法のために今回のデジタル田園都市国家構想交付

金、デジ田交付金を活用した事業には理解はしております。

ただ、先ほどからの質疑であるように、本来こういった交付金、補助金に関しましては、公募という形が本来原則にあるにもかかわらず、民間施設を対象にデジ田交付金が申請され、それが採択されて、今回、議会の議案で審議されているところで、重複しますけれども、交付金、補助金の対象になっています民間施設、今現在空きビルになっているところを選定された理由を分かりやすくもう一回説明していただけますか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

山崎議員のほうの、なぜその場所なのか、どうして決定したのかというところで、先ほども申しましたけれども、4つのポイントということで庁内の中で話をして決定しております。

1つ目が、中心市街地の中央に位置をしていること、2つ目が、十字路交差点の知名度を上げ、企業誘致の契機となる要素がある、3つ目が、ショッピングセンターが隣接する位置にあり、立地条件がよい、4つ目が、空き店舗解消、利活用など市の課題を解決する手段となり得る可能性が高い。こういった中で、今あります肥前鹿島駅の整備、それから、かたらい、鹿島十字路交差点、鹿島市役所の場所とか、こういった点と点を線で結ぶ一つの場所、ポイントということで、そこを適地ということで決定しております。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

幾つかの理由を答弁していただいたんですけども、中心商店街の活性化ということで空き店舗を対象として、佐賀県を仲介した形で事業者、民間施設の所有者のほうから申入れがあった、そういうきっかけでこれは進められていると説明を受けているんですけども、ただ、私がちょっと疑義があるというか、不明瞭な点があるのが、当然中心商店街の中にはこれと同じような空き店舗、空きビルはあるはずで。交付金、補助金を受けたいという方の意向もあろうかと思えます。その方たちを排除してまでこの民間施設を対象としたところがちょっとどうかと、疑わしいなと思っております。

それと、活性化を共に行うべく中心商店街の方たちに対して事前にこのことの説明があったのか、要は同じ空き店舗の所有者、あるいは中心商店街の人たちと合意形成がなされた上でこの民間施設を選定して進めているのか、その辺をお聞きしたいです。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

2点お尋ねです。

1点目が、まず、中心市街地の中にそういった対象となるような同じような物件、意向がどうなのかというところです。今までの中で実際そういった意見というのはちょっと我々は聞いていないんですけども、そこについては物件の状況というのは今回の件も含めて商工会議所等に問合せをしながら、今の状態等は把握しているところです。具体的な意向というところまでの確認はしておりません。

今回、指名に当たっては、公募という形が一つまたあると思うんですけども、公募をしていったら今回の交付金のスケジュールではまずできなかったというところがありまして、今回の件は一つの好機の中で我々は取り組んでいる、それは一つのきっかけとしていきたいという思いがあります。このことを一つの契機と捉えて、そこでオフィスのほうに企業というか、そういう形で来ていただいた中で、その中でさらに地域の活性化なり、いろいろ地元の企業とつながりを持っていただく中で、いろんなものの創造というところも期待をしているところです。そういったものを一つの契機として、また近隣の中でお話があれば、そういったことがまたさらに波及的に効果として現れてくるのではないかとということも期待をしているところでございます。

それから、前もって中心商店街の方々にお話をしているかどうかということについては、今時点ではまだ公にはしておりませんが、この事業を進める上で今回予算をつけていただくことになったら、当然そこはこういった形でしっかりと丁寧に地元の方にもお話をしながら、当然地元でそういったいろんな関係性が生まれますし、同じような形で地域の活性化に取り組んでいただくような、来ていただく企業も含めて、そういったところもいろいろと関係性でお願いするようなども出てくると思いますので、ここは今後のところできちんと丁寧に話をしていきたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

本来交付金、補助金ですので、公募するということがあるべきだったかなというところで、今回制度上は既設の民間施設を対象として行うということでされているんですけども、それであれば、やはり先ほど言っていた他空き施設を持っている所有者の方、あるいは一緒にやっという中心商店街の皆さんに丁寧に説明した上でこの手続をやれば、何ら私どもも疑義や不明な点はなかったのかなと思っておりまして、先ほどからあったように、手続にかなり不備、不明瞭なところがあるかと思っております。

それと、今後の手続の中で、先ほど副市長から答弁があったんですけども、4月にデジ田交付金が採択を受けて、当然一般財源も今回の補助金のほうに入るので、今審議をやっているところでありまして、仮に議決があった場合は補助金の申請となりますが、この時点で、先ほど副市長の説明の中では、あくまで民間施設は決定ではなく選定、あるいはデ

ジ田交付金を申請する上での想定、設定をただけであって、まだ決定はしていないというところの答弁であれば、今後の補助金申請に当たっては公募という形もできると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

公募の可能性があるのかという内容の御質問だったかと思うんですけども、今回については、デジ田交付金そのものは基本計画の段階で対象施設を決め、対象事業者も決めた上で申請をしておりますので、もし次、公募となりますと、それはまた変更申請をすることになります。大幅な変更になりますので、今回公募ということは考えておりません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

そうであれば、ずっと答弁を繰り返されているんですけども、決定じゃないという答弁なんですけど、ほぼ決定した形で今の議案審議をなされているんじゃないかなと、そういうところも疑わしいところがあるんですよ。だから、はっきり言って答弁にも矛盾があります。なので、きちっとその辺の答弁も正確にしていなければなと思っております。

それで、松尾議員のときに答弁があったんですけど、なぜ手続をする中で議会のほうに説明がなかったかというところで、デジ田交付金の採択がなされるまでは決定じゃないので、情報開示ができなかったということの答弁だったんですけど、それと同じ考え方、理論であれば、まだ議案の議決がなされていない中で、この民間施設のほうからは、もう改装の情報を開示されているところもあるんですけども、まだ議決決定されていないのに情報開示がされているところは、それはどう考えればよろしいのでしょうかね。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えをいたします。

事業者との関係というところになると思いますけれども、当然申請、最初、去年11月末というところで事業者の方も含めてお話をした中で、この申請というかそういったところを進めていきたいと担当のほうで思った中で、当然その申請に向けて県も含めてなんですけれども、調整、当然先ほど言われたような設計とか、そういったところも含めて概算については事業者の方とも連絡調整をしながら、この申請についても手続を進めてきております。そういった中で、我々としては当然交付金を取ってこの事業をやりたいという中で、当然

そこを想定しながらいろいろな準備をしているところです。正式には当然こういった予算を経て議決を得なければ、それは正式にその後の手続としては取れないところなんですけれども、事業者のほうそういった手続のところを開始されたという部分を言われているんでしょうか、開示ということは。（「改装を」と呼ぶ者あり）そうですね。（発言する者あり）今時点でその分は中止をされているんですけども、事業者のほう前もってそういった見越した中で事前準備をされるということは手続的には特に問題ないところでございまして、条件としては当然、議会の中で議決を経て、それがちゃんと成立したことを条件として前もっての準備ということでしていただいたことだと思っています。ただ、現時点はそれは一旦中止をされているという状況です。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

私が指摘しているのは、今回交付金、補助金とする中で、情報開示をするに当たって、きちっと逐一情報開示をしていただければ、その場、事前事前にこういった議論が出てきているので、その時点で是正ができたと思うんですよ。3月議会のところで説明がなく、6月議会でこういった話が出てきているので、今こういった議論になっているのかなと思っています。

補正予算額についてお聞きします。

今回、交付金が45,000千円ということで、うち国からのデジ田交付金が30,000千円、それと、市からの一般財源として15,000千円、これで45,000千円、これについては理解します。デジ田交付金の分で3分の2、市の3分の1と。これ以外に、先ほど副市長から説明、答弁がありました10,000千円、これにつきましては、1社2,500千円の、4部屋あるので、4社が入る部分と。この補助金というのは企業誘致推進基盤整備事業補助金ということで事前に全員協議会のほうで説明を受けているんですけども、この補助金の適用条件を見ますと、これは建物の所有者に対して補助金を出すんじゃなくて、今後新たに市外のほうからテナントのほうに入る方、テナント事業者ですかね、これに対する補助金、これは25,000千円上限ですと。ただし、この補助金については他の補助金と重複は不可というふうになっています。ということは、他の補助金というのはデジ田交付金に当たるかなと思っているんですけども、市が上乗せする分の10,000千円の根拠というのは何になるんでしょうか、お伺いします。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えをいたします。

いわゆる今回、市のほうからの支援者への補助金の金額というか、その設定の考え方でございますけれども、今回、その整備に当たっては67,500千円ということで総事業費になっています。国のデジタル田園都市国家交付金の中で、今回の事業の規模、企業というか、ビルを利用されるところの計画、申請の中で20名から50名というところの申請をしております、その分については、国のデジタル田園都市国家交付金の交付対象となる分、市の分も含めて45,000千円というところが一つの交付上限額となっております。この枠の中でいけば、国の考え方としては、その45,000千円の内訳として、自治体の2倍の額、3分の2を国が持ちますよと、3分の1については自治体の負担ですよと、そういった（「そこは理解しています。デジ田交付金について」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

2,500千円の根拠。

○産業部長（山崎公和君）続

上乘せ分ですよ。その分については、それ以外の分ですね、67,500千円の中の45,000千円を除く分については、国のデジタル田園都市国家交付金の中の考え方としては事業者か自治体のほうで負担をするものということで、そういった形になっております。そこは自治体の裁量というところになっております。一方で、事業の持続性担保のために一定の負担を事業者には求めるというふうな形になっております。

こういった中で、じゃ、市としてこの分をどう見るのかというところの話なんですけれども、そのときに事業者に対して、市にとって今回のオフィス誘致の事業がどういった優位性があるのかというところをこの中に盛り込むというときに、1社当たり2,500千円という企業誘致をしたときに、その整備分について補助を出す整備の補助金がありますが、ここを一つの参考ということで、今回4社ということで10,000千円になりますけれども、この分を参考値として、そこを一つの数値ということで、参考値の数値ということでさせていただいております。

ただ一方で、さっき言いました一定の負担を事業者に求めるというところを5分の1というところで、それくらいがちょうど今回の中ではよろしいというところを庁議の中で図った中でこの制度ということで決定をしているということになります。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

本来であれば、総事業費、民間施設、空きビルを整備するのに67,500千円かかりますよと想定した中で出されてデジ田交付金を申請されていると。交付金を採択されて市の負担分を合わせて45,000千円、これを補助すれば完結するところだったんですけど、なぜ事業者負担をもっと軽減する形で、まずもって企業誘致推進基盤整備事業補助金は適用できないと思っ

ています。できないにもかかわらず、さっきの答弁ではそれを参考にとされたんですけども、その補助金の根拠が分からないんですよ。私が言ったように、企業誘致推進基盤整備事業補助金を参考にしているのは分かるんですけども、これは適用できません。あくまでサテライト、改装した後に入ってくる会社に対しての補助金であって、もしくはこの民間施設に対して補助するに当たっても、デジ田交付金を補助するに当たってこの補助金までの重複の補助は不可になっています。ですので、これはできません。だから、この10,000千円はどこから市が負担できるということになっているかをお聞きしたかったんですよ。お願いします。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

すみません、説明のほうがちよっと分かりにくくて申し訳なかったです。その分については、もともと今回初めての取組ですので、ここの制度については新しくつくる必要があるという中での今回あれなんですけれども、その中で言いましたように、45,000千円を超える分については、もともと自治体の裁量のほうに委ねられている、自治体が負担する分、民間が負担する分というところで、そこは制度上そういった形になっております。実際ここは、全国の事例の中でもいろんな割合の中で支出をされているという事例もあります。

その中で、鹿島市としてどうするかというときに、先ほど言いました企業が来られるときに、例えば、空き物件のほうに入られるときに内装だったりとか附帯設備を整備される分について2,500千円上限で補助を出しておりますけれども、今回それは当然該当しませんけれども、性格的には、今度新しく来られる方は完全に整備をされた後に入っていただく、事前にデジタル田園都市国家構想交付金の中で整備をされる中で、室内の整備だったりとか、それに伴う設備だったりとか、そういったところは民間事業者のほうで準備をしていただくというふうな形になります。その中で、本来は入られる方がされる分について手前にしていただく分があるので、それについては入っていただく企業数によって、当然鹿島市にとっては数が多ければ多いほど優位な作用というか、そういったところも含めて、それを加味していく、そういった制度を今回、庁議の中で決定をさせていただいた。ただ、民間の応分の負担というところで5分の1を最低限負担してもらおうというところでの制度設計を庁議の中で決定しているということです。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

デジ田交付金以外の分については、各自治体の裁量によってという国の考え方は分かりま

す。ただ、裁量するに当たっては、現行の補助金が適用できる分が何かないと補助できないと
思っているんですよ。何度も繰り返しますけど、企業誘致推進基盤整備事業補助金は適用
できません。できないにもかかわらず、今から制度設計して補助金を充てるとというのは、そ
れは現時点ではおかしい話で、少なくともこの10,000千円、10,000千円が9,000千円になっ
ているんですけども、先ほどから事業者負担は5分の1と言われているんですけど、本来
通常30%が5分の1の20%にされたというところも、今回この企業誘致推進基盤整備事業補
助金を適用するのに当たるのと、事業者負担の30%を20%、5分の1にするのも、1月の庁
内協議のほうで議論されているんですよ。その中でどう整理されたんでしょうか。それを
もって今回の補正予算に計上されているので、きちっとした明確な根拠があるはずですよ。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

この上乘せの9,000千円の話だと思います。先ほど部長のほうからも説明がありましたけ
ど、全体事業費は67,500千円という形ですね。先ほど中村議員の質問のときにもお答えを少
ししたんですけど、少し詳しく説明させていただくと、国の交付補助については30,000千円
が上限ということでしたので、30,000千円の3分の2なので、45,000千円までが対象事業費
という形になります。国が来たので、国の要綱上では半分は絶対市が出さないといけないと
いう形になっております。30,000千円の半分で15,000千円、この45,000千円までは絶対こ
こまでやる、そのスキームとしてあります。残り22,500千円になりますけど、そこの部分につ
いては、要は事業者と市がどちらかがどうするかという話で、先ほど山崎部長のほうからも
説明がありましたけど、全部市が出すということも以前はあっているみたいですけど、ここ
には事業者に対して応分の負担を求めることということがありますので、事業主には一定程
度負担していただく必要があるかと考えておりました。

そこで、いわゆるこの9,000千円の、67,500千円で45,000千円、飛び出た22,500千円、
一般的には継ぎ足し、単独になるのかなと思いますけど、スキーム上の継ぎ足しで、単独で
補助するところになります。じゃ、市がどこまで負担をするのかというところになるかと思
います。そこのところを議論、庁議のときにもですね、庁議になるに当たっては当然担当課
のほうも一生懸命その整理をしておりますけど、そこが今回の企業誘致の目的ですね、中
心市街地の活性化になるであるとか、若者の雇用の場の確保であるとかという、女性の活躍
の場、そういった確保するところに資するところがありますので、ある一定程度は市のほう
で継ぎ足して単独補助をする必要があるじゃないかと考えておりました。

じゃ、その根拠を幾らぐらいを目安にするかという形になります。そこがどこまでも市が
公益上の必要性があるからといって、22,500千円のところを20,000千円とか補助するのは当
然理由が立たないよねと。じゃ、目安をどうしようかというときに、今回、先ほど中村議員

のときも、前にするのか後にするのかという形で答弁させていただいたと思いますけど、通常はオフィスがあるところに進出してきたところの中の改装費とかが必要になりますので、その改装するための2,500千円というのがありますけど、今回の分についてはできるだけ、パソコン一つで東京とかから来ても入れるような改修になりますので、そのために改修していただくので、後で入ってくるこの2,500千円は多分必要ないだろうという整理をしております。ですので、その2,500千円が必要ない、例えば、今回であれば、4室あれば2,500千円掛け4の10,000千円程度の、当然後から市が負担しないといけない分の費用が不要だという形で、目安としては10,000千円程度はできるんじゃないかという形で1回10,000千円にしました。

最終的に、じゃ、事業費が増えた場合であるとか、4社が5社になった場合どうなるんだとか、6社になった場合どうなるんだ、どんどん増えるよねという話であるので、一定程度そこは歯止めをかける必要があるんじゃないかという形で、最低20%を事業主の負担にするという形で上乗せの分を9,000千円という形で最終的に決定したところです。

それと、先ほど最初の宮崎議員のほうの質問の中で、市の答弁に矛盾があるじゃないかかという御指摘があったと思いますけど、市のほうとしては矛盾という点はないと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

私の考えとしては、今回のサテライトオフィスを整備するに当たっては、デジ田交付金の45,000千円、これを交付金、あるいは補助金として充てて、それ以外は事業者負担、デジ田交付金は応分の負担という考えでよかったと思います。その差額をまた市のほうで上乗せして負担するという、整備の考え方、企業誘致の方針とかは理解しているんですけども、やはりデジ田交付金の補助金だけでやってもらうという形が一番よかったと思いますし、9,000千円、これは現行法の補助金が当てはめられないので、何をもって9,000千円を計上できるのかが私は理解できませんので、それは今の答弁でも理解できません。

私からは以上です。

○議長（徳村博紀君）

ここで10分程度休憩をしたいと思います。3時45分から再開します。

午後3時35分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほどとは変わった質問をしていきたいと思いますが、その前に1つだけ。

先ほどの議論の中で副市長がね、配慮がなかったと思うんですよ。私たちは、この事業については業者が悪いということじゃなくて、市の対応が悪いということで意見を言っておりましたので、個別の名前はもうとにかく抑えて出しませんでしたが、副市長はそこのところ出されたんです。やっぱりよくなかったなと思いますが。一言言っておきたいと思います。

私が次に質問しますのは、農林水産業の問題です。水産業振興費の中に負担金補助及び交付金というところで、海苔養殖漁場環境改善対策事業費補助金とか、それから、漁場環境改善対策事業補助金とかありますね。皆さん方も御存じのように、もう何年もノリはよくないという形で、私たちも色落ちしたノリを見に行きました。本当に10畳じきいっぱいぐらい大きなとにね、もう黄色ですね、真っ黄色と言っていいです。そのノリが巻いているのを見させていただいたんですが、その後もいろいろお話をしておりますが、業者の人たちはもうどうしようもできない状況の中で非常に頑張っているんですよ。

その中で私は、こういう環境改善の問題については、海底耕うんだとかいろんなのでお金が出ますね。その黄色いノリを利用して何とかならないかという努力をされている人があるのはもう御存じだと思います。皆さん御存じですか。私も驚きました。あの黄色いノリでお菓子を作っているんですよ。このお菓子がすばらしいです。御覧になった方はもうあれだと思いますがね。私はそれを見たときに、ぜひこういう事業にも行政が手を貸して、黄色くなったノリ、後の処理も、いいのを取るのと同じだけの手は要るんでしょう。お金もかかると思うんです。そういうのを何とかほかの形でやろうと努力されているわけですが、そのことを担当課の方は御存じでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

農林水産課の補正予算なんですけれども、トータルで水産業の中でそういった色落ちノリの件について、加工品だったりとか、いろんな活用についてされているところの関係ですけれども、加工品開発というところでは、産業支援課、海道するべのほうで、加工についてのいろいろな支援とかそういったものがありますので、取り組まれるときに試験的に試作をされたりとか、そういったものについては以前も相談があった中で支援を行っているところなんです。

あと当然、漁協のほうでも様々な活用についても検討されていますので、そこは農林水産課の中でも一緒に情報共有しているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

あまり御存じないと思いますが、私、この頃、驚きましたが、黄色いノリでサブレというですか、お菓子を作っていました。ゴマとノリでね。私、これを口にしたとき、すごいと思いました。どこにも売っていないんですね。今、肥前浜駅だけです、売ってあるのは。そして、私ね、これは鹿島市民の人にまず知ってもらうのと、やっぱり広げていかんといかんというくらいのすばらしい味だと思いつつ味わいました。だから、少しまとめて買いたいと思いつつ連絡をしましたけど、量産はあまりできないようですね。やっぱり個人的でしたり——作っていましたところは鹿島じゃないです。しかし、やっぱり私はこちらを見たとき、これを土台にしながら、ここからそういう支援を広げていく必要があるんじゃないかと私は思っています。

ですから、私は少しだけ分けていただいて、あるスナックに持ち込んだんですよ。そして、これはビールのつまみに最高だということで、再注文が来ましたよ。それぐらいすばらしい。皆さん食べたこと——今日持ってこようと思いましたが、ここで食べさせるわけにはいきませんからね。

しかし、本当にすばらしい商品だと思いますよ。だから、以前、鹿島も化粧品だとかなんだとか、金をかけてじゃんじゃん作りましたね。しかし、物にならなかったというのが事実ですけど。しかし、今、大変な漁業者の方の中に個人でね、それも1人の奥さんが頑張っていました。こういうのこそ、私は援助というか、一緒に取り組んでいって広げていく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺どうですか。もう既に中村議員がどこかの課に言うたと言いつつあばつてん、何も広がっておりません。そういうことですので、そういう取組なんですね、海底耕うんだとかいろんなのも大事だと思いますが、こういうのを何とかやっていくというお考えはございませんか。シルバーのほうだと今おっしゃいましたが。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今、ノリの不作で困っておられるというのは我々も認識しています。さっきおっしゃった色落ちノリの加工については、直接私のところにおいでいただいて、こういうのがありますということで紹介もしてもらいました。いろんなところで今販売の計画をしていますということですので、私もその内容については十分承知をしております。

先ほど話があったように、産業支援課、海道するべでいろんな加工がありますので、個人で今されているので、やっぱりある程度、漁協女性部、女性の皆さん方が一緒になって取り組む、そういうことをぜひいただいて、全体的な自分たちのある意味収入の足しになるようなことかできればなと私も思っています。

もう一つは、この前ちょうど鹿島のスポーツフェスタのときに、海道するべでアカエイの試食会をやりました。アカエイも結局、海の厄介者と言われてはいますが、やっぱり加工によってはおいしい食材になるんですね。

だから、やっぱりノリが一つのメインですけど、ノリだけじゃなくて、貝類であるとか、アカエイであるとか、いろんなことで収入を得るといふようなやり方があるというふうに思いますので、今回は施肥事業、それから、海底耕うん、しゅんせつについての補助のメニューをやりましたが、先々は施肥の補助じゃなくて、やっぱり直接海の再生につながる事業のほうに重きを置いて支援ができればなというふうに思っておりますので、その一環として、今おっしゃったような色落ちノリの再生というふうなことも頭の中に置いて、今後考えていきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

市長のお考えを聞いて、ぜひそれを現実的なものにしてもらいたいと思うんですね。今作っていらっしゃるの鹿島市じゃないですもんね。ほかのところで作られていて、それで、やっぱりまとまったものがなかなか手に入らないんですね。だから、その辺をやっぱり市が指導していただいて、できれば財政的な援助もしてもらおう中で、今、本当にお困りになっているノリ業者の人たちが少しでも安心できるような、そういう取組を私はぜひしていただきたい。

先ほどから事務所の用地の問題がありますが、国がいろんな形での交付金を出すようになってはいますね。だから、そういうのこそ、ぜひ何かあったら拾い集めて、今からはもう、何か読んでいますと、さっきも言いましたが、DXの時代になりましたから、海だってDXでいける。これもそうですね。ありますか。

そういうことで、ぜひ積極的に担当課のほうもお願いをして、一遍皆さんで試食もしてください。間違いはないと思います。私の舌で間違いありませんでしたので、ぜひよろしく願いをして、終わりたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

ちょっと議案が違まして白熱しておりましたが、ちょっと違うものですから。

民生費の社会福祉総務費、補正説明16ページの負担金補助及び交付金で、調整給付金の185,600千円、これについての給付がどういうものか、そして、どういう形で給付されるかをお伺いいたします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

調整給付についての御質疑ということで、定額減税の補足給付金のことでありまして、納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年の課税情報を基に把握されたものから定額減税可能額を引き切れない方、見込まれる納税者の方に10千円単位で差額を給付するというものでございます。

電算センターのシステムを利用しまして、スケジュールといたしましては、6月下旬頃から7月にかけてシステムから対象者を抽出いたしまして、早ければ7月下旬から8月上旬頃に御家庭のほうに、納税者のほうに確認書等の送付をいたす、そして、納税者等、お手元に届いた確認書を市役所のほうに返送していただいて、早ければ9月上旬ぐらいをめどに支給するスケジュールとしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

185,000千円を農業者の方……（「納税者」と呼ぶ者あり）納税者ね。失礼しました。

そしたら、そのやり方は、どういったところで給付をするか。例えば、40千円とかそういった感じのものでしょう。10千円でさっき言うた。納税者に給付する金額。ちょっと概略でいいので。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

定額減税の額は所得税が30千円、住民税が10千円ということで、扶養家族、親族によって違ってきますので、個人個人によって異なります。最高40千円から、最低が10千円からになりますので、給付の額については対象の方によって違いますけれども、一応対象者は5,800人を見込んでおるところです。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

そのやり方は、どうやって給付をやるか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

給付の仕方ということでお尋ねということで理解しているんですけども、給付対象者に

ついて、こちらのほうで抽出をし、対象者のほうには申請書——確認書と言いますけれども、そちらのほうを郵送でお送りします。それによって確認書を返送していただきまして、審査を経て給付という形になります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

最後に、その方たちは何人ぐらいになるかというのは分かっていますか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

対象者は5,800人を見込んでおります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありますか。11号角田一美議員。

○11番（角田一美君）

ただいま質疑が進められております一般会計補正予算の中のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生テレワーク型事業について、ちょっと追加してお尋ねをいたします。

先ほどからこの事業の取組について、非常に重要性は分かるけれども、その手続上に議会に対する説明不足、議会無視ではないのかとか、あるいは決定過程でのいろいろ議論されておりましたけれども、これまで議会に対しては、この事業は11月下旬、29日ですね、企業立地課、あるいは株式会社モードインターナショナルさんが来庁されて、こういった事業に取り組みたいと、県も後押ししているということで、これを鹿島市としてどう取り組むのかということで、いろいろ庁内庁議で決定されて、この交付を国のほうに申請して、交付決定を受けて、6月補正で予算計上されて現在に至っているわけですけど、私は今まで議論を聞いていた中で、やはり議会に対する説明が不十分ではなかったかと思っています。

議会に対して1月15日に、いわゆるモードインターナショナルさんに対する、いわゆる民間のオフィス開設事業支援を市として支援していく方針を決定されて、そして、それを受けて、1月23日に国に交付金の計画書を出されているわけですね。

議会に対しては、その前日の1月22日に、全員協議会で企業誘致の取組についての説明がありました。このときには、取組方針、いわゆる企業の誘致についてはなかなか進まない。かといって、事務系については需要があるということで、事務系のほうから、取り組めるところから取り組むということでやられたんですけど、このときにはもう庁議で決定して、国に申請までしていながら、22日の全員協議会では何ら説明されなかったんですね。何も触れ

られなかった。

そして、3月下旬、28日頃になって交付決定の内示が来て、4月1日に正式な交付決定なされて、それを受けて、5月になって具体的な中身を全員協議会で説明された。

6月補正提案間際になってから中身をされて、いろいろな疑問が投げかけられたんですけども、やはりそこら辺が説明不足というか——このサテライトオフィス等開設支援事業については2通りあって、サテライトオフィス等整備事業には、県とか市町村がやる自治体運営施設事業と、もう一つ、民間運営施設等開放支援事業、いわゆる鹿島が取り組んでいる事業なんですけど、これはあくまでも民間の方が自分の考えでこういうやつを取り組みたいとって申し出てきた方に対して、鹿島市が後押ししましょうということでしたんですけど、この辺がですね。

だから、手続的にはおかしくないと思います。あくまでも国が示している募集要領あたりも見てみますと、支援対象が決まっている場合に加えて公募事業も可能ですよと、いわゆる公募事業可能ですけれども、鹿島市として公募事業は、庁議をやる1月の前半からもう1月月末に申請期限が迫っている中で、来年度は取り組めないということで、この民間施設、対象が決まっているということで、したがって、対象が決まっているから、22日の全員協議会では示すべきだったと思います。だから、こういうような状況になったんだろうというふうに思います。

だから、今まで中心市街地の活性化についてはいろいろの取組をしてきたけど、なかなかやらないと。だから、私はこのモードインターナショナルさんの取組については非常にすばらしい提案だなと。ただ、市民の皆さんは、やはりモードインターナショナルさんの店舗が中心市街地から多く示してきて、もっとほかの方がこういった事業に取り組めないのか、公募されたほうがいいんじゃないかということでもいろんな意見が出て、こういう問題が出てきております。

だから、ここもできたら、この事業はこの事業として進めていただきたいと思うんですね。そして、今後、ほかの方のそういった取組がないのか、ここ辺りでやるのか、来年度もこういった事業に取り組まれると思いますのでですね。

今回の事業計画を提出されて、国のほうで審査の段階では、いわゆる標準型と高水準型とあって、標準型は補助率2分の1なんです。高水準型は補助率4分の3、いわゆる75%からの補助率なんです。

これを、一般のやつは国で審査をされるけれども、高水準型については、いわゆる国が外部の有識者を選定して委員さんを設定して、外部委員で構成された選定委員会の中で選定されるわけですよ。

この鹿島市の取組計画書を見て、平成6年4月1日に国のほうから——結構、交付決定一覧を見てみますと、22都道府県で、実質18道県で22件の申請がっております。その中で佐

賀県は鹿島市と有田町が取り組んでいただいております、しかも、有田は標準タイプなんですけれども、鹿島は高水準タイプという形で、全国で22か所のうち、高水準は9か所なんです。あとは、標準は13か所という形で、選定委員様方から、この鹿島の取組について非常に高く評価を受けておられるわけですね。

それで、交付決定をやる。これを今更、事務手続でそういった相手と一緒に——今後のやはり佐賀県の鹿島市の取組に対して非常に評価が落ちるといって、今後の事業推進についても非常に影響を心配される。したがって、この事業をやることについては問題ない。交付決定を庁議を経て申請、いわゆる国に対する事業計画を出す段階で、市長までの決裁をもらっていると思うんですね。だから、国が正式な意思表示、それを出した以上は、やっぱり22日の全員協議会で全て出すべきところを出していないからこういうふうになったと思います。だから、今後、この点は注意していただきたいと思うんですが。

そこで、お尋ねしますのは、この民間、大手さんがやられるオフィスの整備事業なんですけれども、あそこは敷地が二十五、六坪ぐらいしかないと思うんですね。3階建てをしても、七十何坪あるんですかね。そういった施設にこの事業費が非常に金額が大きいわけですけど、実際、事業計画で出された事業費の積算として、事業内容として、新築なのか、改築なのか、そこら辺をちょっと、どちらで出されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

申請の段階の新築なのか、改築なのかという点ですけれども、改築ということで申請をしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

この狭い敷地の中でこの金額という、非常に新築に近い、七十数坪を坪単価にしますと、相当新築単価に近い金額になるわけなんですけれども、昭和44年に建築されて、もう既に50年。だから、むしろこの補助対象は、いわゆる民間施設、サテライトオフィス等については新築、改築、模様替え、修繕その他の改善ということで、新築まで対象になっているわけですね。むしろそういった形でしたほうが、かえって都合がよかったんじゃないかなと思うんですけれども。

それでも、より鹿島の中心市街地、いわゆる十字路交差点で一番中心地のメインのところまでぜひ取り組んでいただきたいということで、国の評価も高いわけなんですけれども、この審査の基準に当たって、いわゆる高水準タイプに認定された理由には、企業誘致の実現性が非常

に問われているわけですがけれども、企業進出とか移住の実現可能性、それから、持続可能性等は確保されるということで、ここら辺も、計画から見ても非常に高いと見て高水準タイプに指定していただいたと思うんですけれども、実際の企業誘致、現在、店舗、事務所を予定されている実現の可能性は現時点でどうなのか。

それと、この改修事業については平成6年度、今年度中に終わっておくべきなんですけれども、企業誘致についてはいつまで実現すればいいのか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

まず、企業誘致の実現性についてですけれども、実際、今もう興味を示していただいている事業所もごございますし、予算等で建設できた段階ではそこに入りたいとおっしゃっていただいているところが1社ございます。そのほかにも、幾つか興味を示していただいているところがあります。また、プロモーション事業などを通じて、こちらも企業誘致については取り組んでいきたいと思っております。

それと、一応計画では4社整備する予定ですがけれども、そちらは県外の事業所さんに入ってくださいということで、2027年度末現在で、県外の事業所が少なくとも3社は入っていることが求められる計画を立てておりますが、ただ、それを待つことなく、私たちとしては一生懸命、もう今年度中にでもできる限り早い段階で入っていただきたいと努力していく所存でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

非常に事業実現性に重点を置いて評価していただいておりますので、これは前向きに、やはり補助を受けられる民間等じゃなくて、国のほうも、行政、市、あるいは県と一体となって推進するよということになっておりますので、やっぱり県と連携を取りながら推進していただきたいんですけれども。

この企業負担の考え方については先ほどからも議論があつて、私も最初、この事業については4分の3の補助、75%だから25%の鹿島市負担でいいというような感じを受けておったわけですがけれども、国のほうも実施事業者の負担の考え方については、やはりせっかく誘致しても、持続性の観点から、企業への応分の負担を求めなさいという指導があつていると思うんです。ある程度事業主が、負担が少なくて補助率が高いと、なかなか事業の実現性、持続性というのが心配される。そういった面で、企業負担の割合をできるだけ——負担割合は地方公共団体の裁量で認定可能と。これは自治体によって、いろいろ財政事情、あるいは地

域の事業所の環境等もあるから、それは可能といいながらも、ある程度企業に負担を持たせるべきではなかったのかなと思うんですが。

それで、ちょっとお尋ねですけれども、事業が今年度で終わります。しかし、2027年度まで3社ないし4社、少なくとも県外事業所を3社誘致しなくちゃならないわけですから、もしこれが2027年度まで実現ができなかった場合の投資された補助事業というのは、返還とかそういったやつはどういうふうになるのか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

もしKPIを達成できなかった場合の補助金についてですけれども、そちらについては返還の必要はないというふうに国のほうで明記してあります。ただし、KPIの目標を達成できなかった場合は、追加の計画を立てることが求められる場合がございます。あと、その施設自体はそういう補助を使った施設ですので、そこを仮に、例えば用途変更するとかそういったことは、まず認められないと思っております。その場合は補助金の返還ということが出てくるかと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

もし誘致した企業が途中で出られても、返還の義務はない。ただし、その後、目的に従って新たに来てくれればいいんでしょうけれども、来なくてほかの用途に転用した場合は、目的外ということで補助金の返還があり得るということですのでよろしいですね。

そういうふうにならないように、やはりこれだけの市民の皆さんの大切な税金を投入するわけですから、やっぱりもう既に企業誘致の話があっているということですから、この時期を失しないように取り組む必要はあると私は思っています。

そういった感じで、今までのいろんな手続上問題はあっても、ただ、中村日出代議員が指摘されたように、やはりこういった補助事業については、いろんな会計検査院の指摘があります。あつて補助金の返還にならないような取組をぜひともお願いして、この件については質問を終わります。

もう一点お尋ねしたいのが、44ページに戻って、7番目に4款1項7目の環境保全費で、地域再生可能エネルギー導入事業ということで7,482千円上げてありますけれども、これは地域再生エネルギー事業の運営体制構築に向けた調査・検討業務委託料のほか、地域で生み出された電力を市内需要へ持続的かつ確実に供給していく仕組みを構築するために、官民連携の事業体設立に必要なシステム構築や事業運営体制構築に必要な予備的実地調査を行

うとなっています。

これは、これまでもいろんな取組で鹿島の取組というのは、脱炭素に向けて取組をされておりますけど、今まで脱炭素先行地域と重点加算事業と両立していくようにして、制度が開始になって2つは取れないということで、この先行地域は諦めて、鹿島市全体を対象にしてやるということですけど、今年度上げられている導入事業の令和6年度から10年度まで、鹿島市が取り組む脱炭素事業については、国からの厚い支援を受けるとのことなんですけれども、今年度取り組まれている事業の中身についてももう少し詳しくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

それでは、地域再生可能エネルギー導入事業の御説明をしたいと思います。

こちらの事業は、先ほど議員がおっしゃったとおり、重点対策加速化事業を採択しております。この事業につきましても、地域の脱炭素化を進めるということと、あと、地域課題の解決を図るといった目的で実施を考えておりまして、国から採択をされました重点対策加速化事業の地域再生エネルギー事業の実現に向けまして、環境省の当該事業を活用して、地域新電力会社の設立のための事業スキームとか、採算性などを検証する事業でございます。

この地域再エネ事業と申しますのは、官民連携によりまして、地域で生み出された再生可能エネルギーですね、電力を市内に供給し、市内で電気料金が循環していく、いわゆる電力の地産地消ということで、その仕組みを構築するものでございます。ですので、まずは市の施設、公共施設の電気供給をまずは再生可能エネルギーにして、地域再エネ事業で賄うというようなものでございまして、市内の事業所とか電気事業者等が協力して運営をしていくというような内容でございます。

初めて取り組む事業ですので、本当に事業が成り立つのか、それから、その事業スキームとか、そういったものをまず検証してからでないと、なかなか取組ができないというふうに考えておりまして、メリットとしては、市内の電気料金が市外へ流出しておりますけれども、この事業を進めることで、その一部を市内で循環させることができるというようなメリットがございます。それから、当然、市内の地域再生可能エネルギーを推進するという目的でございます。

他市の状況を見てみると、例えば、福岡県のみやま市だとか、あと、福岡県うきは市、それから、鹿児島県の日置市とか、そういったところが行政と民間と連携して会社を立ち上げて、この地域再エネ事業を進めておられますので、ぜひ鹿島もそういった形で進められないかというような事業の検証のための事業費ということで考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

非常に難しいように僕は感じます。鹿島市の人口2万7,000台で、今後さらに1万人ほど、場合によっては減るといった中で、鹿島市内だけでの新規の電力会社を、いわゆる市民出資の、あるいは市民と行政の共同出資の新電力会社を立ち上げて採算が合うかどうかの検証をするということで、まだ決まったわけではないわけですね。

ただ、既に国から今年度重点対策加速化事業として、全国で93か所、佐賀県では鹿島市が唯一、九州でも数少ない中で、佐賀、熊本、宮崎、この3県で鹿島市が入っているぐらいで、なかなか手を挙げないのはそこら辺の取組が非常に困難で、鹿島はよう上げていただいたな。これを取り組むことによって、いろんな太陽光設備の導入、こういったやつを進められると思うんですけども、この3か年間で、令和6年度から10年度までの計画期間で、いわゆる太陽光発電施設を400か所——個人的なものです——進めるということなんですけれども、現在の市単独で再エネ、太陽光発電を取り組んでいる事業者に対しての補助件数というのは、大体実績としてどのくらいあるのか。

○議長（徳村博紀君）

山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

太陽光発電に関する補助についてなんですけど、現在、鹿島市で取り組んでいる太陽光補助金につきましては60千円ですね、家庭のほうに設置されるところは補助を行っているところでございます。件数といたしましては、年間10件です。10件ですので、600千円補助を準備しているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

年間10件ですね、1事業者当たり60千円ということなんです。これを5か年で400か所といたら相当な事業になる、先ほどいろんな新電力会社の取組とか、こういった重点対策加速化事業を既に今年度から進められると思うんですけども、この事業でやった場合の1事業者に対する補助、現在、60千円補助しているやつが、この補助率の高いやつでどのくらいの金額になるのか、ちょっとそれを。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

お答えいたします。

基本的には重点対策加速化事業の関連予算につきましては、9月補正予算で計上することに今のところ予定をしております。国の申請を、太陽光発電設備の補助をどれぐらいするかというのを申請したんですけれども、一応、上限1件当たり350千円を補助する予定であります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

この重点対策加速化事業を取り組んで、今後10年度まで、こういった民間の太陽光発電設備導入と、それから、公共施設の導入とか、公民館、あるいは小・中学校の空調設備、こういったことをされるんですけれども、さっき350千円ということですが、これを今後9月補正で事業化を進められるんですけれども、従来の60千円のは上乗せになるのか、今までの60千円はもう取りやめになるのか、そこら辺どうなんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

お答えいたします。

この重点対策加速化事業の補助金というのは、売電、通常、太陽光で電気が発生した分を売って、そして、電気を使う分は買うというような方式を取られています。そういった方式もありますけれども、自家消費型が今回の重点対策加速化事業では対象になっておりますので、例えば、蓄電池を同時に設置して、自分のところで電気を自家消費するという形でないと補助の対象にならないということになりますので、今現在の太陽光、環境下水道課でやっている分についてはそこを問わないんですけれども、重点対策加速化事業については、そこが条件になってくるといって形になっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

分かりました。9月補正で上げられるということですが、そこら辺、これまでの取組と今後取組まれることの違い、そこら辺を市民の方も積極的に取組を、この補助事業を利用して、安くて導入してもらいたいと、普及してもらいたいと思いますので、そこら辺は十分説明をして取り組んでいただきたいと。

それでは、これで終わりたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

それでは、一般会計補正予算、何点か質問させていただきます。

今回の補正予算410,000千円近く、その中には、市制70周年の記念事業の補正予算であったり、先ほど松尾征子議員が質問した水産業に関する事、そのほかにも様々なものがあります。しかし、今回、私が1点だけここから抽出して質問させていただくのは、今までもう10人近く質問をしています、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したサテライトオフィスの誘致事業について。

これは全員協議会を6月議会の前に、まず、5月29日でしたかね、やっけていただきました。そして、そのときに、いや、やっぱりちょっとこれは行政の進め方がおかしいんじゃないかという意見が結構出て、次に、6月4日に再度全員協議会を開いてもらいました。そこでも、まだまだちょっと理解できないところがあるということで、その次に、6月13日には、その後、2日後か3日後ぐらいに文教厚生産業委員会、中村日出代委員長のところでまた委員協議会を開いていただきました。それをずっと私も質問したり、いろんな執行部の御答弁とかを聞いてみましたが、どう考えても、これは行政の手続の不備は否めないと思います。

そして、先ほどから山崎部長の答弁を聞いていても、答弁が二転三転していき、逆に綻びが出てきている。理路整然とした答弁が全く聞こえてこない。お昼過ぎからこの議会中継を見られている方、たくさんいらっしゃると思います。ある程度、どういうふうなことで私たちが審議をしているかお分かりだろうと思いますが、整理をさせていただきます。

昨年11月に、市内の空き店舗、空きビルを取得された方が県庁に行って、企業誘致とかを支援する立地支援課に行って意見交換をされた。そこで、このデジタル田園都市構想というお話が出てきて、こういうふうな空きビルを使ったサテライトオフィスを誘致して、そして、そういうふうな交付金事業というのがあるよという話が多分出てきたんじゃないかなと。そこで、もう間を置かず12月に庁内にお見えになって、担当の者と協議をされたんじゃないかなと思います。そして、間髪入れずに、今度は1月にこれを進めようというふうにされて、そして、1月15日、庁議を開いて、もうそこで決定したと。

ただやはり、全員協議会でも皆さんが質問したとおりに、どうして途中で立ち止まることのできなかったのか、スピード感を持って事業を進めたかったと担当課は言いました。でも、それをやったからこうやって長時間、1つの議案に対して審議をしなければならない。どう考えても行政のミスです。

まず、松尾征子議員が質問したときに答弁された山崎部長の答弁、企業誘致を進める中で、工業団地構想というものもありました。しかし、これには多額の費用と時間がかかる。私が委員長をしている特別委員会、地域交通まちづくり特別委員会で県の立地支援課に行ったときも、鹿島の今の現状を考えると、やっぱりビルに事務系のオフィスを誘致するのが一番い

いんじゃないですかという話は聞いておりました。それも多分、山崎部長は分かっていたはずだと思うんです。そして、今、商工観光課の課長をしている中尾課長は、今年4月にこの課に来られたばかりなんですね。これを進めてきたのは前任者なんですよ。

だから、そういうふうなのを考えると、私は事務系のオフィスを今後誘致しようと思っていたら、どうしてもっと早く、中心市街地に限らず、駅前、今度から駅前の整備がある駅前周辺のビル、様々なところを調査して、まず、そういうふうな物件を考えた上で——デジタル田園都市構想の交付金というのは、もう2年前から始まっているんですよ。そんなことは調べればすぐ分かるでしょう。だから、こういうふうな順序立てができていないから、みんなおかしいと言っているんですよ。

今日の話聞いて、市民の方はどう思いますか。50年以上たったビルを安価で購入されて、そこに総額64,000千円の補助が出ようとしていると。事前にこれを公募していれば、相当多くの物件が出てきたんじゃないですか。商工会議所をお願いしてデータを集めた中にも、そういうことは何も言わずに、ただビルをそういうふうな再利用しますかぐらいの気持ちで聞いているから、いや、改装するんだったら、もうそういうのはしませんとか、自分でお金を出さなければしませんとか言うでしょう。しかし、これだけの助成を出すと云ったら、もっと相当出てくると思いますよ。

何で鹿島市はこういうことができないのか、そこをみんな言っているんです。山崎部長、どうしてもっと早くこれに着手をして考えていかなかったんですか。その空きビルを所有されたオーナーさんが県に行かれて、そういう話が出てきたから進めたんでしょう、これは。もっと早くから考えていればこんなことにならなかったですよ。どうですか。まず、それに対してお答えください。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

伊東議員が言われますように、市のほうにこの話が来たのは11月末ということでございます。先ほど言われた中で、我々が今確認している分でいいますと、その事業者の方が県に行かれたとか、そういったところのきっかけではないということで、たまたま県の担当の方も含めてなんですけれども、事業所の方がある会合の中で会う機会があったと。そのときに雑談というか、そういう話の中で、そのビルについて事業者の方はいろいろな活用を考えているような話をされたと。そういった中で、県の方が鹿島の状況とか企業誘致の状況のことも御存じという中で、先ほど言われたオフィス系の事業所についての誘致というのは非常に鹿島にとってよいんじゃないかということと、駅前の開発含めて中心商店街の活性化、そういったところにも寄与する部分もあるということと、そういったアイデアでの提案をさ

れて、そこから事業者の方も、そういうことであれば市の貢献も含めて、そういうふうな整備についてもやっていく意思というか、そういった話にまとまったということをお伺いしております。

言われますように、そこはきっかけということで、市のほうでもともとそういう事業、交付金を使ってやりたいんじゃないかということについては、おっしゃるところも確かにあると思いますけれども、そういったところを考慮して、我々が先に動いていたかというところ、確かに動けなかった分が、そこはもう真摯にあると思います。

ただ、そういった形で今回、市ができなかった分についてお話をいただいた中で、当然、市が本来ならば主体性を持って、やりたい分について、ハードルとか課題とかある部分について、当然そこにスケジュールの問題のところも含めてなんですけれども、民間の力を借りて交付金を活用してという、ある意味ハードルを下げた形で取り組めるというところ、これが今回のきっかけ、担当者としてはやはり取組を行っていききたいというふうなきっかけになったというところでございます。

言われるほかの物件についてもというところであれば、そこは前もってそういった形で取組ができていたんじゃないかというところは真摯に受け止めて、今回のことをきっかけとして、その部分については、今後の中でこの取組の波及効果ということで、さらにつながっていければというところは、非常に我々としても期待をしているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今までの答弁の中でも、この手続に関して不備な点はないというのか、私たちはちゃんとやってきたと執行部の方はおっしゃいます。しかし、市民の方が本当にこれを納得するでしょうか。これから本当に、今日、議案審議で出ましたから、もっと詳しい話が市内に広まっていきます。鹿島市はそんな進め方で政治が行われているのかと。

先ほどから言ったように、11月下旬に県庁で意見交換されて、12月にその推進について庁内で協議をされた。ここでも市内の中心商店街に調査はできたはずですよ。今度は空きビルの活用についてと。これもやっていない。そして、庁議で決定をした。ここが一番私は頭にくるところなんです。全員協議会に出されたのは、庁議の1月15日の結果です。川原部長は先ほど、庁議は最高決定機関とおっしゃいましたね。じゃ、ここに市長をはじめ、副市長、教育長、部長がいて、1人も異議を唱える者がいなかったんですか。ちょっと待ちましょうと。1人ずつ聞きます。山浦部長、そのときはどうでしたか。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

そのときの説明の中でも、こういうサテライトオフィス事業に取り組むということで既にありまして、やっとな事務系の企業誘致ができるということで、我々もそれはいいことだということで、事業者の方がどうのこうのという話はそのときはなかったと思っています。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

いや、私も山浦部長がおっしゃるように、この事業者の方は積極的にまちづくりのことをしようと思っただけのことでしょう。私が言っているのは行政の手續、これがおかしいと。

川原部長、そのとき、これを担当課からお聞きになって、そして、協議をして、審議をして、最終的にゴーサインを出された中で、ちょっと立ち止まって、もう一つ、あなたはちょうどそのまちに住んでいますよね。周りを見て、いや、まだほかにも空きビルはあるんじゃないかと、そのとき思わなかったんですか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えをいたします。

事務系企業誘致ということで、中心商店街の活性化、またはにぎわいの創出、これはやはり本市の長年の課題でもございました。そういう中で、山崎部長が申しあげました4つのポイント、これについては、今後、鹿島の推進力にはなるというふうに思った次第です。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。では、同じような質問を岩下部長、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今回いろいろ議論が尽くされておりますけれども、やはり鹿島市の一番メインのところにあります中心商店街の空きビル、空き店舗等が非常に多いという中で、先ほど山崎部長が答弁しておりますとおり、今回の庁議の中で一番議論になったところが、どこにどうするのか、場所とか内容とか。

そういう中で、先ほどあった4つの項目をあえて繰り返し申しますと、中心商店街の中央

に位置して、なおかつ今回、十字路交差点という名称がつけられて、その知名度を上げる。そして、企業誘致の契機となる要素が十分あるんじゃないかというところと、あと2点ございますけれども、中心商店街の中の一番立地条件がいい場所、そして、最後に一番課題となっている空き店舗の解消で、利活用などの市の課題を解決する手段となる可能性が高いというところで、こういうところに、例えばですけれども、私の経験する中で、二十数年前ですけど、伊東議員と一緒に取組をした浜という中で、あの疲弊したところをどういうふうにしてやるかというところで、重要伝統的建造物群保存事業の中で、あそこを、まだ誰も可能性がないというところの中で、まず、そういう事業を取り入れて、最初の一つを何とかして、建物とかですね、どなたかの協力を得てやろうじゃないかというところで、なかなか手が挙がらなかったというところで、今回の事業にも関連しますけれども、手探りの状態で、ほかのまちにもなかなか県内ではないというところで、先ほどありましたけれども、県内の、例えば多久とかですね、今回言えば視察情報を入れて、あとはなかなか手続的に、段取り、フローが難しいというところで、ほかの事業もそうですけれども、そういうときにはやはり国とか県に相談をしながらやっていくというところで、庁議のときもそういう形でやはり議論はした中で、結論としては、やはり先ほどの4つの点で、中心商店街で、そして、モデル事業のまず一つとして取組をやっていければということで、これは現在も変わらない中で、先ほどからの答弁の中でもありますとおり、まず、何か最初の一つをやりたいということで、相談を、各種行政機関で法的な問題がないとか、手続を踏まえた上で結論に至って、原案のとおりという決定事項に至った次第です。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。最後に、山崎部長にしましょうかね。山崎部長、このビルを決めた理由を先ほど4つおっしゃいましたね。中心市街地に立地しているということ、十字路交差点、これの知名度アップ、そして、ショッピングセンターに隣接している。そして、空き店舗解消、私が聞いているとは後付けですよ。もう山崎部長の頭の中には、このビルしかなかったんでしょう。ほかのところを考える余地がなかったんじゃないですか、あなたに。そうとしか考えられないんですけど、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

ここで申し上げます。

会議規則第8条第2項に基づき、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長をいたします。

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えをいたします。

この庁議に当たっては、当然その前に、担当課、商工観光課を中心にこの整備をやりたいというふうな意思決定をしました。課内でですけれども、産業部内でも行った上で庁議に諮っております。その過程の中で、当然そういった、ここを整備するに当たってのいろいろな整理を行っている中で、この物件についての、先ほどの4点についても整理をした中での話です。

いわゆるここしかなかったのじゃないかという部分、その部分と切り離してなんですけれども、今回の事業については、もう当初からスケジュール感から含めて、このところをやっていくという中での取組ということで私は認識をして進めておりました。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ここで10分程度休憩をいたします。5時10分から再開いたします。

午後4時58分 休憩

午後5時10分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

先ほど4人の部長に答弁をしていただきました。ありがとうございました。

部長さん方もさっき答弁された内容が、もうやはり市役所の中でも部長級という高い役職に就かれていて、そういうふうな答弁かなと思います。

ただ、最高責任者は松尾市長です。松尾市長も市長になる前は、私と同じぐらいの年月を議員として務められてきました。以前は、執行部から議員に対して様々な情報の提供というものは文書箱に文書、いろんなそういうふうなのを入れてあるぐらいで、全員協議会というのも本当に少なかったです。

ただ、ここ数年、樋口市長ぐらいのときから、できるだけ詳しく議会にも伝えようということで、全員協議会の場で様々な、今の市が抱えていること、これから進めていくことを説明していただきました。だから、私は大分、鹿島市の執行部と議会とは本当に両輪で進んでいるんだなという気はしておりました。

しかし、今回に関してはどうしてもやっぱり納得ができないんですね。途中で幾らでも議会に説明ができたと思いますよ。庁議が終わった後に、2月の初めに全員協議会で、この誘致事業について少し触りだけ聞いただけで、詳細にわたっては全く分かりませんでした。そして、プレスリリースで、この交付金が決定したというのを私も見ました。しかし、そこに

も、空きビルを利用して、中心市街地の真ん中のこのビルでというのも全く出ていません。ようやく6月議会の前に出て、そして、この議案審議まで本当に短い日数の中で採決に私たちは臨まなければならない。私たちも材料が相当不足しているんですよ。

何人かの議員が今日午前中、お昼過ぎぐらいからの一般会計補正予算の中で質問していたと思います。この鹿島市は今後もこんなことが行われたらどうするんだと。どうですか、市長、今回のことに関して、反省という言葉が出てくるのか、それとも今後のやり方を見直していくのか、御答弁をいただけますか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

執行部と議会は両輪ということで常々話があっただけで、私も議会におった立場で、さっきおっしゃったように、丁寧な説明をしていく上で全協は開いてくださいという流れで来ました。

それで、事業については先ほど、一番冒頭申し上げたかもしれませんが、費用対効果であったり、活性化にこれからつながっていくのか、あとは、これが継続してちゃんとやっていけるのか、そういうのを基準に事業というのは選択をしていかなければいけないと思います。

今回の場合は、個人事業主が応募をしてやっていく——当然、行政の自治体がやっていく場合には、行政が、自治体がこういうふうにやっていきますということを皆さん方にお話しして、つないでいくというやり方がありますけど、まだ交付決定があっていない、例えば、これが不採択になった場合に皆さん方が、あそこの事業者がこういうふうなことを要望したけど駄目になったもんねとか、そういうことでその事業主に対してもいろんな影響が出てくると思います。そういうことを含めて、我々庁議の中で、じゃ、いつ議会のほうに話をすればいいのかというのも、我々自身もしっかり話し合いをしてきました。その上で、言ったように、ある程度採択があってから皆さん方にお知らせしたほうが事業者としても、例えば、できなかった場合のことも考えれば、そういう選択もあるのかなというふうに思っております。

今、議員がおっしゃるように、全協で我々はいろんなことを丁寧に説明するというのは大前提です。庁議のときにも、じゃ、これはどうしましょうか、全協にいつ説明しましょうかという話は当然やるんですね。そういう中で、やっぱり今回の件については、個人事業主、個人でこのサテライトオフィス整備をするという事業でしたので、その話の中で皆さん方にお知らせするタイミングというのは、やっぱり我々もそこは少し慎重にならなくちゃいけないという判断をいたして、今回、内容について概略まずお知らせをして、ある程度固まったところで皆さん方に詳しい内容を説明するというところで我々としては考えていたところで

おっしゃったように、全協で皆さん方にお知らせするというのは我々も当然思っていますし、議会と一緒にやりながらいろんなことをやっていくというのは当然のことですので、それは私たちも念頭に今後もやっていきたいと思えます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

市長にも答弁をいただきましてありがとうございます。部長、そして市長、副市長、担当課の答弁を頭に入れながら、私はこの後の採決に臨んでいきたいと思えます。質問はこれで終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

これまでもサテライトオフィスの事業について質問がっておりますので、同様の質問をさせていただきますと思えます。

これは執行部の説明と議会のほうのそれぞれの議員の思いというのがありますから、なかなかそれぞれがかみ合わない部分があると思えますけれども、先ほど伊東議員の質問の中で、もう少し早めに議会に説明があつてよかったんじゃないかなという質問があつたときに、市長はそのタイミングを見ながらやりましたということでありました。

実際、3月28日にほぼ決定をして、4月1日には正式に決定をしているわけですね。それから、私たちに説明があつたのが5月29日、約2か月。ですから、この期間をもう少し早めに議会に説明を全協とかを通していけば、2か月と言わなくても1か月間の期間があれば、これまで議案審議の中、また、これまで全員協議会の中で出てきた質問というのは、恐らく出てきた。より一層この案件が市民に理解をされる時間は十二分にあつたと思えます。それが2か月も延びた時点で、先ほど伊東議員がお話をされましたが、5月29日に全協で説明を受けて、それから、6月4日に再度執行部において全協をいたしまして、6月7日は文教厚生産業委員協議会が開催されました。私は総務の人間ですので傍聴もさせていただきましたけれども、やはり今日の議論を聞いても、本当にこの審議、また、この議案を市民の皆さんが理解できているのかというのは、私は説明責任に堪え得る、その説明、答弁をもらっているとは思っておりませんが、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

今日の議案審議の中の質疑の中でもやり取りさせていただく中で、質問いただいた点につ

いてはしっかりとお答えをしていきたいという、そこはもうその思いで臨んでおります。

なかなかその中でも、やはり議員が言われますように、それぞれの立場だったりとか、そういった中で、やはりその認識とか解釈、そういった面の違いというのも当然あると思いますので、その分についてはまだ完全に御理解いただけない部分もあるのかなというのがありますけれども、我々としては手続上そういったところを踏まえてしっかりと齟齬がないような形で準備をしながら進めてきた中で、議会に対しての説明についても、タイミングとかそこら辺については我々も苦慮、いろいろ考えながら、その時点その時点で判断をしてきた中での今回のことになっているわけでございます。

今回のことをそうやって議員が言われるいろいろな意見も含めて、今後はその部分も考慮しながら考えていく必要があるのかなというの個人的には感じております。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太委員。

○9番（松田義太君）

鹿島市は以前も同様に、民間の施設を公的機関にするという形で審議があってございました。私はその席にはおりませんでしたけれども、こういう民間の施設、また民間事業の活用をするときには、やはり透明性、公平性、そして、あらゆる角度から精査をして、民間事業者さんもやりやすいような環境を行政は取っておく、そういう必要は私はあると思います。

そういう中で、今回それぞれ議員の方が疑問に思っているところを全体的に考えるならば、やはりどうしてもこの透明性であったり公平性の観点から私は欠けている部分があると思いますので、今後事業を進めていく上では、こういう点に考慮をぜひしていただいて事業展開を考えていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えをいたします。

議員が言われますように、今後の取組のやり方というか、そういったときの配慮も含めてなんですけれども、今回の件、市としましても、担当者としても初めての取組ということで、そして、民間事業者の力を借りているという中で、不確定な部分を含みながらの申請を行った中で、やはりそういった面ではデリケートな部分があった中での、我々としてもちょっとそこら辺のところ、議会に対してのいろいろな説明の部分もなかなか苦慮した部分がございます。

今回のことを踏まえて、御意見いただいた部分を踏まえて、新しい事業のときはまたいろんなその時点その時点でのケース・バイ・ケースの中での配慮があると思っておりますけれども、今回の件については、例えば、この事業がまた次に同じような形で展開できるということで

あれば、言われたような部分も含めて、そこは一つの経験というところで我々も踏まえた上で、しっかりと対応していきたいなと思います。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太委員。

○9番（松田義太君）

それと、宮崎議員が質問された事業者負担の5分の1についてということで、副市長のほうから答弁がありました。

通常は従来の補助金としては事業者への、これは受益者負担だと思いますが、30%負担であるのが、今回は5分の1ということでの説明がありましたけれども、実際こういうことをやると、ほかの事業にも私は影響が出てくるのではないかと思うんですね。この事業についてはこういう形を取りましたと。そしたら、ほかの事業、特に産業部の中には農業関係、商工関係、いろいろな事業があります。そういう中に配慮をしながらやらなければならないようになってしまうと、全ての事業に影響してくる。

ですから、こういう設定をするときは、やはりきちんとした根拠を持ってそういう制度、そういうものを持っておかないと、逆に市民の皆さんから見ると不公平に感じる、そういうこともあるんじゃないでしょうか。副市長どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今回のデジタル田園都市国家構想交付金を使った事業について、いろいろと御意見いただいております。

いろんな議員からもお話をいただく中で、私たちとしては手続的には不備がないと考えております。

ただ、議員のほうから事前に説明がなかったという話があったと思います。当然この点については、市長のほうからも話がありましたけど、私たちも庁内の中で、今回の部分は相手があることだし、採択になるかどうか分からない、非常にデリケートな話なので、どこまで言えるかということで、2月22日の段階では詳しくはできていなかったというところになります。

また、4月1日、3月末に内示が決定して、内示を見れば大体どういう事業が採択されたかというのが分かるので、その後、どのタイミングで議会に事前に、当然6月補正で予算化しないといけないので、通常は予算化した段階で、こういったように議案審議の中で議論するというのが正式なやり方かと考えておりますけど、この案件につきましては、特に今、松田議員のほうからもありましたように、民間施設に対する補助という形になりますので、非常に市民の皆様、議員の方の関心度、注目度、理解も必要な事業となっておりますので、ど

このタイミングで議会に説明するかということはずっと考えておりました。

今回、この事業自体は鹿島市としても今回初めてチャレンジする事業となっております。当然、新しく事業を始めていくことになりますので、どのタイミングで説明していくかということも私たちのほうとしてはなかなか悩んでいて今回になりました。今補助金、補助率のお話もありました。欠けるとほかの事業にも影響するんじゃないかということでもあります。当然そういったことも考えながら、どこまで負担をすれば、上乘せで負担することに対して説明がつくのかという観点から、今回、5分の1、2分の1、20%の整理という形でしております。

当然、人口減少社会の中において、いかに人口増を鹿島でやっていくかという、今本当に大事な局面になっているんじゃないかと考えております。この事業は新しく積極的に鹿島が取り組んでいって、成功例を1つつくって、その後、いい流れをまた市内全体に広げていくことが将来的な鹿島市の人口増にもつながっていくと考えております。

何回も繰り返しになりますけど、市としても今回チャレンジする事業となっております。新たにこういったことに鹿島市としても積極的に挑戦をしていかないと、この先の鹿島市の将来も厳しいものになってくると考えております。そういった観点から、今回、この提案、当然、議員の皆様に対する説明というのも遅くなった部分もありますけど、そういったところは今後の進め方のところで十分御意見としていただいて、今後の進め方の参考にさせていただきたいと思っております。

これは松田議員の質問とはまた別ですけど、先ほど伊東議員の質問の中でも、なかなか議会に対する説明が遅かったであるとか、選定のやり方とか、いろいろ不備があったからこんなふうに長く議案審議の中でいろんな議論をするということになったかと思っております。そういった御意見があったかと思っております。でも、本来議会の中では、私たち執行部としていろいろ考えた議案に対して、議員の皆様から今回のような意見をいただいて、真摯に対応していった鹿島市のために議論するというのが本来の議会の姿だと考えております。

当然、今回いただいた御意見というのは真摯に受け止めて、以降の事業展開は進めていきたいと思っておりますけど、今回のこの件については、議場の中で皆さんのほうから貴重な御意見をいただいて、それを参考にしながら今後の市政運営に参考に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太委員。

○9番（松田義太君）

議場の中で全て納得を得るような答弁がいただければ、確かにおっしゃったような形でも十分に対応できるのかもしれませんが、各議員がどう思われているのか分かりませんが、こ

れまでの質疑を見てみて、果たして納得できている議員が何人おられるのか、それは分かりません。ただ、副市長がおっしゃったように、議会の中でこういう形で、あらゆる角度から質問、質疑をさせていただくことは大事なことだと思っています。

ただ、もう一点、私が思うのは、今回のこの案件に関して、一般財源から約27,000千円の持ち出しをやられている、国は30,000千円ですけれども、全ての案件をすると市は27,000千円、新年度予算のときから考えてみましても、これだけの多額の一般財源から持ち出しの事業というのは本当にどのくらいあるんだろうということです。

いろいろな審議の中、また、各議員は各地区、各団体からの要望をいただいている中で、多くの担当課の皆さん方をお願いをする中で、本当にここ一、二年よく言われるのは、財源がありません、財政的に厳しいのもう少し待ってもらえませんか、そういう意見を多く私たちはいただいている。そういう中であって、この27,000千円という補正予算の中で、一般財源から持ち出してこの事業に当たると。そういう事業であれば、私たちは今要望をもらっている団体、また各地区の区長さんたちに対しても、しっかりとその説明責任を果たさなければならぬものもあります。実際、この短期間の審議の中で27,000千円というのは、全協の5月29日の中で数字として出てきています。

そういう中もあるので、この議案に関しては慎重に、そして、厳しい質疑もあったと思いますが、それに堪え得るような答弁をしてもらわないと、私たちは市民に対してきちんとした説明責任を果たすことができない、そういう意味で質問をさせていただいているということです。

ですから、今、副市長がおっしゃったように、議会の中でこの案件についていろいろな質疑等をしながら、いい方向に持っていくことは分かりますけれども、実際この質疑が終わった後に、私たちは、また市民の皆さん方に、この事業が動き出したときにきちんと説明ができるような答弁をしっかりともらいたいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

松田議員が言われる、市としての基本的な考え方というか、総括的な話としての説明となりますけれども、今回の件は、先ほどから言っていますように、市の置かれている状況の中での将来の中で、企業誘致の一つの可能性というところで、タイミングも含めて、我々としてはしっかりと取り組んでいきたいという決意を持って申請を行って採択を受けてということで、今回提案をさせていただいているところでございます。

今回の事業につきましては、本来は市が主体的に責任を持って企業誘致を進めていく、そういった責務がある中で、なかなかそこができない状況がある。そこに今回のいろいろな条件の中で、いろいろな力をお借りしてできる絶好のチャンスだと捉えております。

それについては、言われるように、いろいろな金額についての是非だったりとか、程度とか、場所の決定とか、いろいろなところでも意思決定の部分、それは庁内の中でしっかりやってきたところではございますけれども、このすることの意義については、しっかりと我々も基本的には捉えながら皆さんのほうにお伝えをして、これは一つのきっかけというか、一つの好機のタイミングだと私たちは思っております。これをぜひ成功させながらというか、いろいろなところに波及して好循環していくというのが我々の狙いというか、思いでございますので、そういった意味で、最初のところでいろいろ多分御意見をいただくというのは承知をしておりますけれども、整備をして、さらにそこに企業を誘致して、そこからまたいろいろな取組を進めていく、それが地域の中に広がっていく好循環というところを我々は目指しておりますので、そういったところで総括的な話になりますけれども、今回の予算についてはそういった思いで提案をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太委員。

○9番（松田義太君）

本議案を通して、ほとんどの議員が企業立地、そして中心市街地の活性化、空き店舗の活用等は皆さん賛成するところであると思ひます。

しかしながら、これまでの経緯、手続、そして、これまでの執行部からの説明等を、やはり皆さんそれぞれ総合的に判断をして採決に臨まれると思ひますけれども、今後、たればですけれども、もう少し皆さん方の答弁が、透明性、公平性の観点であったり、また、議会のほとんどの議員が納得できるような答弁をお願ひして、質疑を終えたいと思ひます。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

皆さん補正予算でサテライトオフィス事業について質問されておりますので、私も同じ事業について質問をさせていただきます。

まず、場所なんですけど、旧伊東時計店さんが今回の候補地というか、ここでということになっておりますけど、ここの店舗はもう長らく空き店舗になっております。あそこはよく通りますので、シャッターがかなりもうずっと閉じて、あそこはかなり皆さん通るから、ずっと空き店舗ねというふうな思いがあると思ひますけど、大体どれぐらいの期間、空き店舗になっておりますかね。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

空き店舗になっている期間についてお答えいたします。

伊東時計店さんが令和3年12月頃に廃業されたというふうに聞いておりますので、約2年半は空き店舗の状態であったかと思えます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

2年半が空き店舗だったということでしたけど、2年半の間、鹿島の市民の人があそこを通って、ちょっと中心の商店街が閉まるとるねというふうなイメージを私は思っていたと思います。私も実は思っていましたから。

あその店舗が今回、国の採択を受けて、2年半空き店舗だったところがオフィスビルになったり、コワーキングスペースになったり、あそこにもしかしたら何十人もの人が企業誘致で雇用されるかもしれません。あの十字路交差点、空き店舗だったところが活性化することについて、私はこれはすごく鹿島市のまちの発展にはいいんじゃないかなというふうに思います。だって、空き店舗だったから、2年半誰もあそこを借りて営業しなかったから。でもそこが、今回2年半という期間はありましたけど、活性化する可能性があるというふうなことで、私はその件に関しては非常にいいことだったなというふうに思います。これは私も周りの人に聞いてみて、あそこは空き店舗だったけど、今度もしかすっぎ入っかもしれんよとなったときには、何人か聞いてみたんですけど、ああ、それはよかったねという一般の市民の方が私の支援者の中では多かったです。

今回、国のサテライトオフィスの民間の交付金事業が令和4年度からあって、それに採択を受けたということですけど、この間、もちろん申請は自治体がしなきゃいけないというふうな決まりとなっていますけど、公表はされていたわけですよね。地方創生の整備局かのほうで、創生課かな、創生局のほうでずっと約2年間ぐらいこの事業があっていた中で、鹿島市でこの事業で何かサテライトオフィスをしたいとか、企業誘致をしたいとか、そういった御相談はこれまで鹿島市にあったんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

お答えします。

今までそういう御相談は受けておりません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

国の交付金はいろんなパッケージがあります。その中で、いろんな支援策がありますもんね。その中で、これを知って一緒にしたいという人が鹿島市はこれまでになかったんですもんね。市の補助、県の補助、国の補助、これは知っている人と知っていない人でかなりの差が出ます。知らない人もたくさんやっぱりいらっしやると思いますよ。いろんなこれは補助、給付金、何でもですね。でも、ほかのも含めて知っている人は補助申請ができて、交付金をもらえた、補助金をもらえた、給付金がもらえた。知らない人は、残念ながらちょっと知らなかったのでもらえなかった、これは何にでも私は言えることじゃないかなと思います。その中で、こちらの企業はいろんな活性化、さっき書類にも書いてあったけど、中心商店街の活性化になるんじゃないかという県の人との話から、今回これがもらえるんじゃないか、申請できるんじゃないかということで申請をされて今回通ったということで、ここは企業の努力も私はあると思います。

鹿島市で今まで誰も申請、相談がなかったこの案件について、どうにかできないかと。しかも2年半も空いていた店舗だと、そこをどうにかしたいというふうな話が出て、こういうふうな採択、申請をして採択の結果になったと。

しかも13,000千円の自己負担もあると。そういったところは、どの事業をするにしても、やっぱり負担金というのはつきものです。30%から5分の1とかいろいろそれはあるけど、今回の件に関していうと、やっぱりそういった情報を仕入れて申請を頑張ってされたというところも企業努力の一つだと私は思います。

皆さん決め打ちという言葉も言われていましたけど、このサテライトオフィス事業、全国で同じような、決め打ちをして申請して審査が通って採択を受けたような案件というのは、ほかにどういったところがありますか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

鹿島市と同じデジ田交付金の採択を受けた自治体の中で、そこが公募しているとか、あらかじめ対象が決まっていたかということは公表されておりませんので、全部を把握するのはなかなか難しいんですけども、公表されている中では、秋田市では対象が決まった施設に対する採択を受けていらっしやいます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

秋田市では鹿島市と同じような民間の企業で、いわゆる決め打ちをしてから申請して採択を受けたというところも、ほかの自治体の例もあります。だから、鹿島市が特別だというこ

とは私はないと思います。

あとは、ほかの方がおっしゃる中でもあったんですけど、国のパッケージでいろんな交付金があると思いますけど、これは申請した時点で議会に話さなければいけないという決まりがあるのか、そして、採択を受けたら説明があるのが通常、全員協議会とか、そういうところで説明があると思いますけど、この申請した時点で何でんほかの事業もせんばいかんとか、そういった決まりはあるんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

私のほうから今回の事業についての国のQ&Aのほうに書いてあるものを御紹介しますと、自治体の予算確保に関しては議会の承認を得ている必要はなく、そこは各自治体の判断で適宜御対応いただきたいというふうに書いてございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

こういった交付金とか、その類いというとなんですけども、そういったものに自治体から申請をした時点で議会のほうに報告とかそういった手続が義務づけられている決まりがあるかというところですけども、全員協議会とかでこういったことを示したというふうな、任意での話になるかと思いますが、説明はさせていただいているところはあると思いますけれども、そこは義務というところじゃなくて、あくまでも情報の共有という形でさせていただいている部分ではないかと。

すみません、根拠については私もちよつと確かめておりませんが、そういうことです。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

今御答弁いただきましたように、申請の時点とか、議会に報告してからしなければいけないとか、そういう決まりはないということで、きちんとそういう決まりもありますので、あとはタイミングで、いつ公表するかと。それが全員協議会になったということだと思います。

むしろ、この申請がもし通らなかつた場合、議会に言つとつて通らんやつたとなつたときは、逆に私は混乱させたと。こが言つとつけど、ならんやつたたいねと批判されることもあると思いますので、採択を受けて説明をします。その手続に私は不備とかはないと思います。

もう一つ言うと、2,500千円の件が4社、10,000千円、これが9,000千円になったというふ

うなこともありますけど、どっちにしる企業が誘致、どこか来たときは、いろんな整備で2,500千円渡すようなことになると思います。その中で、4社だから本当は10,000千円渡さなきゃいけないですもんね。それが9,000千円になっているというところで、私からしたら企業としては10,000千円もらえるようなところを、なし9,000千円になったとねと、私はそういう見方ですもんね。本当は2,500千円、4社で10,000千円、鹿島市の一般財源からもらえるかもしれなかったのに、これが結果的に9,000千円になったというのは減額じゃないかというふうに私は捉えますけど、その点についてはいかがですかね。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

自治体の負担、鹿島市の負担の金額についてお答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、私たちの自治体の負担上乗せ分の考え方として、もともとあった要綱の改装費補助金の2,500千円、今回4社分のオフィスを整備していただくので、その分を上乗せするという考え方の一つとして担当課としては提案をいたしました。

その中で、ただ、5つオフィスを整備したらさらに上乗せするののかという意見もありまして、そこで一定程度の上限を、国の交付上限が30,000千円となっていますので、市のほうの交付上限額というのも定めるべきではないかという中で、全体の事業費の5分の1は最低は御負担いただくというふうに最終的には提案をしまして、庁議のほうでそのように認めてもらったということでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

そういうところも庁議で決まったということで御答弁ありました。

企業からしたら、ちょっと1,000千円減額されたねというふうな印象を、そういう感じの印象にやっぱりなるかなというふうに思います。

ただ、この事業の最大のポイントは、鹿島市民が本当によく通っている、目につく、あそこの交差点の最も目立つところの2年半空き店舗だったところが、企業誘致によってもしかしたら活性化するかもしれないと。そして、よその企業が来て、あそこで働いて、鹿島で暮らして、それで中心商店街が活性化するんじゃないかと、そういうふうな意義が、私はサテライトオフィスのこの事業にはあるんじゃないかなというふうに思います。

過去も案件で出されましたけど、ピオの事業のとき、あれも議論にはなりました。でも結果的に、あそこの子育て広場が整備されて、たくさんの方が使われてきました。子供とか赤ちゃんとか、もちろん私の子供も遊びに連れていって、多分ほかの方も、おじいちゃん、お

ばあちゃん、連れていかれた方もいらっしゃると思います。ああいうふうな、やっぱり子供にとっても保護者の方にとってもなくてはならないような施設に数年後はなる可能性もありますし、あそこを中心に、また駅だったり、あの辺の中心商店街が活性化する一つの起爆剤になるんじゃないかなというふうに私は思っております。

それぞれ議員の方でお考えがあるとは思いますが、企業誘致をしろ企業誘致をしろとして、今まで言って、実際こういうふうなオフィスビルが来るとなった途端に、やっぱりこれはどうなのというのは、ちょっとやっぱり筋が違うかなというふうに私は思います。

採決結果がどういうふうになるか分かりませんが、そういったことで、いろんな多方面に考えて、鹿島の将来のことを考えて、しっかりと議論ができればなというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今から動議を提出したいと思います。

議案第30号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）の修正動議を提出いたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいま議案第30号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）の修正動議が伊東茂君から提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩します。

午後5時58分 休憩

午後6時10分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで資料の配付を行いますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（徳村博紀君）

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し議題とすることに決しました。

ここでお諮りいたします。追加日程第1の修正動議は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、修正動議は委員会付託を省略することに決しました。

追加日程第1 議案第30号「令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）」
の修正動議

○議長（徳村博紀君）

それでは、追加日程第1. 議案第30号「令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）」の修正動議についての審議に入ります。

提出者の説明を求めます。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

それでは、修正動議の説明を申し上げます。

議案第30号「令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）」の修正動議

上記の修正動議を地方自治法第115条の3及び鹿島市議会会議規則第16条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

令和6年6月13日

発議者 鹿島市議会議員 伊 東 茂

賛成者 鹿島市議会議員 中 村 日 出 代

鹿島市議会議長 徳 村 博 紀 様

（修正案の説明）

本修正案は、中心商店街の空きビルを活用しサテライトオフィスを誘致する事業について、不備な点が多く、事業の進め方を見直すべきと考え、令和6年度一般会計補正予算に計上されているサテライトオフィス等の開設に係る経費を減額するため、予算の一部を修正するものである。

修正案を順次説明します。

別紙2ページを開けてください。

令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正する。

第1条第1項中411,343千円を347,276千円に、15,251,343千円を15,187,276千円に改める。
歳入につきましては、14款2項. 国庫補助金、補正額306,218千円を269,508千円に、18款1項. 基金繰入金、補正額56,421千円を29,064千円に、歳入合計、補正額411,343千円を347,276千円に改めます。

歳出につきましては、7款1項. 商工費、補正額64,067千円をゼロに、歳出合計、補正額411,343千円を347,276千円に改めます。

なお、3ページの関係資料、歳入歳出予算事項別明細書につきましては記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

それでは次に、提案理由を申し上げます。

修正動議の提案理由。

ただいま議案第30号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について、執行部からの説明の後、質疑が行われました。

各担当課から出された補正予算案は、主なものだけでも11項目が含まれており、議案第30号として6月予算案が一くくりで採決をされる予定です。しかし、その中に、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したサテライトオフィスの誘致事業についてに関しては、5月29日に全員協議会の中で、商工観光課より中心商店街の空きビルを活用しサテライトオフィスを誘致する事業の説明を受け、まちの空洞化対策として活性化につながると事業効果の説明がありました。

しかし、この空きビルが建設されてから50年以上経過していること、耐震基準を満たしていない点、民間運営施設の整備・運営支援に54,000千円計上され、鹿島市の負担分が24,000千円に上る点など、議員の半数近くから多岐にわたる質問が出され、再度協議の必要性があると議員から提案があり、6月4日に2回目の全員協議会、6月7日には文教厚生産業委員協議会がこの案件を取り上げ、協議が進められました。このとき、デジタル田園都市国家構想交付金の採択までの経過の説明と、市長以下、部長、関係課職員出席での庁議事項の結果が報告されました。

本市における企業誘致の取組は、新規工業団地の造成には多額の費用と時間を要し、人材の確保が厳しいため、民間施設を活用した事務系企業を誘致に取り組みまれたと判断をいたしました。審議結果は、原案のとおり事業を進める結果が出されています。ただし、中心市街地等の状況を整理した上で議会へ報告を行うと記されています。

議員からは、中心市街地の空きビルを調査し、一般公募をした上で事業を進めるべきではなかったかと疑問視する意見が出されました。新規事業を進めるに当たり、スピード感を持って取り組んだと執行部の考えを述べられました。スピード感を持ちつつ事業を進めることは必要ですが、公平、公正に事業を進めているか常に配慮を行い、念頭に置き、政治は進めるべきであり、一般公募の結果を得て事業を進めることが市民の新規事業への理解を得ることができると思います。

この事業については不備な点が多く、本市の事業の進め方を見直すべきと考えます。

一般会計補正予算には、この案件のほかにも補正予算事業が組み込まれており、一くくりの採決では、議会における市政の監視、チェック機能を市民の皆さんに正確に伝えることが

できないと考えます。

議案第30号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）からこの案件のみを切り離し、採択を行うため、修正動議を提出します。

以上が提案理由となります。

○議長（徳村博紀君）

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

先ほど修正動議が出されて、修正案が提出をされました。

伊東議員のおっしゃることも分かる部分もあります。私は先ほど議案質疑で申し上げたように、あそこの店舗がずっと空き店舗だったところが、あそこに何かサテライトオフィスができて企業誘致ができる、その意義というのは大変大きいものだとは考えております。

そういった中で、6月議会でこのサテライトオフィス整備等開設支援事業を、もしこれを取り下げた場合に、今後どのような形でこの事業を進めていくのか。公募して事業者を募り、事業者を選定し、事業申請を国に提出して、国が認めて事業が始まっているは、これはもうこの年度内に終わることができない可能性があると思います。そのことに関してはどういうふうに思われているのか、質問します。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

質問をいただきましてありがとうございます。

まず、空き店舗が解消されることはいいことではないかと、私もそれは思っています。空き店舗の持ち主の方が、まちの空洞化、そして、中心市街地の活性化のために取り組まれたことは私はいいいことだと思っております。ただ、私は先ほどの議案審議の質疑の中でも話したとおりに、執行部の進め方に問題があるということで修正の動議を出させていただいたところでは。

また、その次に質問をされました、もしこの議案が今議会で否決された場合、このデジタル田園都市国家構想交付金を活用した企業誘致がこれからできなくなるのではないかと、そういうふうな不安は当然あると思います。

まず、デジタル田園都市国家構想とは、地方を中心に人口減少、少子高齢化、過疎化、地域産業の空洞化などの課題解決のために、地方創生を活用し活性化を図っていく事業と私は捉えています。

デジタル田園都市国家構想交付金は、私が調べた中では、今年で3年目に入っていると思います。令和4年から始まっていると思います。本年度当初予算は1,000億円で、この事業はこの国家構想自体が2027年までの総合戦略となっております。多分、先ほどの議案審議の

中で執行部から答弁があったように、申請の内容にある程度の修正はかけていって、それでも私は、また再度国のほうと調整をする中で、もちろん県ともお話をする中で、できると考えております。また再度そういうふうに取り組んでもいただきたいと思っております。ただ、その際には、先ほどの議案審議の質疑の中でも多くの方から言われたように、道筋を立てて、一般公募等を採用しながら進めていただければなと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

2027年度までであるから、今後きちんとした手続を踏んでしたほうがいいんじゃないかというところで御答弁をいただきました。

これは1つ、先ほどもまた意見が出た中で、この事業を鹿島市議会で否決した場合には、鹿島市は企業誘致に対して推進していないというメッセージを国や県に与えてしまう、これが危惧される。だって、今国も県も進めているんですから。もちろん市も取組の姿勢がありますけど、これを否決した場合にはそういうメッセージが出るんじゃないかと。そういうことに対してはどのようなふうを考えられますか。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

質問にお答えをしたいと思います。

私は先ほどの議案審議の中、多くの議員が質問をした中にも出てきたように、特に新規事業は透明性を持って、公平、公正で進めるべきだと思っております。

中村一堯議員が心配される、もしこの事業をこの議会で否決した場合、国の交付金申請であつたり、佐賀県との、企業立地課との関係が悪化し、県の支援がなくなる心配はないのかという不安はあるだろうと思えます。ただ私は、国と県の関係悪化や支援が途絶えることはまず考えられないし、あつてはならないことだと思っております。今後も国と県との連携を深める努力は、もちろん執行部も議会もそうです。必要と考えます。

私たち鹿島市議会、特に私は地域交通まちづくり特別委員会の委員長でもあります。何回でも県のほうに出向き、これからも企業誘致事業の推進の協力をお願いし、そして、県市選出の国会議員の先生方にも協力を仰ぎたいと思っております。心配される国と県との関係悪化は考えられないと思っております。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

いろんな多方面の関係を得ながら、丁寧に進めていけばいいんじゃないかということで御答弁いただきました。それも一理あることかなというふうに思います。

私は伊東議員が期数が長いから、その中でずっと企業誘致の質問もされてこられました。鹿島市議会の中で、このサテライトオフィス事業がいつから出てきたかなと私はたどって見たんですけど、令和2年12月に、工業団地が難しければサテライトオフィス事業も推進していくという方向性が、これは会議録からきちんと出されています。

令和4年12月16日には、伊東議員の企業誘致の一般質問において、工業団地の造成の件で質問されています。その中で、市長がトップリーダーで頑張ってもらいたい。オーダーメイドが難しければ、造成工事を今からしては遅いと。今ある分でもしっかりと頑張っていかなければならないというふうな企業誘致の、製造業だけじゃなくて、県の指導もいただきながら企業誘致したほうやっぱりいいんじゃないかというふうなことで一般質問でお話をされているんですね。そのときに、やっぱりそういった企業誘致に前向きな姿勢をしているのに、今回、手続の問題で反対をしているというふうに、公募をしていないからということですけど、大きく鹿島市を見たときに、この企業誘致サテライトオフィスというのは、伊東議員が令和4年12月に言ったように、非常に重要なことだと私は思います。

だから、過去に御自身がそういうふうな発言をされているにもかかわらず、今回そういった修正動議を出して反対されることに関して疑問を感じている、そういう伊東議員の支援者の人もいらっしゃると思いますけど、御自身がそういう発言をされているから、それに対してはどういうふうに思いますか。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今、中村一堯議員から質問があったように、私も何回となく一般質問の中で企業誘致の件は質問に立っております。谷田の工業団地がいっぱいになってから数年がたち、どうなるんだと。

工業団地の造成には、候補地は幾つか絞られたというふうなことは答弁をそのときいただいております。しかし、それから進まなくて、そういうこともあって、今年の初め、特別委員会のほうで県の企業立地課に行って、そして、鹿島市の今の状況等を考えたら、やっぱりまだ交通網の整備に問題がある。大きな製造業のメーカーとかを誘致するのは厳しいんじゃないかと。それだったら、サテライトオフィス、事務系のオフィス、そういうふうなのを考えたらどうかと。もちろんそれは私は賛成をするんです。それを進めることもいいことだと思っております。

ただ、私は何回も言っているように、今回の事業の進め方、これをそのまま通してしまった場合に、市民の皆さんの理解が本当に得られるのか。中村一堯議員の考え方と私はそこが

若干違うと思います。企業誘致は進めるべきです。それは分かっています。しかし、議員として、この議場で発言をする中で、自分の発言には責任を持ってみんな行っております。先ほど松田義太議員の質問の中にもあったように、この議案審議が終わった後、この案件に対して多くの方からいろいろ問合せが来るでしょう。そういうときに、自分が自信を持ってお答えできるかどうか、自分の思うことをしっかりと伝えるためにも、私は今思っているのは事業の進め方、これの公平、公正、透明性、これを重視しなければならないと思って、今回こういうふうな立場に立っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

原案及び修正案に対し、一括して討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いいたします。6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

議案第30号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について、先ほど動議が出されました修正案に反対、原案に賛成の立場で討論をいたします。

今回の一般会計補正では411,343千円を計上され、市制施行70周年記念事業関連、低所得者支援及び定額減税補足給付金、新型コロナウイルスワクチン定期接種事業委託料、サテライトオフィス等開設支援事業補助金等が主な対象となっています。

鹿島市は本年、市制施行70周年の記念すべき年であり、先般開催されましたNHKのど自慢の開催をはじめ、様々な記念事業、イベントが計画をされています。市民の皆様と共に市制70周年をお祝いし、喜びあふれる1年間にしていきたいと思います。

少子高齢化、人口減少が進む中、まちの活性化、にぎわいの創出は欠かせません。今回、空き店舗になっていた旧伊東時計店のビルを活用して、中心商店街活性化のため、デジタル田園都市国家構想交付金の採択に向け、スピード感を持って取り組んでこられました。

本物件を、交付金を活用してサテライトオフィス等の整備に取り組み、企業誘致を図っていきたいとのこれまでの経過、取組について説明がありました。市民の皆様への周知や公募については、今後の検討事項として、先ほど中村一堯議員の質問の中で、旧伊東時計店のビルが約2年半、シャッターが閉まった状態のままであると、そのような答弁でありました。

市のほうから特定の民間企業や団体に声をかけたのではなく、まちおこしのため、民間の方より提案があり、佐賀県と市の思惑とがマッチングしたわけであります。公平性は担保されていると考えます。

肥前鹿島駅前整備事業と併せ、中心商店街の活性化は、鹿島市の今後のにぎわい創出、定住・関係人口の増加、雇用の創出など、計り知れない効果があると期待をするものです。サテライトオフィス、企業誘致を行うことにより、人口増、税収増に結びつく利点もあると考えます。鹿島には日本を代表する企業、世界に誇れる企業がたくさんあり、一方では、誘致できる土地には限りがあります。今回の空き店舗を活用したサテライトオフィス等の誘致が、今後、企業誘致を行っていく上で欠かせないと思っています。

デジ田交付金採択までの経過については、この件について先ほど修正動議が出されましたが、様々な意見があるのも承知をしております。まずはスピード感を持って、中心商店街の活性化、にぎわいの創出に向け、サテライトオフィスの整備、誘致を行っていただきたいと思います。この件については、これまで様々な議論がありました。私たちはどこに重点を置き、どのような判断基準を設けるか、それは市民の皆様、市民全般の利益と、これからの市の発展であると考えます。

担当課の職員の皆様をはじめ、関係者の皆様方には、この事業の成功と今後の誘致活動の道筋をつけていただくよう期待を込め、参入希望される企業に対しては慎重な判断と審査をお願いしたいと思います。

都会に本社を持つ優良な企業がオフィスに入っただき、このビルが有効に活用されることを期待しています。そして、今後ますますの鹿島市発展のために、企業並びにサテライトオフィス等の誘致支援、後押しをしていくことをお誓い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（徳村博紀君）

原案に賛成ということですね。6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

失礼しました。

今後ますますの鹿島市発展のために、企業並びにサテライトオフィス等の誘致支援、後押しをしていくことをお誓い申し上げ、原案について賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論ありますか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されました修正案には賛成をいたします。

これまでいろいろ審議をしてきましたが、今回の事業は、確かに事業的には問題はないということもあると思います。しかし、大分論議がされましたが、このことについて私たち議会を全く無視した形で進められ、ぎりぎりの段階でこういう形で来ました。私たちは本当に市民に責任を持つためにも十分にこのことを知らせながら議論をしなくちゃいけなかったと思います。しかし、それができていません。

それで、この問題については、今まで執行部の答弁もありましたが、本当に議会の質問に対してよくなかったなというような気持ちは全くない。それどころか、最後の市長の答弁では、相手があることだからこういうことでしなくちゃいけなかったとおっしゃいましたが、相手があるからこそちゃんとしなくちゃいけない。特に、この事業は国が初めてやったデジタル田園都市構想事業ですか、そういうのを初めてやるわけですから、こういうのを十分にみんなにも知らせていく必要がありますし、特にこれは国から来た交付金を使っての市の事業です。ですから、こういうのはもっと全体の市民に知らせながら、皆さんが納得いく形で、そして、それを取り組んでいくということが私は重要だと思います。そのことがなされていない。

だから、この予算については、今度出ております補正予算の中で、ほかに通さなくてはいけない案件もあると思いますが、しかし、このことを一緒にするということになると、全体の予算にも反対をすることになるわけですね。ですから、この問題について、別に取り出して十分に審議をし、市民の皆さんにも知っていただく、そして、本当に取り組んでよかったなというような事業にするためにも、これは分離して審議をすることが大事だと思いますので、私はこの修正案には賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論ありますか。3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

先ほどの商工振興費補正修正動議に反対をいたします。原案については賛成をいたします。

その理由は、今やるべきことは何かということ考えた場合に、一般企業の企業が11月頃ですか、そういったところで空きビルを取得されて、そして、ここを生かしていきたいと、そして、誘致をしたいというふうなところでの提案があったようです。ここ何年か誘致というふうな話を聞いてきましたが、初めてそのような誘致というふうな話を聞きました。そういった中で、ああ、ありがたいなと、よくやってくれたというふうな気持ちであります。

そういったところで、今いろんな手続とか、議会に対することとか、意見が出ております。そういったことはやはり真摯に受け止めていかなければいけないと思いますが、そのことについて決定するということについては、きちんとされているというふうなところで問題はないと思います。

そういった中で、他市が活性化していく中で、この鹿島市が今どういう状況にあるか、市民が何を思っているか、もっと活気立つようにしてくださいと。そして、そういう中での提案であったと。それも11月ぐらいにあって、短期間の中でそれを決めていかなければならない、そういったところの理由も説明がありましたが、そこできちんとした説明もあればもっとよかったんでしょうが、それはそれなりに考えて、まちの活性化ということができる初め

ての議案が出ている、案が出ているということで、私は非常によかったなというふうに思います。

そういったことで動かれた企業のことについては、予算については、やはり尊重して、そして、鹿島市全体で初めて活気あるようなことが出てきたということは、やはり執行部もそこら辺は不足なく進めてもらいたいというふうに思います。

したがって、原案には賛成、修正動議には反対をいたします。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論ありますか。2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

議案第30号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）に対し、原案に反対し、修正案に賛成の立場で討論いたします。

先ほどの質疑のほうでも申しましたとおり、本サテライトオフィス等開設支援事業補助金の事業に関しまして、鹿島市の企業誘致の方針、あるいは中心商店街の活性化、また、空き店舗対策の目的、それに伴い、サテライトオフィスの整備をすることによって、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業には理解しており、事業自体の中止を求めているものではありません。

しかしながら、本交付金、補助金の対象である民間施設、現空きビルの選定におきまして、同じ他の空き店舗や空きビルの所有者に意向確認もなされていなく、また、活性化を共に行うべき中心商店街の方たちに対する事前説明もなく、当事者間で手続が進められております。関係者の合意形成のないことは、法的手続における公正性が欠けていると言えます。

加えて、本件に関しましては、昨年11月に佐賀県の仲介により施設所有者の申入れがあったことや、1月の市の庁内協議、また、本件ビルをデジ田交付金の対象とするものの申請に関しまして、機会があったにもかかわらず議会に対して情報開示がなく、本6月議会議案審議まで至っていることに関しまして、透明性ある手続が取られていないと言えます。

また、本件サテライトオフィス等開設支援事業補助金54,000千円のうち、デジ田交付金45,000千円を除く9,000千円に関しまして、補助金を支出する根拠が全くありません。

よって、本事業に当たっては一度立ち止まって、市民、特に対象となる中心商店街や同じ空き店舗所有者の合意形成をしっかりとった上で進めるべきと考え、本議案に対して反対し、修正議案に対して賛成いたします。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

これより議案第30号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について採決します。
まず、本件に対する伊東茂議員から提出されました修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立少数であります。よって、議案第30号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についての修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

議案第30号 令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第30号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第31号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第12. 議案第31号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議についてであります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第31号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について説明いたします。

議案書は41ページから、議案説明資料は47ページからでございます。

それでは、議案書41ページをお願いいたします。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することを協議することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、この案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

規約変更の改め文でございます。

協議内容につきましては議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の48ページをお願いいたします。

初めに、協議理由についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日からマイナ

ンバーカードと健康保険証が一体化され、現行の被保険者証等が廃止されることに伴い、佐賀県後期高齢者医療広域連合の規約を変更する必要性が生じたものでございます。

広域連合の規約を変更するためには、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体の協議を要し、同法第291条の11の規定により、その協議については、当該地方公共団体の議会の議決を要すると定められております。

次に、変更内容でございますが、47ページの新旧対照表の別表第1を御覧ください。

現行の被保険者証等が廃止されることに伴い、被保険者証及び資格証明書の引渡しや返還の受付が廃止され、代わりに資格確認書等の引渡しや返還の受付が発生するため、別表第1中の字句、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものでございます。

なお、先ほど令和6年12月2日から現行の被保険者証等が廃止されると説明いたしましたが、廃止前に既に発行済みの被保険者証は、1年間は無効とみなされます。具体的に申し上げますと、本年8月に更新する被保険者証につきましては、令和7年7月までは有効とみなされるものでございます。

恐れ入りますが、48ページにお戻りください。

最後に、規約の変更予定日でございますが、構成市町の議会の議決や佐賀県知事の許可を得た後、令和6年12月2日を予定されております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第31号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第31号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明14日から18日までの5日間は休会とし、次の会議は19日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 6 時 59 分 散会